

環境省関係

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	意見
267	有害鳥獣の捕獲許可等の市町村への移譲	有害鳥獣の捕獲等の許可、許可証及び従事者証の交付、違反者に対する措置命令、許可の取消を行うことは地域に密着した事務であるので、市町村に移譲すること	【制度改正の必要性等】 鳥獣保護法第9条に基づく有害鳥獣の捕獲等の許可、許可証及び従事者証の交付や第10条に基づく措置命令や許可の取消については、法律上、県の権限となっているが、本県では特例条例で全市町村に移譲済みである。地域の実情に詳しい市町村が処理することで迅速に対応でき、農作物被害等、鳥獣被害に関する住民からの相談に応じ速やかに調査を実施している。また、市町村と地元狩猟者との連携により、円滑に有害鳥獣捕獲が実施されている。特例条例で移譲を受けている市町村において、事務処理に当たって特に支障は生じていない。こうしたことから、都道府県と市町村の法律上の役割分担を実情に合わせて見直すべきである。	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第9条第1項、第4項、第5項、第7項、第8項、第9項、第11項、第13項、第10条第1項、第2項、第75条第1項、3項	知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例により、全市町村に権限を移譲している。	環境省	埼玉県	C 対応不可	鳥獣の生息状況等は地域ごとに特殊性に富んでいるので、地域の鳥獣の生息状況に応じた保護管理が必要である。一方で、鳥獣は地域をまたがって行動するため、ある程度広域的な単位で計画的に鳥獣保護行政を推進していく必要がある。このため、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」における捕獲許可等の事務については、基本的に都道府県が担うこととしているところ。 一方、近年、ニホンジカやイノシシ等の鳥獣について、急速に生息数が増加し、分布が拡大した結果、自然生態系、農林水産業や生活環境への被害が深刻になっていると、さらに狩猟者が減少し、若く高齢化が進んでいるため、捕獲等の担い手の育成・確保が喫緊の課題であることを踏まえ、平成26年5月に「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」(以下、鳥獣法という)の抜本的改正を行った。 改正内容は、法の目的に「鳥獣の管理」を位置づけ、管理を図るための新たな措置として、集中的かつ広域的に管理を図る必要があるとして環境大臣が定めた鳥獣について、都道府県は「指定管理鳥獣捕獲等事業に関する実施計画」を策定し、その計画に基づき、都道府県又は国が捕獲を行う「指定管理鳥獣捕獲等事業」を創設する等、都道府県による鳥獣の管理の役割の強化等を行ったところである。 鳥獣法に係る権限を市町村の権限として整理することは、基本的な方向性として都道府県による鳥獣の管理の役割を強化した今回の改正と齟齬が生じるほか、これまで権限を移譲していない市町村に過剰な負担を強いることとなる。 先般の鳥獣法の改正は、多くの地方自治体からの意見も踏まえ、国会の審議を経てとりまとめたものであるが、地方自治体からは、今回提案のような意見は出なかった。以上から、環境省としては受け入れられない。	広域的な単位で計画的に鳥獣保護行政を推進していく必要があることは認識している。 しかしながら、計画的な取組だけでなく、迅速な取組が必要な場合もある。現場に近く地域の実情に詳しい市町村が処理することで、住民からの問い合わせや相談に迅速に対応できる。 危険な動物の出没などは緊急の対応が求められる。その捕獲する主体は市町村であることが多い(実務は猟友会への委託)。市町村が捕獲許可を行うことで速やかに対応できる。 現に被害が発生またはその可能性が高い場合にやむを得ず行う有害鳥獣捕獲は、計画的な取組管理への影響は限定的である。 また、主な鳥獣については、市町村から都道府県に対して毎年捕獲数の報告がなされるため、それに基づいて頭数管理を行うことが可能である。 したがって、有害鳥獣の捕獲等の許可等の事務を市町村に移譲することは、実情に合った対応と考えるので、市町村に移譲すべきである。
268	鳥獣飼養の登録の市町村への移譲	鳥獣の飼養の登録、登録票の交付は地域に密着した事務であり、市町村に移譲すること	【制度改正の必要性等】 鳥獣保護法第19条に基づく鳥獣の飼養の許可、登録証の交付については、法律上、県の権限となっているが、本県では特例条例で全市町村に移譲済みである。地域の実情に詳しい市町村が処理することで迅速に対応でき、住民からの問い合わせや通報に対して速やかに対応している。特例条例で移譲を受けている市町村において、事務処理に当たって特に支障は生じていない。こうしたことから、都道府県と市町村の法律上の役割分担を実情に合わせて見直すべきである。	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第19条第1項、第3項、第5項、第8項、第20条第3項、第21条第1項、第22条第1項	知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例により、全市町村に権限を移譲している。	環境省	埼玉県	C 対応不可	鳥獣の生息状況等は地域ごとに特殊性に富んでいるので、地域の鳥獣の生息状況に応じた保護管理が必要である。一方で、鳥獣は地域をまたがって行動するため、ある程度広域的な単位で計画的に鳥獣保護行政を推進していく必要がある。このため、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」における捕獲許可等の事務については、基本的に都道府県が担うこととしているところ。 一方、近年、ニホンジカやイノシシ等の鳥獣について、急速に生息数が増加し、分布が拡大した結果、自然生態系、農林水産業や生活環境への被害が深刻になっていると、さらに狩猟者が減少し、若く高齢化が進んでいるため、捕獲等の担い手の育成・確保が喫緊の課題であることを踏まえ、平成26年5月に「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」(以下、鳥獣法という)の抜本的改正を行った。 改正内容は、法の目的に「鳥獣の管理」を位置づけ、管理を図るための新たな措置として、集中的かつ広域的に管理を図る必要があるとして環境大臣が定めた鳥獣について、都道府県は「指定管理鳥獣捕獲等事業に関する実施計画」を策定し、その計画に基づき、都道府県又は国が捕獲を行う「指定管理鳥獣捕獲等事業」を創設する等、都道府県による鳥獣の管理の役割の強化等を行ったところである。 鳥獣法に係る権限を市町村の権限として整理することは、基本的な方向性として都道府県による鳥獣の管理の役割を強化した今回の改正と齟齬が生じるほか、これまで権限を移譲していない市町村に過剰な負担を強いることとなる。 先般の鳥獣法の改正は、多くの地方自治体からの意見も踏まえ、国会の審議を経てとりまとめたものであるが、地方自治体からは、今回提案のような意見は出なかった。以上から、環境省としては受け入れられない。	広域的な単位で計画的に鳥獣保護行政を推進していく必要があることは認識している。 しかしながら、許可を得て捕獲した野生鳥獣を飼養する場合の登録及び登録票の交付、登録の更新は地域に密着した事務である。 現場に近く地域の実情に詳しい市町村が処理することで、住民からの問い合わせや相談に、迅速に対応できる。 したがって、鳥獣飼養の登録等の事務を市町村に移譲することは、実情に合った対応と考えるので、市町村に移譲すべきである。
269	販売禁止鳥獣の販売許可等の市町村への移譲	販売禁止鳥獣等(ヤマドリ及びその卵とこれらを加工した食料品)の販売許可、許可証の交付、違反者に対する措置命令、許可取消は、市町村に移譲すること	【制度改正の必要性等】 鳥獣保護法第24条に基づく販売禁止鳥獣等の販売許可、許可証の交付、措置命令や許可取消については、法律上、県の権限となっているが、本県では特例条例で県内市町村にほぼ移譲済みである。地域の実情に詳しい市町村が処理することで迅速に対応でき、住民からの問い合わせや通報に対して速やかに対応している。特例条例で移譲を受けている市町村において、事務処理に当たって特に支障は生じていない。こうしたことから、都道府県と市町村の法律上の役割分担を実情に合わせて見直すべきである。	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第24条第1項、第3項、第4項、第5項、第6項、第9項、第10項、第75条第1項、第3項	知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例により、一部市町村に権限を移譲している。	環境省	埼玉県	C 対応不可	鳥獣の生息状況等は地域ごとに特殊性に富んでいるので、地域の鳥獣の生息状況に応じた保護管理が必要である。一方で、鳥獣は地域をまたがって行動するため、ある程度広域的な単位で計画的に鳥獣保護行政を推進していく必要がある。このため、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」における捕獲許可等の事務については、基本的に都道府県が担うこととしているところ。 一方、近年、ニホンジカやイノシシ等の鳥獣について、急速に生息数が増加し、分布が拡大した結果、自然生態系、農林水産業や生活環境への被害が深刻になっていると、さらに狩猟者が減少し、若く高齢化が進んでいるため、捕獲等の担い手の育成・確保が喫緊の課題であることを踏まえ、平成26年5月に「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」(以下、鳥獣法という)の抜本的改正を行った。 改正内容は、法の目的に「鳥獣の管理」を位置づけ、管理を図るための新たな措置として、集中的かつ広域的に管理を図る必要があるとして環境大臣が定めた鳥獣について、都道府県は「指定管理鳥獣捕獲等事業に関する実施計画」を策定し、その計画に基づき、都道府県又は国が捕獲を行う「指定管理鳥獣捕獲等事業」を創設する等、都道府県による鳥獣の管理の役割の強化等を行ったところである。 鳥獣法に係る権限を市町村の権限として整理することは、基本的な方向性として都道府県による鳥獣の管理の役割を強化した今回の改正と齟齬が生じるほか、これまで権限を移譲していない市町村に過剰な負担を強いることとなる。 先般の鳥獣法の改正は、多くの地方自治体からの意見も踏まえ、国会の審議を経てとりまとめたものであるが、地方自治体からは、今回提案のような意見は出なかった。以上から、環境省としては受け入れられない。	広域的な単位で計画的に鳥獣保護行政を推進していく必要があることは認識している。 しかしながら、現在販売禁止鳥獣とされているヤマドリ及びその卵とこれらを加工した食料品の販売許可、許可証の交付等は地域に密着した事務である。 現場に近く地域の実情に詳しい市町村が処理することで、住民からの相談や通報に応じた事業者指導等に、迅速に対応できる。 したがって、販売禁止鳥獣の販売許可等の事務を市町村に移譲することは、実情に合った対応と考えるので、市町村に移譲すべきである。

環境省関係

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
267	有害鳥獣の捕獲許可等の市町村への移譲	提案団体の提案に沿って、鳥獣の捕獲等及び鳥類の頭の採取等の許可等のほか、措置命令、報告徴収・立入検査等の権限を併せて市町村に移譲すべきである。但し、移譲の対象とする鳥獣の範囲については精査が必要である。	【全国市長会】 鳥獣行政の広域的視点の観点から、慎重な検討を求める。	○ 都道府県と市町村の連携という観点から、捕獲許可の中でも、頭数調整のように県全体として適正な管理が必要な事務については県が引き続き実施する一方、機動性が求められる「鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止」を目的とする捕獲許可について権限移譲すべきと考えるが、この場合何か具体的な支援はあるのか。 ○ 市町村ごとに鳥獣の専門家を置くのは実態的に難しいとのことだが、捕獲許可については、現時点でも事務処理特例で多数の市町村に移譲しているところであり、必要な連絡調整体制を組むことで、市町村においても実施可能ではないか。	D 現行規定により対応可能	提案団体や全国市町村においても認識されているとおり、鳥獣は地域をまたがって行動するため、ある程度広域的な単位で計画的に鳥獣保護行政を推進していく必要がある。このため、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」における捕獲許可等の事務については、基本的に都道府県が担うこととしているところ。 このため、本件提案は、地域特性を踏まえつつ、ある程度広域的な鳥獣行政を目指す法の趣旨に反するものと考えられる。また、前記述べたとおり、都道府県による鳥獣の管理の役割を強化した本年5月の法改正の趣旨とも齟齬が生じることとなり、都道府県を主体とした広域的・計画的な鳥獣の保護と管理に支障が生じるおそれがある。 「鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止」を目的とする捕獲許可については、ご指摘のとおり機動性が求められる場合があることは承知。このような場合は、都道府県及び市町村の調整によって、捕獲対象とする鳥獣種等を精査した上で、地方自治法に基づき、その地域において必要とされる許可権限が市町村に移譲されているのが現状である。しかし実態としては、被害防止の目的に係る許可であっても、権限移譲の対象となる鳥獣種は地域の実情に応じて異なっているため、許可目的や鳥獣種を特定して、一律に権限を移譲することは困難である。 さらに、専門部会で御議論のあったように、仮に一律の権限移譲をした上で市町村が都道府県の協力を得ながら事務を行うこととしたとしても、以下のような支障が生じるおそれがある。 ・現状では移譲されていない鳥獣種に係る許可事務まで移譲されることにより市町村の事務負担が増加し、かつて機動的に捕獲許可を行うことが難しくなる。 ・都道府県の役割である広域的・計画的な鳥獣の保護管理に支障が生じる。具体的には、鳥獣の中には、被害防止と絶滅の防止のための保護を、バランスをとりながら進めなければならないものがあり、かかる鳥獣について、市町村ごとに捕獲許可がなされた場合、都道府県レベルでは、地域個体群の絶滅等を招き得る。 以上から、地域の実情に応じた許可権限の移譲は、現行規定に基づいて既に実現されていると考えられること。また、捕獲許可を一律に市町村が行うことは、法の基本的な趣旨に反するものと考えられることから、引き続き現行規定により対応することが適切と考えられる。	
268	鳥獣飼養の登録の市町村への移譲	市町村の希望等を踏まえ、事務処理特例によって移譲することとし、全国的に移譲の実績が上がった段階で法律上の都道府県と市町村の役割分担を見直すこととすべき。	【全国市長会】 鳥獣行政の広域的視点の観点や規模の小さい市町村では専門的知識のある人材が乏しいため、慎重な検討を求める	○ 都道府県と市町村の連携という観点から、捕獲許可の中でも、頭数調整のように県全体として適正な管理が必要な事務については県が引き続き実施する一方、機動性が求められる「鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止」を目的とする捕獲許可について権限移譲すべきと考えるが、この場合何か具体的な支援はあるのか。 ○ 市町村ごとに鳥獣の専門家を置くのは実態的に難しいとのことだが、捕獲許可については、現時点でも事務処理特例で多数の市町村に移譲しているところであり、必要な連絡調整体制を組むことで、市町村においても実施可能ではないか。	D 現行規定により対応可能	提案内容に関して移譲先となる全国市長会からは「鳥獣行政の広域的視点の観点や規模の小さい市町村では専門的知識のある人材が乏しいため、慎重な検討を求める。」との意見があり、提案団体が副会長を担う全国知事会からも「市町村の希望等を踏まえ、事務処理特例によって移譲することとし、全国的に移譲の実績が上がった段階で法律上の都道府県と市町村の役割分担を見直すこととすべき。」との意見であることから、現行どおり都道府県知事権限とし、各都道府県は各市町村との調整により事務処理特例によって対応することが適切と考えている。	
269	販売禁止鳥獣の販売許可等の市町村への移譲	市町村の希望等を踏まえ、事務処理特例によって移譲することとし、全国的に移譲の実績が上がった段階で法律上の都道府県と市町村の役割分担を見直すこととすべき。	【全国市長会】 販売禁止鳥獣等に関する手続きは実績がなく、取扱事業が少ないが故に対応に統一性を欠く懸念があることから、慎重な検討を求める。	○ 都道府県と市町村の連携という観点から、捕獲許可の中でも、頭数調整のように県全体として適正な管理が必要な事務については県が引き続き実施する一方、機動性が求められる「鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止」を目的とする捕獲許可について権限移譲すべきと考えるが、この場合何か具体的な支援はあるのか。 ○ 市町村ごとに鳥獣の専門家を置くのは実態的に難しいとのことだが、捕獲許可については、現時点でも事務処理特例で多数の市町村に移譲しているところであり、必要な連絡調整体制を組むことで、市町村においても実施可能ではないか。	D 現行規定により対応可能	提案内容に関して移譲先となる全国市長会からは「販売禁止鳥獣等に関する手続きは実績がなく、取扱事業が少ないが故に対応に統一性を欠く懸念があることから、慎重な検討を求める。」との意見があり、提案団体が副会長を担う全国知事会からも「市町村の希望等を踏まえ、事務処理特例によって移譲することとし、全国的に移譲の実績が上がった段階で法律上の都道府県と市町村の役割分担を見直すこととすべき。」との意見であることから、現行どおり都道府県知事権限とし、各都道府県は各市町村との調整により事務処理特例によって対応することが適切と考えている。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	意見
352	狩猟免許の有効期間の延長	有害鳥獣、個体数調整捕獲等に従事する者が所有する狩猟免許の有効期間を地域の判断で設定できる(延長する)ものとする。	人口減少社会の本格到来により、中山間地域の山林管理が不十分で、鳥獣被害が都市部にも拡大している。本県の狩猟者登録数は、昭和53年度から年々減少し、平成24年度ではピーク時の約1/3となっているところ。有害鳥獣対策としての狩猟者の確保は、喫緊の課題である。狩猟免許の有効期間は現行3年と定められているが、これを有害鳥獣駆除のための人材確保を必要とする地域一斉に即して、4年、5年と延長できるよう、地域において免許期限を延長できるように、法律の縛りを解除し、地域の判断で設定できるとすること。	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第44条第2項		環境省	徳島県、兵庫県	C 対応不可	<p>狩猟に必要な視力や運動能力等の適性は、狩猟免許を受けた後、時間的経過に伴い変化することがあるため、定期的に適性を再確認する必要がある。このため、狩猟免許には有効期間が定められ、都道府県知事が行う適性検査に合格すれば、その有効期間を更新することが可能となっている。狩猟免許の有効期間は、統刀法に基づく銃所持許可の有効期間との整合等を踏まえ、3年となっている。</p> <p>現在、被害を及ぼす鳥獣の捕獲を一層強化していくことが求められているが、その一方で、一般人を巻き込む狩猟(銃猟・わな猟)中の事故が毎年発生している。今後捕獲を推進していく上では、狩猟における安全対策がますます重要となっている。</p> <p>現状においては、狩猟免許者の約7割が60歳以上の高齢であるため、多くの狩猟者は、短期間での視力や運動能力の低下が懸念されている。狩猟免許の有効期間を延長することは、これらに係る狩猟の適性を確認し、不適格者を見出す機会を減少させることにつながるため、狩猟における安全確保の観点から、現状においては適切ではないと考えている。</p> <p>なお、狩猟者の育成という観点からも、改正鳥獣法では、網猟免許及びわな猟免許の取得年齢を20歳以上から18歳以上に引き下げる等の対応を講じたところであり、安全対策をしっかりと講じた上で狩猟者の人材育成を図ることとしている。</p>	<p>統刀法に基づく銃猟及び空気銃の許可の有効期間は、許可を受けた日又は許可の有効期間が満了した日の後のその人の3回目の誕生日が経過するまでの間であり、必ずしも狩猟免許の有効期間と一致するものではない。それぞれの更新手続が行われる場所は同一(ワンストップサービス)ではないため、狩猟免許の有効期間を延長することについて、免許所持者のデメリットはなく、あえて銃所持許可の有効期間との整合を図る必要はないものと考えられる。</p> <p>また、狩猟における安全確保の点においては、更新時の本人の健康状態等により期間延長を選択できる制度を導入することも考えられる。</p>
617	狩猟免許の有効期間の延長	現行の鳥獣保護法では、狩猟免許の有効期間は免許の種類に関わらず一律基本3年とされている。狩猟免許の内、比較的安全なわなと網の免許について、有効期間を6年に延長すること。	<p>【支障・制度改正の必要性】 近年、野生鳥獣による農作物等への被害が増加する中、農作物と集落を守るため、有害鳥獣捕獲を目的に、農業者や地域住民自らがわな免許を取り「捕獲隊」など捕獲組織を作り対策を行っており、毎年約3万頭のイノシシが捕獲されている。捕獲されるイノシシの約96%が有害鳥獣捕獲によるもので、さらにその約94%がわなによる捕獲である。</p> <p>現在長崎県では、狩猟免許取得や捕獲技術向上への支援を実施し、新規の免許所持者を増やしているが、捕獲の実践不足や高齢化等で免許を手放す者も多い状況である。</p> <p>新規に免許を取得しても、3年間では捕獲技術が上達できない初心者や、高齢で引退する熟練者等は、更新手続きや経費負担が必要となる3年に1回の更新をきっかけに免許を手放してしまふ事例が多い。狩猟免許の更新時には、適性検査と併せ、法令や安全対策等の講習が実施される。</p> <p>近年の銃猟による狩猟事故に対し、比較的安全なわなと網の免許については有効期間を延長し、狩猟者の確保を図ることを提案します。</p> <p>なお、わな免許と銃猟免許の両方を所持する者が同時更新を可能とするために、5年ではなく6年とする。</p>	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第44条		環境省	長崎県	C 対応不可	<p>狩猟に必要な視力や運動能力等の適性は、狩猟免許を受けた後、時間的経過に伴い変化することがあるため、定期的に適性を再確認する必要がある。このため、狩猟免許には有効期間が定められ、都道府県知事が行う適性検査に合格すれば、その有効期間を更新することが可能となっている。</p> <p>現在、被害を及ぼす鳥獣の捕獲を一層強化していくことが求められているが、その一方で、一般人を巻き込む狩猟(銃猟・わな猟)中の事故が毎年発生している。今後捕獲を推進していく上では、狩猟における安全対策がますます重要となっている。</p> <p>現状においては、狩猟免許者の約7割が60歳以上の高齢であるため、多くの狩猟者は、短期間での視力や運動能力の低下が懸念されている。狩猟免許の有効期間を延長することは、これらに係る狩猟の適性を確認し、不適格者を見出す機会を減少させることにつながるため、狩猟における安全確保の観点から、現状においては適切ではないと考えている。</p> <p>なお、狩猟者の育成という観点からも、改正鳥獣法では、網猟免許及びわな猟免許の取得年齢を20歳以上から18歳以上に引き下げる等の対応を講じたところであり、安全対策をしっかりと講じた上で狩猟者の人材育成を図ることとしている。</p>	<p>重大な人身事故は銃猟でおきている。更新期間延長を65歳までの措置とするなど、年齢による更新期間を規定することも検討して欲しい。又は、一律6年にした場合は、65歳を超えた方は、中間年に更新試験に準ずるような講習を受けさせるなどの措置を行うことで対応できる。</p> <p>改正鳥獣法では、安全対策も踏まえ網猟免許及びわな猟免許の取得年齢を20歳以上から18歳以上に引き下げる等の対応を講じたところであり、更新期間についても安全対策上、銃猟免許を除く網猟免許及びわな猟免許の期間延長を望む。</p>
115	一般廃棄物収集運搬業の許可期間の延長	一般廃棄物収集運搬業の許可期間は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条において、「1年以下の範囲で政令で定める期間」とされ、同法施行令第4条の5の規定では2年とされている。これに対し、同法で規定される産業廃棄物処理業の許可期間は5年であり、更に平成22年の法律改正により優良事業者制度が導入され、優良産業廃棄物処理業者については、許可期間が7年と2年延長されている。一般廃棄物収集運搬業の許可期間についても、優良事業者に対しては、原則2年延長して4年とする特例を認めてほしい。	<p>【支障事例】 本市は合併後、市域が広がり事業所数が多いことから、市が、現在以上のきめ細かい指導を行うことには限界がある。また、一般廃棄物収集運搬業の許可業者が市町村合併時の10社から延べ21社に増加し、業務が煩雑化している。</p> <p>【制度改正の必要性】 一般廃棄物収集運搬業を行う優良事業者に対する許可期間を延長することにより、事業者の資質の向上と行政事務の軽減が図られる。また、優良事業者としての特例を与えることにより、事業所に対する市の指導等について一層の協力が見込まれ、行政の補完的立場をもち合わせた事業活動の展開が期待される。</p> <p>【懸念の解消】 平成24年、本件に関する全国市長会の要望に対して、国は、「一般廃棄物処理業者の行う処理事業は、市町村が実施する一般廃棄物の処理を補完する極めて公共性の高い事業であることから、更新期限をできるだけ短くすることにより、一層の信頼を高める必要がある」と回答している。</p> <p>信頼性の確保について、市町村は収集運搬業者と日頃から直接顔を合わせることができ、日常的なチェックや確認が可能であることから、今回は、収集運搬業に限るものとして提案する。</p>	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条、第4条の5		環境省	三重県	C 対応不可	<p>一般廃棄物収集運搬業の許可期間は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第6条に基づき市町村が定めることとなっている一般廃棄物処理計画のうち、同法施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第1条の3により単年度ごとに定められることとされている実施計画との整合性を確保する必要がある。</p> <p>これは、そもそも、一般廃棄物処理計画との適合性等に係る許可要件に関する市町村長の判断に当たっては、その申請に係る区域における一般廃棄物処理業の適正な運営が継続かつ安定的に確保されるように、当該区域におけるごみの発生量等を踏まえた需給の均衡を適切に考慮することが求められるためである。</p> <p>したがって、本来であれば許可期間は1年とすることが適切であるが、平成9年3月28日に再改定された「規制緩和と推進計画」において、事業者の負担軽減の観点から当初の1年から現行の2年に延長することとした。</p> <p>更に、許可期間を延長し4年とした場合、市町村が一般廃棄物処理計画に基づき、事業者一般廃棄物収集運搬業の許可等を判断する機会がますます減少し、一般廃棄物の減少等によって一般廃棄物処理計画が変更され、事業者の事業活動に当該計画との不整合が生じた場合に適切に対応することが困難になると想定されることから、許可期間の更なる延長は妥当ではない。</p>	<p>今回の提案は、優良事業者に対してのみ許可期間を4年とするものであり、仮に優良産業廃棄物処理業者認定制度における基準等を参考とした場合、本市においては許可業者21社のうち2社程度が該当するのではないか想定する。環境省からの回答にある、許可期間の延長により許可判断機会が減少し、一般廃棄物処理計画の変更に伴い事業者の事業活動との不整合に対する適切な対応が困難になると想定されるという懸念事項は理解するところではあるが、想定される優良事業者が限定的であり、直近4年間における事業系一般廃棄物の総収運搬量に対する当該2社の占有割合の増減率平均は1.2%程度とほぼ一定している。</p> <p>現在許可期間が2年という中で、一般廃棄物処理計画のうち実施計画との整合性は確保されていることから、許可期間を延長した場合であっても前述の指摘から判断すれば、他の許可業者に対する影響は殆くなく、引き続き実施計画と事業活動との整合性の確保は可能と考える。</p> <p>本市は優良事業者に対し特例措置というメリットを与えることにより、他の許可業者がそれを目標とし高い志をもって業務に当たるとは、信頼性のある許可業者の育成にも繋がり、ひいては適法性や事業の透明性が高いという許可業者全体の資質の向上を期待するところである。</p> <p>そしてその結果、優良事業者が日々の業務の改善を事業所に対し、廃棄物の排出を抑制し資源化を促進することにより量減化を図る、という市の施策をきめ細かく周知・啓発することにより、廃棄物行政に積極的に寄与し、行政の補完的立場を伴った事業活動を展開するというシステム構築も取り組みたいことから、相乗効果も見据えた上で再度ご検討いただきたい。</p>

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府県からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
352	狩猟免許の有効期間 の延長	狩猟者の事故防止等安全確保の方策を構築しつつ、 狩猟免許の有効期間の延長を検討するべきである。	【全国市長会】 有害鳥獣駆除には、銃器等厳格な取り扱いが必要と なる器具もあることから、駆除従事者の資質確認のた めの狩猟免許の更新の延長については、慎重な検討 を求める。	○ 狩猟における事故の発生状況(事故件数、死傷者数(自殺者 を除く))及び狩猟免許の取消件数を、猟の種別(銃・わな・網)及 び免許保持者の年齢層別に示していただきたい(直近の過去5年 度分)。 ○ 狩猟免許の有効期間延長により、狩猟に必要な能力が不足し ている者を発見する機会が減少し、安全確保が困難になることを 業者は懸念しているが、例えば、比較的危険性の低い猟法(わな 猟、網罟)に限り免許期間を延長する。高齢者以外の年齢層で 免許期間を延長する。一定年数以上、事故・違反を起こしてい ない狩猟者について免許期間を延長する等の弾力的な免許制度と することで、安全確保を図りつつ狩猟免許保持者の人材を確保す べきと考えるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。	C 対応不可	わな猟については、近年、くくりわなに小学生や高齢者がかかる人身事故が 毎年発生しており、さらに、近年のわな猟免許者の急増(H19:約52000人→ H23:約73000人)に伴い、このような事故も今後増加することが懸念されてい る。 また、本件は被害を及ぼす鳥獣の捕獲の担い手を確保するための提案と理解 しているが、そもそも網罟は、全国的に基大な被害を及ぼしているシカやイ ノシシ等の獣類を捕獲するための猟法ではなく、捕獲実績もこれまで報告され ていない。このため、網罟免許の期間の延長は、その意義が不明であるにも 関わらず、不適格者の発見機会を減らすことになる。 また、別添資料のとおり、高齢者以外の年齢層であっても事故は発生して おり、高齢者以外の免許期間を延長することは、安全確保上、問題がある。 さらに、近年の傾向として、熟練者であり、過去に事故を起こしていない狩 猟者であっても、事故を起こしている事例が散見されている。例えば、今年度既 に発生している死亡事故の加害者は、地域における捕獲の指導的立場であ る者であったと聞いている。また、被害を及ぼす鳥獣の捕獲を行う非常勤公 務員による事故も発生している。 近年の事故発生状況は微増傾向にあり、一般人を巻き込む死亡・重傷事故も 発生している。今後は捕獲を一層推進していく必要がある一方、このような状 況においては、安全確保に係る対策の徹底・強化が不可欠であり、許年度に は、警察庁等の関係機関と連携して事故防止に係る緊急対策会議を全国で 開催したほか、現在も引き続き対策の強化を検討しているところである。 猟具の使用に係る危険の予防は、鳥獣保護法の目的の一つである。安全確 保に係る対策の徹底・強化が求められている現状において、免許期間の延長 により不適格者の発見機会を減少させることは、法の趣旨に反するものと考 えられることから、環境省としては受け入れられない。	【環境省】 (5)鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平14法88) 狩猟免許の有効期間(44条2項)については、鳥獣の保護及び狩猟の適正化 に関する法律の一部を改正する法律(平26法46)の施行状況を踏まえ、都道 府県の意見や安全確保に留意しつつ、狩猟者確保のための総合的な方策の 一環として、その在り方を検討し、必要な措置を講ずる。
611	狩猟免許の有効期間 の延長	狩猟者の事故防止等安全確保の方策を構築しつつ、 狩猟免許の有効期間の延長を検討するべきである。	【全国市長会】 有害鳥獣駆除には、銃器等厳格な取り扱いが必要と なる器具もあることから、駆除従事者の資質確認のた めの狩猟免許の更新の延長については、慎重な検討 を求める。	○ 狩猟における事故の発生状況(事故件数、死傷者数(自殺者 を除く))及び狩猟免許の取消件数を、猟の種別(銃・わな・網)及 び免許保持者の年齢層別に示していただきたい(直近の過去5年 度分)。 ○ 狩猟免許の有効期間延長により、狩猟に必要な能力が不足し ている者を発見する機会が減少し、安全確保が困難になることを 業者は懸念しているが、例えば、比較的危険性の低い猟法(わな 猟、網罟)に限り免許期間を延長する。高齢者以外の年齢層で 免許期間を延長する。一定年数以上、事故・違反を起こしてい ない狩猟者について免許期間を延長する等の弾力的な免許制度と することで、安全確保を図りつつ狩猟免許保持者の人材を確保す べきと考えるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。	C 対応不可	わな猟については、近年、くくりわなに小学生や高齢者がかかる人身事故が 毎年発生しており、さらに、近年のわな猟免許者の急増(H19:約52000人→ H23:約73000人)に伴い、このような事故も今後増加することが懸念されてい る。 また、本件は被害を及ぼす鳥獣の捕獲の担い手を確保するための提案と理解 しているが、そもそも網罟は、全国的に基大な被害を及ぼしているシカやイ ノシシ等の獣類を捕獲するための猟法ではなく、捕獲実績もこれまで報告され ていない。このため、網罟免許の期間の延長は、その意義が不明であるにも 関わらず、不適格者の発見機会を減らすことになる。 また、別添資料のとおり、高齢者以外の年齢層であっても事故は発生して おり、高齢者以外の免許期間を延長することは、安全確保上、問題がある。 さらに、近年の傾向として、熟練者であり、過去に事故を起こしていない狩 猟者であっても、事故を起こしている事例が散見されている。例えば、今年度既 に発生している死亡事故の加害者は、地域における捕獲の指導的立場であ る者であったと聞いている。また、被害を及ぼす鳥獣の捕獲を行う非常勤公 務員による事故も発生している。 近年の事故発生状況は微増傾向にあり、一般人を巻き込む死亡・重傷事故も 発生している。今後は捕獲を一層推進していく必要がある一方、このような状 況においては、安全確保に係る対策の徹底・強化が不可欠であり、許年度に は、警察庁等の関係機関と連携して事故防止に係る緊急対策会議を全国で 開催したほか、現在も引き続き対策の強化を検討しているところである。 猟具の使用に係る危険の予防は、鳥獣保護法の目的の一つである。安全確 保に係る対策の徹底・強化が求められている現状において、免許期間の延長 により不適格者の発見機会を減少させることは、法の趣旨に反するものと考 えられることから、環境省としては受け入れられない。	【環境省】 (5)鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平14法88) 狩猟免許の有効期間(44条2項)については、鳥獣の保護及び狩猟の適正化 に関する法律の一部を改正する法律(平26法46)の施行状況を踏まえ、都道 府県の意見や安全確保に留意しつつ、狩猟者確保のための総合的な方策の 一環として、その在り方を検討し、必要な措置を講ずる。
115	一般廃棄物収集運搬 業の許可期間の延長		【全国市長会】 廃棄団体の意見を十分尊重された。	○ 現在の許可の期間では、事業者の事業の安定性は確保でき ないのではないか。 ○ 許可期間の延長により、一般廃棄物処理計画の変更に伴い 事業者の事業活動との整合性の確保が可能と考えるが、 ○ 優良事業者に許可期間の特例というメリットを与えることにより、 他の許可業者がそれを目標とし、高い志をもって業務に当たる ようになり、違法性や事業の透明性の向上が図られればともにも、優 良事業者が行政の相応の立場を伴った事業活動を展開するシステム の構築が可能となるのではないか。	C 対応不可	○許可期間が延長された場合、許可業者は4年間にわたって収集運搬業を行うことになる が、その間に市町村内の一般廃棄物排出量が減少した場合、本来であれば一般廃棄物処 理計画を見直し上で業務について必要な見直しが行われること、種別た一般廃棄 物の収集運搬の業務委託を他社から勝ち取るために、許可業者がコストによる競争を進め てしまうことが考えられる。その際、収集運搬コストを低減させるとも限りがあり、適正な 処理に必要なコストを確保できなくなった結果、許可業者が不法投棄や不適正処理を行うお それがある。つまり、一般廃棄物処理計画と業務許可期間に大きな差が生じた場合、制度設計 として整合性が取れなくなるとともに、許可業者が不適正処理を行い、ひいては生活環境保 全上の支障を生じることにつながるおそれがある。 ○現行の許可期間の下でも、事業者側から、事業の安定性確保の観点で許可期間延長要 求は出されおらず、特約期間延長の必要性は認められない。また、一部の事業者団体からは、許 可期間の延長は、廃棄物処理法の体系において整合性が取れず、生活環境保全上の支障 を生じることにつながるおそれがあるものであり不適切な意見があった。 ○一般廃棄物収集運搬業は、業務委託を他社から市町村内においてのみ事業活動を進行し ようとして地元と密着した業務形態のため、指導監督が行き届きやすく、そもそも不適正処理 が起こりにくい。また、一般廃棄物処理計画の下で一般廃棄物の発生見込みに応じて業 許可が付与される仕組みとされている上、市町村から一般廃棄物収集運搬の委託を受けて いる場合には廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に基づく委託 基準において委託料が委託業務を遂行するに足りる額であることとされていることから、経 営上の健全性が損なわれるリスクも低く抑えられている。こうした理由から、仮に産業廃棄物 収集運搬業に倣って優良事業者認定制度を創設したとしても、ほとんどの業者が優良業者 に該当することとなるおそれがあるため、優良事業者認定制度の創設は適切とは考えられ ない。なお、提案者の主張のよう、僅かな数の業者のみが優良業者に該当すると仮定した場合、 行政事務の経費効果はほとんど期待できず、むしろ優良事業者の選定事務が増えるデメリット の方が大きいと考えられる。 ○一般廃棄物収集運搬業は、優良事業者認定制度の創設された産業廃棄物収集運搬業と異なり、 そもそも歴史的に不適正処理の事例が少なく、高い違法性を有する業種である。また、 一般廃棄物処理計画の下で、市町村による一般廃棄物の収集運搬が困難な場合にのみ 許可が付与される仕組みとなっていることから、行政に密着して運営し、行政の相応の立場 で業務を展開している業種である。そのため、一般廃棄物処理計画と業務許可期間との整合 性を犠牲にしてまで、優良事業者認定制度を創設する意義は少ないものと考えられる。	

管理番号	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	意見
846	複数の都道府県にまたがる産業廃棄物収集運搬業等の許可に係る規制緩和	産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物収集運搬業の事業範囲が複数の都道府県にまたがる場合(積替え保管施設がない場合に限り)、主たる事務所を所管する都道府県が許可することとし、その情報を関係都道府県が共有するシステムを構築すべきである。また、積替え保管施設を有する場合は、保管基準への適合状況の確認や不正廃棄物に対する指導の観点から、従来より各都道府県等が許可を行うこととする。	事業者にとれば、自治体ごとに許可を要するため、事業範囲が複数の都道府県にまたがる場合、それぞれの都道府県ごとに許可を要するため、事務手続や経費にかかる負担が大きい。 事業者にとって、書類作成に係る業務負担及び経費(手数料)の削減が図られる。また、県にとっても、事務負担の軽減が図られる。	環境省令第14条第1項、同条第2項、第14条の第2項、第14条の第4項、同条第2項、第14条の第5項		環境省	愛媛県	○対応不可	<p>○ 他者の産業廃棄物の収集又は運搬及び処分を業として行おうとする者については、廃棄物処理法による産業廃棄物処理業の許可が必要とされている。このような規定がある場合、①産業廃棄物、②自然環境に与えるおそれ、③発生するおそれ、④生活環境保全上の支障が生じる可能性があること、⑤産業廃棄物の処理責任は、当該産業廃棄物の処理を行う者に限られること、⑥産業廃棄物の処理責任は、当該産業廃棄物の処理を行う者に限られること、⑦産業廃棄物の処理責任は、当該産業廃棄物の処理を行う者に限られること、⑧産業廃棄物の処理責任は、当該産業廃棄物の処理を行う者に限られること、⑨産業廃棄物の処理責任は、当該産業廃棄物の処理を行う者に限られること、⑩産業廃棄物の処理責任は、当該産業廃棄物の処理を行う者に限られること、⑪産業廃棄物の処理責任は、当該産業廃棄物の処理を行う者に限られること、⑫産業廃棄物の処理責任は、当該産業廃棄物の処理を行う者に限られること、⑬産業廃棄物の処理責任は、当該産業廃棄物の処理を行う者に限られること、⑭産業廃棄物の処理責任は、当該産業廃棄物の処理を行う者に限られること、⑮産業廃棄物の処理責任は、当該産業廃棄物の処理を行う者に限られること、⑯産業廃棄物の処理責任は、当該産業廃棄物の処理を行う者に限られること、⑰産業廃棄物の処理責任は、当該産業廃棄物の処理を行う者に限られること、⑱産業廃棄物の処理責任は、当該産業廃棄物の処理を行う者に限られること、⑲産業廃棄物の処理責任は、当該産業廃棄物の処理を行う者に限られること、⑳産業廃棄物の処理責任は、当該産業廃棄物の処理を行う者に限られること、㉑産業廃棄物の処理責任は、当該産業廃棄物の処理を行う者に限られること、㉒産業廃棄物の処理責任は、当該産業廃棄物の処理を行う者に限られること、㉓産業廃棄物の処理責任は、当該産業廃棄物の処理を行う者に限られること、㉔産業廃棄物の処理責任は、当該産業廃棄物の処理を行う者に限られること、㉕産業廃棄物の処理責任は、当該産業廃棄物の処理を行う者に限られること、㉖産業廃棄物の処理責任は、当該産業廃棄物の処理を行う者に限られること、㉗産業廃棄物の処理責任は、当該産業廃棄物の処理を行う者に限られること、㉘産業廃棄物の処理責任は、当該産業廃棄物の処理を行う者に限られること、㉙産業廃棄物の処理責任は、当該産業廃棄物の処理を行う者に限られること、㉚産業廃棄物の処理責任は、当該産業廃棄物の処理を行う者に限られること、㉛産業廃棄物の処理責任は、当該産業廃棄物の処理を行う者に限られること、㉜産業廃棄物の処理責任は、当該産業廃棄物の処理を行う者に限られること、㉝産業廃棄物の処理責任は、当該産業廃棄物の処理を行う者に限られること、㉞産業廃棄物の処理責任は、当該産業廃棄物の処理を行う者に限られること、㉟産業廃棄物の処理責任は、当該産業廃棄物の処理を行う者に限られること、㊱産業廃棄物の処理責任は、当該産業廃棄物の処理を行う者に限られること、㊲産業廃棄物の処理責任は、当該産業廃棄物の処理を行う者に限られること、㊳産業廃棄物の処理責任は、当該産業廃棄物の処理を行う者に限られること、㊴産業廃棄物の処理責任は、当該産業廃棄物の処理を行う者に限られること、㊵産業廃棄物の処理責任は、当該産業廃棄物の処理を行う者に限られること、㊶産業廃棄物の処理責任は、当該産業廃棄物の処理を行う者に限られること、㊷産業廃棄物の処理責任は、当該産業廃棄物の処理を行う者に限られること、㊸産業廃棄物の処理責任は、当該産業廃棄物の処理を行う者に限られること、㊹産業廃棄物の処理責任は、当該産業廃棄物の処理を行う者に限られること、㊺産業廃棄物の処理責任は、当該産業廃棄物の処理を行う者に限られること、㊻産業廃棄物の処理責任は、当該産業廃棄物の処理を行う者に限られること、㊼産業廃棄物の処理責任は、当該産業廃棄物の処理を行う者に限られること、㊽産業廃棄物の処理責任は、当該産業廃棄物の処理を行う者に限られること、㊾産業廃棄物の処理責任は、当該産業廃棄物の処理を行う者に限られること、㊿産業廃棄物の処理責任は、当該産業廃棄物の処理を行う者に限られること、</p> <p>○ 提案は、積替え保管を伴わない収集運搬業に限っており、マニフェスト制度を導入している現状において、収集運搬のみでの不適当処理の可能性は低いと考える。</p> <p>○ 産業廃棄物収集運搬業の許可の合理化(平成22年改正)は、事業者、行政を含めて許可申請に係る負担軽減を図る観点から行ったのではないのか。要望の趣旨は二重行政の解消や事業者等の負担軽減を求めていることである。軽減した業務量、現場の指導監督等に充てることも可能となる。また、欠格要件該当性のための警察や市町村への照会等事務の削減も見込される。</p> <p>○ 許可処分を行った自治体以外の自治体で業を行う場合には、当該自治体にも一定の指導権限を認めることで、総体的に事業者に対する指導を強化につながるのではないか。(例えば建設法第28条の規定)</p> <p>○ 複数の自治体で許可を受けた事業者の場合、他の自治体の行政指導の状況を知ることが困難であり、それらの状況を踏まえた処分や指導ができない現状を改善するため、事業者情報を把握、共有できる体制の構築が必要であり、これより、行政処分等の手続きの簡素化にもつながる。</p> <p>○ 情報共有には、廃掃法の情報センターである(附)日本産業廃棄物処理センターや産業廃棄物行政情報システムが活用できるか。</p> <p>○ 自治体の事務量の偏りにより、地方自治体における廃棄行政に歪みが生じると認定されているか、そのような歪みが想定されるのか。</p> <p>○ 収集運搬業許可の合理化において、積替え保管施設を伴う場合は都道府県と政令市で申請書類や手数料が重複している。積替え保管の許可の位置づけを見直すなど、抜本的な合理化の推進も必要ではないのか。(補足質問)</p>	
220-1	循環型社会形成推進交付金(廃焼却施設解体及び廃棄物処理施設の改良等)の補助要件の緩和	【廃焼却施設解体及び廃棄物処理施設の改良等に係る補助要件の緩和】 現在、廃焼却炉解体と廃棄物処理施設整備を一体として行う事業では、経費の約60%が支援されるが、跡地利用計画がなく更地にする場合、経費の約30%の支援(特別交付税措置)のみとなっている。 また、廃棄物処理施設の改良・改築については、交付基準が「整備により二酸化炭素の排出量が3%以上削減されるもの」とされており、既に先駆的施設を導入した自治体においては、大幅に削減することは困難である。上記2点の基準等の緩和をお願いしたい。	【制度改正の必要性】現在、尼崎市では、廃止し未撤去の焼却施設が2施設ある。本来であれば旧施設を解体の上、建替えるべきであったが、環境基準の強化等により以前の敷地では建てられず、やむを得ず他の土地に新設炉を建設したため、両施設ともに解体せず放置されている。しかし、施設の老朽化が進み、次期施設の建設計画も未確定の中、外壁等の崩落など危険な状態にあり、解体のみを先行して行えばならぬが現状である。跡地については次期施設の用地として確保しておく必要があり、他の施設を建設することはできない。また、逼迫する地方財政の現状を考えた場合、財源についてはできるだけ確保しなければならない。特別交付税についても金額が配分される保証はなく、確実的な財源と見なせない状況である。	平成18年1月13日付環廃対発第00110001号「廃棄物対策課長通知」(「焼却炉の円滑な解体の促進について」) 循環型社会形成推進交付金交付取扱要綱 14.(3)改良・改築に係る事業		環境省	尼崎市	○対応不可	<p>循環型社会形成推進交付金においては、跡地の施設整備と一体で行われる解体も交付対象としているが、これは公共事業である廃棄物処理施設整備事業として実施されるものであるため、解体のみを行う場合や廃棄物処理施設以外を跡地に整備する場合は、廃棄物処理施設という社会資本を整備する公共事業としての性格上、財政支援を行うことは困難である。</p> <p>○ さらに、地方財政法(昭和23年法律第109号)の改正により、平成26年度より公共施設等総合管理計画に基づいて行われる公共施設等の除却については、地方債の償還が可能となったこと、同計画に基づく解体事業において、地方債(充当率75%)を用いることができるようになったことと承知している。詳細は、経務省の地方債担当部局に問い合わせたい。</p> <p>本市のように人口が密集した都市部においては、焼却施設の整備について、住民理解を得ることが難しい状況となっていることから、更新用地を含め、廃棄物処理に影響が出ないよう、都市計画決定を行い、計画的に施設更新を行っているものである。</p> <p>また、人口減少社会において、3Rを推進していく中で、既存施設の長寿命化を図っていくことが必要となっており、これまでより施設の更新サイクルを長くしていく必要がある。</p> <p>一方で、利用を終えた施設を放置することは、震災時の倒壊など、周辺地域へのリスクを醸成することになる。</p> <p>こうしたことから、廃焼却施設については、老朽化により倒壊等の危険がある施設を解体・撤去した上で、次期焼却施設の整備までの間、適切に管理を行うとともに、現在運転中の焼却施設については、施設の長寿命化のための改良等を実施していくものであり、これらを長期スパンでの廃棄物処理施設整備事業として捉える中で、基準等の緩和等についてお願いしたい。</p>	
220-2	循環型社会形成推進交付金(廃焼却施設解体及び廃棄物処理施設の改良等)の補助要件の緩和	【廃焼却施設解体及び廃棄物処理施設の改良等に係る補助要件の緩和】 現在、廃焼却炉解体と廃棄物処理施設整備を一体として行う事業では、経費の約60%が支援されるが、跡地利用計画がなく更地にする場合、経費の約30%の支援(特別交付税措置)のみとなっている。 また、廃棄物処理施設の改良・改築については、交付基準が「整備により二酸化炭素の排出量が3%以上削減されるもの」とされており、既に先駆的施設を導入した自治体においては、大幅に削減することは困難である。上記2点の基準等の緩和をお願いしたい。	【制度改正の必要性】現在、尼崎市では、廃止し未撤去の焼却施設が2施設ある。本来であれば旧施設を解体の上、建替えるべきであったが、環境基準の強化等により以前の敷地では建てられず、やむを得ず他の土地に新設炉を建設したため、両施設ともに解体せず放置されている。しかし、施設の老朽化が進み、次期施設の建設計画も未確定の中、外壁等の崩落など危険な状態にあり、解体のみを先行して行えばならぬが現状である。跡地については次期施設の用地として確保しておく必要があり、他の施設を建設することはできない。また、逼迫する地方財政の現状を考えた場合、財源についてはできるだけ確保しなければならない。特別交付税についても金額が配分される保証はなく、確実的な財源と見なせない状況である。	平成18年1月13日付環廃対発第00110001号「廃棄物対策課長通知」(「焼却炉の円滑な解体の促進について」) 循環型社会形成推進交付金交付取扱要綱 14.(3)改良・改築に係る事業		環境省	尼崎市	○対応不可	<p>循環型社会形成推進交付金においては、災害対策や地球温暖化対策の強化等、循環型社会の形成の推進の観点から優れた廃棄物処理施設の整備に對して、市町等を財政支援する制度である。基幹的施設改良事業とは、施設の近代化及び地球温暖化対策に資するものを交付対象事業としている。このような交付金制度の趣旨や国の厳しい財政事情を踏まえ、基準の緩和は困難である。</p> <p>本市のように人口が密集した都市部においては、焼却施設の整備について、住民理解を得ることが難しい状況となっていることから、更新用地を含め、廃棄物処理に影響が出ないよう、都市計画決定を行い、計画的に施設更新を行っているものである。</p> <p>また、人口減少社会において、3Rを推進していく中で、既存施設の長寿命化を図っていくことが必要となっており、これまでより施設の更新サイクルを長くしていく必要がある。</p> <p>一方で、利用を終えた施設を放置することは、震災時の倒壊など、周辺地域へのリスクを醸成することになる。</p> <p>こうしたことから、廃焼却施設については、老朽化により倒壊等の危険がある施設を解体・撤去した上で、次期焼却施設の整備までの間、適切に管理を行うとともに、現在運転中の焼却施設については、施設の長寿命化のための改良等を実施していくものであり、これらを長期スパンでの廃棄物処理施設整備事業として捉える中で、基準等の緩和等についてお願いしたい。</p>	

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府県からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
846	複数の都道府県にまたがる産業廃棄物収集運搬業者の許可に係る規制緩和		【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○ 申請者の能力に係る基準及び欠格要件該当性については、主たる事務所を所管する自治体の許可事務において審査すれば足り、複数の都道府県がそれぞれ審査・許可する必要はないと考え、この場合何か具体的な支障はあるのか。 ○ 平成22年、中央環境審議会の専門委員会での議論を踏まえ、貴省が示された懸念である事業者に関する情報を各許可権者が共有するための仕組みの構築を行うことにより、収集運搬業許可手続きの合理化を図るべきではないか。今回の貴省の回答内容は、当時の議論より後退したものとなっていないか。 ○ 産業廃棄物行政情報システムを改修し、申請事業者の基本的事項（申請者の能力に係る基準及び欠格要件該当性）、許可内容、行政指導・処分内容等を自治体間で共有できるようにすれば、主たる事務所を所管する都道府県のみで許可で足りるとして、現在の廃棄物処理法と同水準の指導監督レベルを保てると考え、この場合何か具体的な支障はあるのか。	C 対応不可	○ 一次意見で既に示したとおり、廃棄物処理法上、他者の産業廃棄物の処理を業として行う者には産業廃棄物処理業の許可を必要としているのは、①産業廃棄物は、自由な処理に任せているとどこぞに扱われるおそれがあり、生活環境保全上の支障が生じる可能性があることや、②産業廃棄物の処理委託は、当該産業廃棄物の受け渡しと同時に処理料が支払われるため、産業廃棄物処理業者が、その処理コストを捻出せずに不法処棄等の不適正処理を行うインセンティブが働くこと等が考えられるためである。実際、マニュアル制度導入後にも、産業廃棄物収集運搬業者による不適正処理事例があり、収集運搬であれば不適正処理の可能性は低いとは言えない。 ○ 平成22年に産業廃棄物収集運搬業者の許可の合理化に係る産業廃棄物処理法の改正を検討した際の中央環境審議会等における議論においても、事務コスト削減だけでなく、むしろ不適正処理に対する都道府県等による指導監督が担保されるか否かも重要とされている。不適正処理に対する都道府県等による監督体制の徹底という観点からは、不適正処理事例が発生した際に許可権限を専断として許可の取消しも含めた十分な取締りを行うことができるよう、許可主体と取締り主体は同一することが適当。 ○ また、ご質問の産業行政の仕組みに関しては、許可取得の対象自治体を申請者の主たる事務所とした場合、当該事務所が立地自治体は大都市圏に偏っていることが多いと考えられるため、大都市圏の一部の自治体に許可に係る事務負担が集中するとともに、許可の取消し等の処分の検討に当たっては、他の自治体の区域内における不適正事例についても考慮することが求められることになると考えられる。しかしながら、他の自治体の区域内における不適正処理事例を理由として許可取消し等の処分を行うことは、自区域内の不適正処理事例の場合と比べ、実務上は必ずしも容易ではないと考えられる。この結果、かつて都道府県等による許可業者に対する指導監督の徹底が困難になると考えられ、結果としてこれまでの事業者等に対する取締り強化の恐れと逆行することになるおそれがある。 ○ このため、御提案の規制緩和は困難である。また、補正資料により御提案いただいた収集運搬業許可の抜本的な合理化については、許可を細分化することによりかつて制度全体が複雑化し、各自治体や事業者の事務負担が増すことになるとはならないと考えられる。 ○ 一方、ご提案の趣旨にあるとおり、事務負担等の軽減を図ることは重要であり、そのために必要な措置については当省としても積極的に検討してまいり所存。このため、ご提案の趣旨を踏まえ、自治体間の審査事項に係る情報の重複を避けるために、次格用件の該当性等の情報を各自治体間で共有し、行政処分等の手続きの一元の簡素化につながるよう、現行の産業廃棄物行政情報システムの充実・改修について、今後検討を進めてまいりたい。こうした取組により、関係自治体間で情報の共有を図り、各自治体における許可事務等も容易にし、その負担軽減を進めてまいりたい。	6【環境省】 (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭45法137） (イ) 産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可 (14条1項及び14条の4第1項)については、当該業を行うとする区域を管轄する都道府県等ごとに許可を要することとされている現行制度において、欠格要件該当性等の審査に必要な情報を許可主体間で共有し、審査に係る行政の事務負担の軽減を図るため、現行の産業廃棄物行政情報システムの充実・改修を行う。
220-1	循環型社会形成推進交付金(焼却施設解体及び廃棄物処理施設の改良等)の補助要件の緩和		【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		C 対応不可	1次回答のとおり、循環型社会形成推進交付金は公債発行対象経費であることから、後世にも利用される施設の整備に係る事業のみが交付対象となる。なお、多くの廃棄物処理施設が更新時期を迎えていることもあり、市町村等からの本交付金に係る要望額が急激に増加しているが、現在の予算規模では要望に応えられていない状況である。財政当局からもコスト削減を強く求められている中、交付対象を拡大することは非常に困難である。	
220-2	循環型社会形成推進交付金(焼却施設解体及び廃棄物処理施設の改良等)の補助要件の緩和		【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		C 対応不可	1次回答のとおり、循環型社会形成推進交付金は、災害対策や地球温暖化対策等、循環型社会の形成の推進の観点から優れた廃棄物処理施設の整備に対して、市町村を財政支援する制度である。このような交付金制度の趣旨や国の強い財政事情を踏まえ、二酸化炭素排出削減の基盤の緩和は困難であると考え、なお、更新需要の増大を踏まえ、施設の更新時期の平準化に資する施設の改良・改造による長寿命化の取組を重点的に支援するため、長寿命化及び地球温暖化対策を推進するという事業の目的も踏まえ、引き続き支援メニューについては検討してまいりたい。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	意見
258	循環型社会形成推進交付金(廃焼却施設解体)の補助要件の緩和	ごみ処理施設の広域化を実施した場合、施設の統合により廃止施設の解体が必要となるが、循環型社会形成推進交付金の対象は、施設の解体に合わせて新たな廃棄物処理関連施設の整備を伴う場合に限定されており、跡地利用のない場合は交付対象とならない。また、廃棄物処理施設の解体はダイオキシン類の飛散防止対策等に莫大な費用を要するため、財政的な問題から解体撤去が進んでいないのが現状である。については、広域化に伴う廃止施設の解体については、新たな廃棄物処理施設整備を伴わない場合でも、交付対象として頂きたい。	【広域化の経緯】 国は、ごみ処理施設におけるダイオキシン類対策等適正処理の推進に向け、平成9年に「ごみ処理の広域化計画について」(平成9年5月28日付け衛環第173号厚生省環境整備課長通知)を都道府県に通知し、ごみ処理の広域化を進めている。 【制度改正の内容】 循環型社会形成推進交付金交付取扱要領14-(1)では、廃焼却施設の解体については跡地に新たな廃棄物処理施設を整備する場合のみ交付対象事業に含めることができるとしている。これをごみ処理広域化に伴い廃止となる廃焼却施設等の解体については交付対象となるように交付条件の拡大を望む。 【制度改正による効果】 今回の交付条件の拡大を行うことによりこれまで広域化に消極的であった自治体が広域化を積極的に進めることとなり、さらに防災面からも未解体の廃焼却炉が減ることは、国の目指す方向性に合致するものである。また、広域化のスケールメリットを生かすことで国、地方自治体双方にとって将来的に経費の節減につながる。 【地域の実情】 豊橋市と田原市でも国の方針に従い、豊橋市ごみ処理広域化計画を定め、平成34年度に現在の豊橋市既存焼却施設の周辺に両市の焼却と粗大ごみを共同処理する施設を建設する計画となっている。新施設稼働時点で廃焼却施設は豊橋市に5炉、田原市に4炉あり、解体費用は約30億円と見込んでいる。	循環型社会形成推進交付金交付取扱要領14-(1)、別表1-III-1-(11)	【現行制度の実情】 について別紙に記載あり	環境省	豊橋市ごみ処理広域化ブロック会議		C 対応不可	国の進めるごみ処理広域化は、ごみ処理施設の集約化が目的であることから、広域化を進めれば進むほど、不要となり解体が必要な焼却炉は増加する。また、施設の集約化による効率的な施設整備・施設運営を行う結果として、跡地での施設整備がないことは、広域化を行った大きな成果であると考えられる。 豊橋市田原市においても、先般提案したとおり、国のごみ処理の広域化の方針に従いごみ処理施設を集約化し、豊橋市の既存焼却施設周辺に新たな焼却施設等を建設する計画となることから、田原市の廃焼却施設の解体が必要となるが、ダイオキシン類対策等により莫大な費用を要すること、跡地での施設整備もないこと等から、再度、交付対象として検討をお願いするものである。 なお、<参考1><参考2>からも、この交付金制度の性格上、廃焼却施設の解体のみの財政支援は対応できないことは理解できるが、平成17年度からの循環型社会形成推進交付金制度が進み、跡地利用がないために交付金が得られず焼却炉解体に踏み切れない支障事例が蓄積されているものと思われる。 <参考2>の通知でも、「廃焼却炉解体計画の調査結果によると、廃止されたものの未解体となっている施設は、平成十七年十二月一日現在で全国に六百二十二箇所、うち解体予定施設数は二百三十三箇所にとどまっている状況となっております。(略)廃焼却炉解体に対する国による支援制度について、貴管下市町村に対し改めて十分な周知を図るとともに、支援制度の活用によって焼却炉の円滑な解体が促進されるよう指導願います」とあるが、支援制度を活用したその後の状況を新たに調査する必要があると思われる。
872-1	循環型社会形成推進交付金(廃焼却施設解体及び廃棄物処理施設の改良等)の補助要件の緩和	循環型社会形成推進交付金制度について ①交付対象基準をCO2排出量から設備の耐用年数に変更すること ②施設の統合に伴う解体工事すべてを交付対象とすること	循環型社会形成推進交付金の交付条件の緩和 (1)施設の改良・改修に係る事業の交付条件をCO2排出量から設備の耐用年数も考慮するよう変更すること 循環型社会形成推進交付金交付取扱要領では、施設の改良・改修の条件が、「熱回収量の増強、省エネルギー化等につながる設備」であることが基準となっており、施設稼働時のCO2排出量の削減が求められている。このため、長寿命化対策として耐用年数を考慮して必要な設備の改良を行っているにもかかわらず、交付対象とならない状況が生じていることから、長寿命化につながる施設の改良・改修(基幹的設備改良)が広く交付対象となるよう条件を緩和してほしい。 (2)施設の解体工事すべてを当該交付金の交付対象とすること 本市では、市域から発生する廃棄物を安定的に処理するために廃棄物処理施設の統合を計画的に進めており、廃棄物処理施設を廃止・削減することになっている。当該交付金の交付条件は、跡地に廃棄物処理施設の整備計画が伴わない解体工事に対しては、交付対象外となっている。施設の解体撤去に際しては、一定の条件の下地方債を活用できる制度が創設されたが、焼却施設を解体する際は、残留ダイオキシン対策や汚染土壌対策工事が必要な事例も多く、一般的な施設解体工事に比べ多額であることから、全ての解体工事を交付対象となるよう条件を緩和してほしい。	【循環型社会形成推進交付金交付要綱について】 交付日:平成17年4月11日(改正:平成26年4月1日 環境事務次官通知から各都道府県知事等) 第二定義2交付対象事業	環境省	さいたま市	C 対応不可	(1)循環型社会形成推進交付金は、災害対策や地球温暖化対策の強化等、循環型社会の形成の推進の観点から優れた廃棄物処理施設の整備に対して、市町村を財政支援する制度である。基幹的設備改良事業では、施設の延命化及び地球温暖化対策に資するものを交付対象事業としている。このような交付金制度の趣旨や国の厳しい財政事情を踏まえると、条件の緩和は困難である。		
872-2	循環型社会形成推進交付金(廃焼却施設解体及び廃棄物処理施設の改良等)の補助要件の緩和	循環型社会形成推進交付金制度について ①交付対象基準をCO2排出量から設備の耐用年数に変更すること ②施設の統合に伴う解体工事すべてを交付対象とすること	循環型社会形成推進交付金の交付条件の緩和 (1)施設の改良・改修に係る事業の交付条件をCO2排出量から設備の耐用年数も考慮するよう変更すること 循環型社会形成推進交付金交付取扱要領では、施設の改良・改修の条件が、「熱回収量の増強、省エネルギー化等につながる設備」であることが基準となっており、施設稼働時のCO2排出量の削減が求められている。このため、長寿命化対策として耐用年数を考慮して必要な設備の改良を行っているにもかかわらず、交付対象とならない状況が生じていることから、長寿命化につながる施設の改良・改修(基幹的設備改良)が広く交付対象となるよう条件を緩和してほしい。 (2)施設の解体工事すべてを当該交付金の交付対象とすること 本市では、市域から発生する廃棄物を安定的に処理するために廃棄物処理施設の統合を計画的に進めており、廃棄物処理施設を廃止・削減することになっている。当該交付金の交付条件は、跡地に廃棄物処理施設の整備計画が伴わない解体工事に対しては、交付対象外となっている。施設の解体撤去に際しては、一定の条件の下地方債を活用できる制度が創設されたが、焼却施設を解体する際は、残留ダイオキシン対策や汚染土壌対策工事が必要な事例も多く、一般的な施設解体工事に比べ多額であることから、全ての解体工事を交付対象となるよう条件を緩和してほしい。	【循環型社会形成推進交付金交付要綱について】 交付日:平成17年4月11日(改正:平成26年4月1日 環境事務次官通知から各都道府県知事等) 第二定義2交付対象事業	環境省	さいたま市	C 対応不可	(2)循環型社会形成推進交付金においては、跡地での施設整備と一体で行われる解体も交付対象としているが、これは公共事業である廃棄物処理施設整備事業として実施されるものであるため、解体のみを行う場合や廃棄物処理施設以外を跡地に整備する場合は、廃棄物処理施設という社会資本を整備する公共事業費としての性格上、財政支援を行うことは困難である。 なお、地方財政法(昭和23年法律第109号)の改正により、平成26年度より公共施設等総合管理計画に基づいて行われる公共施設等の除却について、地方債の起債が可能となったこと、同計画に基づく解体事業について、地方債(充当率75%)を用いることができるようになったことと承知している。詳細は、総務省の地方債担当部局にお問い合わせいただきたい。		

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
258	循環型社会形成推進 交付金(廃焼施設解体 体)の補助要件の緩和		【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求 める。		C 対応不可	1次回答のとおり、循環型社会形成推進交付金は公債発行対象経費であるこ とから、後世にも利用される施設の整備に係る事業のみが交付対象となる。 なお、多くの廃棄物処理施設が更新時期を迎えていることもあり、市町村等か らの本交付金に係る要望額が急激に増加しているが、現在の予算規模では 要望に応えられていない状況である。財政当局からもコスト削減を強く求めら れている中、交付対象を拡大することは非常に困難である。	
872-1	循環型社会形成推進 交付金(廃焼施設解体 体及び廃棄物処理施 設の改良等)の補助要 件の緩和		【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求 める。		C 対応不可	提案団体からは意見が付されていないところであり、第1次回答で御納得いた だいたものと考えている。	
872-2	循環型社会形成推進 交付金(廃焼施設解体 体及び廃棄物処理施 設の改良等)の補助要 件の緩和		【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求 める。		C 対応不可	提案団体からは意見が付されていないところであり、第1次回答で御納得いた だいたものと考えている。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	意見
359	浄化槽設置整備事業に係る単独処理浄化槽の撤去補助要件の撤廃	国では、「浄化槽設置整備事業実施要綱」に基づき、単独処理浄化槽撤去補助を行っているが、同要綱第3において、単独処理浄化槽撤去跡地に合併処理浄化槽を設置する場合及び施工上の制約により撤去跡地以外に合併処理浄化槽を設置する場合のみ補助対象となっている。このため、「撤去跡地以外に合併処理浄化槽を設置する場合」も補助対象とするよう補助要件の見直しをいただきたい。	【支障事例】 本県は、湖沼水質保全特別措置法に基づく指定湖沼(霞ヶ浦)を抱え、湖沼水質保全計画を策定して水質浄化に取り組んでいる。富栄養化防止のためには、高度処理型浄化槽の設置促進、特に、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽(高度処理型浄化槽)への転換が喫緊の課題となっている。 国では、「浄化槽設置整備事業実施要綱」に基づき、単独処理浄化槽撤去補助を行っているが、同要綱第3において、単独処理浄化槽撤去跡地に合併処理浄化槽を設置する場合及び施工上の制約により撤去跡地以外に合併処理浄化槽を設置する場合のみ補助対象となっている。しかし、撤去跡地への合併処理浄化槽の設置は、一定期間トイレ等が使用できず不便であること等の理由から、本県ではほとんど該当がなく、補助を利用してきていない。 こうした状況に鑑み、本県では、個人県民税の超過課税として徴収している「森林湖沼環境税」を活用し、上記の場合にも県独自の補助を行っているが、財政的に大きな負担となっている。(補助実績は別添のとおり) 【制度改正による効果】 当該県独自の補助に係る予算を転換促進策の拡充(配管工事費補助等)に充当できれば、より一層の単独処理浄化槽から合併処理浄化槽(高度処理型浄化槽)への転換促進が見込めることである。	浄化槽設置整備事業実施要綱第3	別紙あり(県独自補助の補助実績)	環境省	茨城県	C 対応不可	浄化槽設置整備事業は、本来、浄化槽の整備に要する費用を助成する事業であり、間接的に発生する費用である撤去費用については、助成対象と想定されていなかった。しかし、平成12年の浄化槽法改正による単独処理浄化槽への転換を推進するため、平成18年度より、合併処理浄化槽の設置に伴い単独処理浄化槽の撤去が必要な場合の撤去に要する費用については、特例的に助成対象に追加することとした。また、置して合併処理浄化槽への転換を更に促進するため、当該特例を拡大し、施工上の制約により撤去跡地以外に合併処理浄化槽を設置する場合についても、助成対象として認めることとした。撤去費用はあくまで例外的な措置であること、また、国の厳しい財政事情を踏まえたと、御提案事項については対応が困難である。	ご回答にあるように、平成12年の浄化槽法改正による単独処理浄化槽の新設禁止以降、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換が補助制度の大きな目的となっているが、市町村からは「単独処理浄化槽廃棄者にとって、もっとも大きなネックとなっているのは、撤去費用や配管費用等も含めた転換のための費用」との意見が多く、また、過去の環境省の調査(「平成18年度単独処理浄化槽の使用状況調査」)においても、「合併処理浄化槽への転換を進めるために必要なこと」という質問に対しては、「費用の低減」との回答が2,438件でもっとも多かった(次いで「情報提供」が1,028件)。したがって、転換促進のためには、設置費用だけでなく、撤去費用や配管費用等も含めた費用低減のためのより一層の補助拡充が必要であると考えられる。本県は、湖沼水質保全特別措置法上の指定湖沼(霞ヶ浦)を抱え、単独処理浄化槽からの転換が喫緊の課題となっていることにもご配慮いただき、引き続きご検討をお願いしたい。
380	し尿処理施設(環境省)と下水道施設(国土交通省)の統合整備	し尿等の受入施設を下水道施設として位置付け、社会資本整備交付金の対象とするともに、総合的に下水道施設に下水道処理区域外のし尿を集めて処理した方が有利ならば、下水道計画処理能力に下水道処理区域外のし尿全量を入れて計画ができるよう規制緩和すること。	【制度改正の必要性】 下水道の整備により、その地域の浄化槽やくみ取り便所は減少するため、し尿処理施設は下水道施設が整備され水洗化された分だけ処理量も減少する。一方、近年、市町村の管理するし尿処理施設は老朽化により建替の時期にきている。この様な中、下水道の整備が進んだ市町村については、新たにし尿処理施設を建設するよりも下水道施設で一括して処理した方が経済性・効率性の観点から有利である。 本県では2期において、人口減少などで下水道施設の処理能力にし尿を受け入れる余裕があったため、し尿処理施設の建替をせず、下水道施設で一緒に処理した事例がある。その場合に、し尿等の受入施設は下水道施設とは認められていないため、下水道用に設置する場合は暫定的な措置として国土交通省より目的外使用承認が必要だった。また、し尿等の受入施設は、前処理のみを行い、最終目的のし尿の処理をしないため、し尿処理施設としても認められず、費用を縮減したにもかかわらず市町村の単独費での対応となった。このため、し尿等の受入施設を下水道施設として位置づけ、目的外使用承認を不要とし、社会資本整備交付金の対象に入れることを提案する。 また、現在も1市2町で同様な対応を検討しているが、1市についてはし尿の量が多く、下水道計画処理能力を超えるため1下水道施設では受入が厳しい状態。このため、総合的に下水道施設に下水道処理区域外のし尿を集めて処理した方が有利ならば、下水道計画処理能力に下水道処理区域外のし尿全量を加えて計画ができることを併せて提案する。	社会資本整備総合交付金交付要綱 下水道法第4条	長崎県提案分	環境省、国土交通省	九州地方知事会	C 対応不可	下水道施設は、下水道処理区域の下水を処理するための施設の総体であり、下水道処理区域外のし尿等を受け入れるための施設を下水道施設とすることは困難であると考えます。 なお、し尿等を受け入れるための施設の扱いについては、まずは、し尿等を下水道処理場で処理している事例収集、課題点、今後のニーズ等について全国的な調査をおこなってまいります。	自治体の財政事業が厳しい中で、し尿処理施設と下水道施設の統合整備は今後多くの自治体で望まれてくることだと考えております。一方、整備目的の違う施設の統合については、多くの問題がすぐには方針は出せないとも考えております。つきましては、回答にありましたとおり調査等をおこなっていただき、お互いの施設のあり方について検討をしていただきたい。
640	産業廃棄物処理に係る規制緩和	FRP漁船を廃船処理するにあたり、地元造船所や造船会社が造船を解体・運搬する場合、産業廃棄物の処理に係る許可を例外的に不要とすること	【支障・制度改正の必要性】 長崎県内のFRP漁船は老朽化が進んでおり、漁業者の高齢化や廃業に伴い、今後廃船処理が増加するとみられるが、造船の多い離島等では、大村市にあるFRP船リサイクル処理場をはじめ島外の産業処分場に搬出する必要があるものの、産業廃棄物処理の許可を持った事業者が少なく、処分経費も高いため、一部では造船登録抹消後に不法に放置されている事例もみられる。FRP漁船の廃船処理について、地元造船所や造船会社が漁業者から持ち込まれた船を解体・集積し、まとめて島外処分場への搬出ができるよう、例外的に産業廃棄物処理関係の許可を不要とする規制緩和を行うことで、漁業者の処分経費の負担軽減が図られ、円滑な廃船処理につながるものである。 【参考】 長崎県内のFRP漁船数は約23千隻で、うち20年以上約19千隻、30年以上約10千隻 FRPリサイクルシステムは、県内では大村市の1箇所のみ。搬入は年3回。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条		環境省	長崎県	C 対応不可	貴県の要望内容によると、産業廃棄物処理の許可不要とする理由としては、現行のFRPリサイクルシステムによる支障(処理コスト、搬入回数)によるもので、県の許可を取得すること自体に対する支障などは示されていないため、県の許可を取得することには特段支障がないと考えられ、長崎県が地元造船所や造船所に産業廃棄物処理業の許可を取得させることを以て対応いただきたい。 また、「地方分権改革推進本部決定」の2(1)において、全国的な制度改正に係る提案について対象とすることとされているが、本要望は長崎県が独自に抱えている課題に対する要望提案であると考えられるため、このような要望に対しては、構造改革特区制度等の別々の制度の活用を御検討いただきたい。	産業廃棄物処理業の許可は、収集運搬業と処分業の二種類があるが、FRP漁船の廃船処理で実施する作業内容が運搬のための解体であっても、解体の程度によっては処分業の許可が必要となる。しかしながら、処分業の許可を受けるためには、専用の処理施設を有する必要があるため、FRP漁船の円滑な廃船処理を進めていくために、処理の際に実施する運搬の効率化を図るための解体については、これを「収集、運搬」の範囲とみなし、地元造船所や造船所でも取得の見込める「収集運搬業」の許可のみで行えるよう措置していただきたい。 (*運送効率化のための解体は、電動のごきりによる船体切断や、フォークローによる破砕程度を想定。)

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項50項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
359	浄化槽設置整備事業に係る単独処理浄化槽の撤去補助要件の撤廃		【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		C 対応不可	浄化槽設置整備事業は、公共事業費であることから、後世に利用される施設の整備に係る事業のみが対象であり、合併処理浄化槽の整備にあたり、既設の単独処理浄化槽の撤去が必要な場合、一体として撤去費についても特例的に助成しているものである。 なお、本事業に係る要望額が増加しているところであるが、現在の予算規模では要望に応えられない状況であり、財政当局からもコスト削減を強く要請されている中、交付対象を拡大することは非常に困難である。	
380	し尿処理施設(環境省)と下水道施設(国土交通省)の統合整備		【全国市長会】 提案に賛同する。 ただし、公共下水道事業の無制限な拡張や費用の原因者負担の原則の崩壊につながらないよう配慮いただきたい。		C 対応不可	頂いたご意見に配慮しつつ、調査等を行ってまいります。	
640	産業廃棄物処理に係る規制緩和		【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		D 現行規定により対応可能	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)における「処分」とは、廃棄物を物理的、化学的又は生物学的な手段によって形態、外観、内容等について変化させる行為をいうが、簡単な手選別等収集運搬に伴う簡単な作業であれば、収集運搬事業の範囲と考えられる。したがって、責務における判断の結果、廃FRP漁船の運搬を効率化させるための簡単な解体行為を「収集・運搬」に伴う積替え保管」に該当すると整理されるのであれば、当該解体行為は廃棄物処理法上の「処分」には当たらず、産業廃棄物処分の取得は不要となる。 したがって、本要望の内容を実現せずとも、現行制度下において対応可能と考えられる。	6【環境省】 (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号) (ii) 廃FRP漁船の運搬を効率化させるための簡単な解体行為については、収集運搬に伴う積替え保管に該当するものとして、廃棄物の処理及び清掃に関する法律上の処分には当たらず、産業廃棄物処分の許可(14条6項)の取得を不要とすることが可能であることを、都道府県等に周知する。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	意見
659	環境影響評価法に基づく方法書等について指定都市から事業者への意見提出機会の拡大	環境影響評価法の対象事業が指定都市の域内で行われる場合について、環境影響を受ける範囲が市域外に及びる場合であっても指定都市の市長が事業者へ直接意見を述べるができることとする。	【制度の経過】平成24年4月から、環境影響評価法の改正により、対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の全部が施行令第11条に定める市の区域に限られるものである場合は、事業者に対し、当該市の市長が環境保全の見地からの意見を書面により述べるものとされている。 【支障事例】大規模事業の場合、地域環境への影響も大きく市民生活に重大な影響を与えることになり、複数の市町村にまたがる場合には、市長が意見を事業者に直接述べることができず、県知事が関係市町村の意見をとりまとめて提出する。 また、県知事は、複数の市長意見をとりまとめるため、事業者に提出する意見書には、各市長の個別・具体的な意見が反映されない場合もある。そのため、評価書に掲載される知事意見に対する事業者の見解では、市長意見の評価への具体的な反映状況が確認できない、あるいは、市民等へ市長意見の反映状況の具体的な説明ができないという支障がある。 【制度改正の必要性】地域住民の最も身近で環境保全に配慮する立場にある市長が、直接事業者意見に意見を述べることで可能となるようにする必要性があり、多数の市民を有する政令都市が直接事業者へ意見を提出し、市長意見に対する見解を示すことによる法改正を求めるもの。 【懸念の解消策】事業者側の事務負担の増加について懸念されることがあるが、現行の制度においても、県知事に提出する市長意見の形成手続きとして市の審議会の審議を行っており、大幅な負担増加にはつながらないと考えられる。	環境影響評価法第10条、第20条		環境省	川崎市	C 対応不可	○本規定は、事業が隣接している政令市にまたがる場合、互いの市への環境影響が懸念されるケース等が想定されることから、都道府県知事が、関係市町村長から述べられた意見を勘案した上で事業者に意見を述べるということである。 ○環境影響評価法に基づく方法書に対する地方公共団体の意見は、事業者にとって同法に基づく環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の方法を決定する際に動員すべきとされており、事業者にとって影響の大きいものである。もし一つの事業に対して関係市町村長それぞれから意見が出された場合、個々の意見を同様に達成することが困難となるおそれがあるため、関係地方公共団体の総意としての意見のとりまとめを知事が行うことが環境影響評価の円滑な運用に資すると考えられているため、御提案の制度改正は対応することが困難である。	環境影響評価制度において事業者が関係自治体の意見を聴くこととしている趣旨は、仮に個々の意見を同時に達成することが困難な場合においても、事業者が、関係自治体の多様な意見を認識し、それぞれの意見に対する見解を示すことを通じて、よりよい事業計画づくりにより資することであると考える。また、本提案においては、環境影響評価に係る十分な能力及び体制を有する、環境影響評価法施行令第11条に定める市の市長に限定して、事業者に直接意見を述べるということができるとするものである。したがって、今後も引き続き検討させていただきたいと考えている。
738	特定外来生物の防除活動の手の見直し	既に野外に存在する特定外来生物を防除の目的で捕獲又は採取した直後の運搬行為の規制緩和と主務大臣等以外の者による防除に係る確認及び認定手続きの簡略化	【地域の実情等】特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成16年法律第78号。以下「法」という。)では、主務大臣等が防除を行うものとされているが、オオキンケイギク等の特定外来生物に指定された植物等では、地域住民の環境美化活動等を活用した市民一斉の効率的な防除活動が効果的であると考え、地域住民への情報提供等を実施している。 【支障事例】特定外来生物の捕獲又は採取は地域住民でも行うことができるが、特定外来生物を処分する目的でも他の場所に運搬することが規制されているため、地域住民が行う防除活動の妨げとなる恐れがある。 防除に係る確認及び認定には、「防除の従事者に関する事項」等を記載した防除実施計画書を作成する必要があるが、不特定多数の地域住民による防除活動においては、その従事者管理が困難であり、また、不特定多数の地域住民により、広域圏内で複数の防除活動が行われた際には、防除活動実施後のモニタリング作業が極めて困難である。 【制度改正の必要性】特定外来生物の防除推進のため、防除を行うべき主務大臣等による防除活動の促進、既に野外に存在する特定外来生物を捕獲又は採取した直後の運搬行為に係る規制緩和、地方公共団体及び地域住民等による防除活動に係る手続き等の簡略化のための見直しを要望する。 【解消策】法第4条における飼養等禁止の規制緩和並びに法施行規則第23条、第24条及び第25条における各種手続き等の簡略化 【効果】地域住民の環境美化活動等を活用し、オオキンケイギク等の植物の特定外来生物に対する防除活動が容易となり、生態系に係る被害を防止し生物多様性の確保に資することができる。	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第4条、第9条、第11条及び第18条 同法施行令第2条、施行規則第23条～第27条		環境省、農林水産省	豊田市	A 実施	防除に伴う特定外来生物の運搬は防除の確認・認定を受けて行うことができるが、これによらない場合でも、防除個体をその場で殺処分又は枯死させたうえで、一時保管・運搬することは可能である。 また、外来生物法施行規則第2条第14号に規定されるように、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下、廃掃法という。)等の規定により行う廃棄物の処理には、法第4条の規定は適用されないため、例えば、廃掃法に基づく許可を受けた廃棄物処理業者が防除した場所で特定外来生物を収集処分する場面に運搬することは可能である。 このように、現行の規定によっても、確認・認定を受けずに一時保管・運搬を伴う防除を実施することは可能であるが、平成24年12月に中央環境審議会から環境大臣及び農林水産大臣に対してなされた意見書において、個人やボランティア等が行う小規模な防除の一層の進展に向け、外来生物法の運用の検討を進めるべきことが指摘されている。一方、防除を目的としている場合であっても、特定外来生物の生態系に関する適切な知識を持たずに運搬することによる拡散の可能性があることや、拡散を意図した悪意のある運搬に対する規制の実効性の確保にも留意する必要がある。こうしたことも踏まえ、ボランティア等による小規模な防除が推進されるよう、現行規定の運用の改善について検討している。具体的には、特定外来生物の植物を防除する場合に、遺さないことが確実であって処分を目的として移動させる行為は、法第4条の運搬には該当しないと整理することなどを想定し、検討を進めているところ。 なお、相当の規模で継続的な事業として行われる防除や希少な野生生物が生息・生育する自然公園等において実施される防除等においては、計画的・効率的に実施する観点から、防除の確認・認定を受け、従事者の把握等管理を行いながら進めることが適切である。	
740	騒音規制法に係る特定施設の届出制度の廃止等	騒音規制法では、特定施設を設置していない限り、規制基準の適用を受けない。しかし、現状、騒音の発生は多岐に渡っており、特定工場等から発生する騒音が原因とする苦情よりも規制基準の適用を受けない事業場からの騒音が原因の苦情の方が多い。悪臭防止法と同様、全ての事業場に規制基準が適用されるよう、法改正とともに、当該改正に伴い、不要になる特定施設の届出制度を廃止するよう要望する。	【地域の実情】本市内の全事業場数14,831(平成21年7月実施経済センサスによる)のうち、騒音規制法に係る特定工場等の数は、829(平成26年3月末現在)と、規制対象外の事業場数が圧倒的に多い。 【支障事例】平成25年度中の騒音苦情件数は、72件であり、そのうち、特定工場等に係る苦情件数は15件と規制対象外となるカラオケ等の営業騒音に係る苦情件数は11件と比較しても大きな差はなく、大半を占める状況にない。また、法第8条に基づく特定施設の数の変更届出についても、騒音規制法施行規則第6条第3項の規定で、数を減少する場合及び直近の届出により届出した数の二倍以上の変更は届出しないという規定となっており、行政も事業者も特定施設の届出について、「現状の数」と「届出の数」を二重管理することになり、負担が大きいが、 【制度改正の必要性】騒音の発生原因は多岐に渡っており、規制基準の適用を受けない事業場にに対しては指導が難しい。また、苦情を申し立てる市民にとっては、規制基準が適用されるかどうかは関係がないため。 【解消策】全ての事業場を法第5条の規制基準遵守義務の対象とする。 【効果】法に基づく監視指導が行いやすく、指導結果に対する市民の理解も一層得られる。また、全ての事業場を規制対象とすることで、法第6条～第11条に係る届出制度も不要となる。	騒音規制法第5条、第6条～第11条		環境省	豊田市	D 現行規定により対応可能	騒音規制法第27条の規定により、同法の規制対象外の事業場についても各自自治体条例で規制することは妨げられていない。東京都や神奈川県において、条例による規制を実施している例もある。また、施設数の把握について、騒音規制法に基づく届出がされている施設数のほか、「現状の数」を把握しなければならぬ理由は不明であるが、「現状の数」を把握するかどうかは各自自治体の判断であると考えられる。 さらに、本提案のように届出制度を廃止すると、特定施設の設置前に、騒音を発生する施設の配置や騒音対策について把握・指導することができなくなり、騒音問題の未然防止には困難になると考える。	騒音規制法で規定する特定事業場からの騒音を規制する方法と事業者から出された騒音は全て一定の基準で規制して欲しいという住民の感覚との間に乖離が生じているため、多くの自治体で条例による上乗せ・横たし規制を行っているものと認識している。 悪臭防止法が物質濃度規制からより住民感覚に合った臭気指数規制へ大転換されたように、騒音規制法についても住民の感覚にあった規制対象のあり方について、引き続き検討させていただきたい。

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
659	環境影響評価法に基づく方法書等についての指定都市から事業者への意見提出機会の拡大	関係する都道府県の意向を踏まえたくうえで、手挙げ方式や社会実験による検討を求める。	【全国市長会】 複数の市町村から個別に意見が寄せられた場合の事業者の負担を考慮し、更なる検討が必要。		C 対応不可	環境影響評価法において、行政主体から出される意見は、それぞれの責任を有する立場から述べられるものであり、意見を受ける側において慎重に受けとめ、事業計画に反映することを検討する必要がある。したがって、例えば、同一県内で、環境影響評価法施行令第11条で定める市の長から出された意見と、それ以外の関係市町村長から出された意見(知事が取りまとめた意見)との間に齟齬が見られ、個々の意見を同時に達成することが困難となるおそれが生じた場合に、どの意見を採用すべきかについて事業者に判断させることは困難であり、関係地方公共団体の総意としての意見のとりまとめを知事が行うことが環境影響評価法の円滑な運用に資すると考える。このため、御提案の制度改正は対応することは困難である。	
738	特定外来生物の防除活動の手続の見直し		【全国市長会】 所管省からの回答が「実施」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。		A 実施	前回答のとおり、一部現行規定により対応可能であるもの、ご提案を踏まえ、ボランティア等による小規模な防除が推進されるよう、運用の改善について検討を進めている。	6【環境省】 (6) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平16法78)(農林水産省と共管) 特定外来生物の防除活動の手続については、ボランティアによる小規模な防除活動を推進するため、特定外来生物の植物を防除する場合に、進出しないことが確実であつて処分を目的として移動させる行為は、禁止される運搬行為に該当しないと見直しを行う。 【措置済み(平成27年1月9日付け環境省自然環境局野生生物課通知)】
740	騒音規制法に係る特定施設の届出制度の廃止等		【全国市長会】 所管省からの回答が「現行規定により対応可能となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。		D 現行規定により対応可能	ご指摘のあった「住民の感覚にあつた規制対象のあり方」は、一つの重要な観点であると考え。今後、必要な検討を行う際に考慮してまいりたい。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	意見
741	振動規制法に係る特定施設の出出制度の廃止等	振動規制法では、特定施設を設置していない限り、規制基準の適用を受けない。しかし、現状、振動の発生は多岐に渡っており、特定工場等から発生する振動が原因とする苦情よりも規制基準の適用を受けない事業場からの振動が原因の苦情の方が多い。悪臭防止法と同様、全ての事業場に規制基準が適用されるよう、法改正するとともに、当該改正に伴い、不要に特定施設の届出制度を廃止するよう要望する。	【地域の実情】本市内の全事業場数14,831(平成21年7月実施経済センサスによる)のうち、振動規制法に係る特定工場等の数は、681(平成26年3月末現在)と、規制対象外の事業場数が圧倒的に多い。 【支障事例】平成25年度中の振動苦情件数は、12件であり、そのうち、特定工場等に係る苦情件数は3件と大半を占める状況にない。 また、法第8条に基づく特定施設の数の変更届出についても、振動規制法施行規則第6条第2項の規定で、数を減少する場合は届出をしなくても良いことになっており、行政も事業者も特定施設の数において、「現状の数」と「届出の数」を二重管理することになり、負担が大きい。 【制度改正の必要性】振動の発生原因は多岐に渡っており、規制基準の適用を受けない事業場に於いては指導が難しい。また、苦情を申し立てる市民にとっては、規制基準が適用されるか否かは関係がないため。 【解消策】全ての事業場を法第5条の規制基準遵守義務の対象とする。 【効果】法に基づく監視指導が行いやすく、指導結果に対する市民の理解も一層得られる。また、全ての事業場を規制対象とすることで、法第6条～第11条に係る届出制度も不要となる。	振動規制法第5条、第6条～第11条		環境省	豊田市	D 現行規定により対応可能	振動規制法第23条の規定により、同法の規制対象外の事業場についても各自治体が条例で規制することは妨げられていない。東京都や神奈川県等において、条例による規制を実施している例もある。 また、施設数の把握について、振動規制法に基づき届出がなされている施設数のほか、「現状の数」を把握しなければならない理由は不明であるが、「現状の数」を把握するかどうかは各自治体の判断であると考ええる。 さらに、ご提案のように届出制度を廃止すると、特定施設の設置前に、振動が発生する施設の配置や防振対策について把握・指導することができなくなり、振動問題の未然防止は困難になると考える。	振動規制法で規定する特定事業場からの振動を規制する方法と事業者から出された振動は全て一定の基準で規制して欲しいという住民の感覚との間に乖離が生じているため、多くの自治体で条例による上乗せ・横だし規制を行っているものと認識している。 悪臭防止法が物質濃度規制からより住民感覚に合った臭気指数規制へ大転換されたように、振動規制法についても住民の感覚にあった規制対象のあり方について、引き続きご検討いただきたい。
130	再生可能エネルギー導入地方公共団体支援基金事業に係る対象事業の要件緩和	被災県(青森県、岩手県、宮城県、仙台市、秋田県、山形県、福島県、茨城県)を対象とした上記基金事業の対象とする「再生可能エネルギー等導入推進基金事業」と同様「省エネ設備」も対象とするよう要件緩和すること。	【制度改正の必要性】平成23年度に被災県を対象とする、災害時に最低限必要となる電気又は熱の供給のための再生可能エネルギー設備を防災拠点へ設置する事業として助成。 その後、被災県以外の都道府県にも展開され、平成25年度からの実施県等においては、被災県に認められていない①高効率照明(屋内高所照明を除く)、②高効率空調にも補助率2/3(民間施設は1/3)が適用されている。 被災県に対しても、必要最低限の再生設備導入のみならず、今後の避難所等設備の維持の面から省エネ設備の導入を認めるよう、対象設備の拡大を求めるもの。 【支障事例】①EMS(エネルギーマネジメントシステム)関連設備、発電量等表示装置、電気自動車等の事業対象化を求めているが、これらは直接発電・発熱に寄与しないことから対象外とされており、市町村から事業対象化を求めている。 ②屋外高所照明のうち、水銀灯からLED等の高効率照明への更新は対象となっている一方、ハロゲン灯など水銀灯以外の照明からの更新は対象外となっている。多くの市町村では、避難所として体育館を指定しており、現状が水銀灯以外の場合であっても、高効率照明に更新することが可能となるよう、対象拡大を望んでいる。	再生可能エネルギー等導入地方公共団体支援基金事業及び災害等廃棄物処理基金事業実施要領 再生可能エネルギー導入地方公共団体支援基金事業実施要領		環境省	岩手県	E 提案の実現に向けて対応を検討	平成25年度の事業から補助対象とした高効率照明、高効率空調の導入について、本事業への適用に当たっては要領改正が必要であることから、今後、財政当局とも相談・調整のうえ、適用に向けた検討を進める予定である。	本事業は、平成27年度までを事業期間としていることから、速やかに要領改正をしていただきたい。
266	浄化槽法に基づく設置届出等の受理、保守点検等の指導権限の市への移譲	現在は浄化槽法上、県の権限となっているが、浄化槽は一般家庭が設置しているものがほとんどであり、きめ細かい対応が可能になるように市へ権限を移譲すること	【現状】浄化槽法第5条に基づく浄化槽設置届出の受理や第12条等に基づく保守点検等の指導権限等については、法律上、県の権限となっているが、本県では特例条例を活用した市町村への移譲が進んでいる。届出については61市町村のうち56市町村(35市20町1村)、指導権限については61市町村のうち24市町(16市8町)に移譲済みである。 【制度改正の必要性等】実施として第5条の設置届出や第11条の2等による廃止届出、管理者の変更届出が提出されることが少なくなく、浄化槽管理者を管理する台帳の精度が低くなっている。そのため、浄化槽管理者に実施が義務付けられている法定検査等(7条、11条)の受検指導を効果的に行うことができない。 法定検査(11条)については、その実施率の低さが問題となっているが、県レベルでは細かい指導が困難であるのが実情であり、住民により密着している市が指導を行う方が効果的である。 届出等の提出先が、住民に身近な市となれば、下水道接続や転居等の手続きと合わせて提出させるなど、よりきめ細かな対応が可能である。 また、類似の例として水道法に基づく簡易専用水道の清掃、法定検査等の指導権限が425.4.11市へ法令移譲されている。 特例条例で移譲を受けている市町村において、事務処理に当たって特に支障が生じていない。 こうしたことから、都道府県と市町村の法律上の役割分担を実情に合わせて見直すべきである。 (なお、設置届出等の受理は県内のほとんどの市町村に移譲済みであるが、保守点検等の指導については40市の半数程度にとどまっていたため、移譲対象を市とするものである。)	浄化槽法第5条第1項、第2項、第4項、第7条第2項、第7条の2第1項、第2項、第3項、第10条の2、第11条第2項、第11条の2、第12条第1項、第12条第2項、第1項、第2項、第3項、第5条第1項、第2項	知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例により、一部の市町村に権限を移譲している。	環境省	埼玉県	C 対応不可	浄化槽の設置届出等の受理、保守点検等の指導権限を市等へ一律に移譲することについては、以下の理由により実現困難である。 ①浄化槽の設置に当たっては、建築基準法(昭和25年法律第201号)に基づき、特定行政庁の建築主事による確認が必要となる等、専門性のある職員の確保が要求される。しかし、市等の人員・予算に限られている中で、特に浄化槽の設置基数の少ない市等において、建築主事のような専門性を有する技術者の配置を行うことは非効率的かつ非現実的である。 ②浄化槽の維持管理に関しては、浄化槽法(昭和58年法律第43号)に基づき、都道府県が中心となり、法定検査機関や保守点検業者との協力体制を既に構築しており、この枠組みの中で高い法定検査率を維持している都道府県が複数ある。しかし、市等に権限が一律に移譲される場合、既存の枠組みがなくなってしまうほか、地方自治体ごとに体制を再構築することとなり、組織が細分化されるため、行政間の連携や、法定検査機関・保守点検業者との協力体制の構築が非常に困難になる。 また、市等への権限移譲を一切行っていない都道府県で法定検査(第11条検査)受検率が極めて高い(80%超)ところが複数ある。これらの都道府県では、法定検査機関や保守点検業者との協力体制の構築で、法定検査受検率向上に向けて様々な工夫を凝らしていることでもあり、現行の体制でも御指摘にあった法定検査の適正な受検を促すことは可能である。 なお、地方自治法第252条の17の2の規定に基づき、多くの市町村に設置届出等の権限移譲を行っている都道府県であっても法定検査率が極めて低い(0%未満)ところが複数あり、権限移譲の進み具合が適切な維持管理の確保に結びついていない。 まずは都道府県において、先進事例を参考に適切な維持管理の確保に向けた取組を実施する必要があり、都道府県等向けに法定検査受検率向上の取り組み事例集(1)「浄化槽台帳の整備導入マニュアル」を支援団場で作成し周知しているところ。 以上のように、御提案の内容は実現が困難であることや御指摘の問題点については現行の枠組みで十分解消することが可能であることから、本件については対応が困難である。	①市へ権限移譲を提案しているのは、法第5条第1項および同第2項についてである。この事務は、埼玉県では建築主事ではない職員が従事しており、市においても新たに建築主事のような専門性を有する職員を配置する必要はない。 ②浄化槽法に基づく設置届出等の受理、保守点検等の指導を住民により密着している市が行うことにより、県レベルでは困難な細かい指導が可能となる。平成25年度末現在、埼玉県内の61市町村(指定都市、中核市を除く)は、24市町に届出および指導の権限を移譲している。指導権限を移譲した市町村の法定検査(11条検査)受検率の平均は15.3%、指導権限未移譲市町村の法定検査受検率の平均は8.7%となっている。権限移譲は法定検査受検率の向上に効果がある。 また、住民に身近な市が、下水道接続や転居等の手続きと合わせて浄化槽の届出を受理することで、ワンストップのサービスが提供でき、住民の利便性が高まる。 現行でも適正な維持管理や法定検査の受検を促している都道府県があることは承知しているが、地方分権推進委員会第1次勧告を踏まえ、浄化槽の設置届出等の受理、保守点検等の指導権限を市へ移譲すべきと考える。

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
741	振動規制法に係る特定施設の届出制度の廃止等		【全国市長会】 所管省からの回答が「現行規定により対応可能となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。」		D 現行規定により対応可能	ご指摘のあった「住民の感覚にあった規制対象のあり方」は、一つの重要な観点であると考えます。今後、必要な検討を行う際に考慮してまいります。	
130	再生可能エネルギー導入地方公共団体支援基金事業に係る対象事業の要件緩和		【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重された。		E 提案の実現に向けて対応を検討	平成25年度の事業から補助対象とした高効率照明、高効率空調の導入について、本事業への適用に当たっては要領改正が必要であることから、財政当局とも相談・調整のうえ、検討を進めている。	【6環境省】 (7)再生可能エネルギー等導入地方公共団体支援基金事業 既に達成されている基金の範囲内において効率的に事業を執行するため、平成27年度から高効率照明及び高効率空調の導入を、補助対象に含める。
266	浄化槽法に基づく設置届出等の受理、保守点検等の指導権限の市への移譲	地方分権改革推進委員会第1次勧告を踏まえ、浄化槽の設置届出等の受理、保守点検等の指導のほか、浄化槽管理者に対する指導・勧告・改善命令、報告徴収・立入検査等の権限を併せて市に移譲するべきである。	【全国市長会】 市において指導することは、職員の確保、体制の整備等の観点から、慎重な検討を求める。	○ 事務処理特例制度による権限移譲を実施している都道府県において法定検査実施率が高いところもあり、地元の事情に精通している市が、届出と指導を一体的に実施した方が法定検査の実施率が向上すると考えられる。 そのような都道府県の取組を参考にしつつ、少なくとも、建築主事のおかれる特定行政庁となっている市に対して権限移譲すべきと考えるが、この場合何らかの具体的な支障はあるのか。	C 対応不可	○再意見については、下記の理由により照会には応じられず、当初の回答通り、本件については「対応不可」とする。 ① 浄化槽の整備の推進及び維持管理の適正化を図り、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る観点から、浄化槽の設置届出に基づく台帳管理や保守点検等の指導権限は、廃棄物や上下水道等の多くの事務と並んで環境衛生行政として非常に重要な事務であり、都道府県以外では、保健所を設置している市又は特別区において行うこととされており、その旨地域保健法にも位置づけられ、これらに対応するため環境衛生に関する専門的知識を有する職員が配置されている。一方で、保健所設置市以外の市にはそうした所要の職員は配置が求められていない。仮にそういった比較的小さな市に浄化槽に関する権限委譲を行う場合、前提として専門的知識を有する職員の配置が不可欠と考えるが、浄化槽に関する事務のみを行うために専門的知識を有する職員を配置することは全国の市町村の負担となり、非現実的と考えられる。御提案の内容は、むしろ環境衛生行政、あるいは地域保健行政全般のあり方の中で議論されるべき事項である。 ② 一方で、埼玉県のように、地方自治法92条の17の2の規定に基づき、都道府県と市町村で合意形成を行った上で、権限移譲を行うことは現行制度の下でも十分可能と認識している。しかしながら、全国市長会からは、「職員の確保、体制の整備等の観点から慎重な検討を求めている」との意見が出されており、必ずしもすべての市で当該事務を受ける意向があるとは考えられず、むしろ現行の地方自治法の制度に基づき、各都道府県の実情に応じて、権限委譲について個別に判断することが適切であると考えられる。 ③ なお、「指導権限を移譲した市町村の法定検査(11条検査)受検率の平均は16.9%、指導権限未移譲市町村の法定検査受検率の平均は9.7%となっている」とあるが、指導権限を移譲した市町村における平均の法定検査率16.9%という数字は法定検査率の全国平均にもほど近く、この権限移譲は適切な維持管理の確保に向けた根拠とするには説得力は乏しいものと考えられる。 以上より、浄化槽の設置届出等の受理、保守点検等の指導権限を市等へ一律に移譲することについては実現困難であると考えます。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	意見
635	浄化槽保守点検業の登録制度の合理化	浄化槽法に基づく浄化槽保守点検業登録の範囲について、営業範囲が保健所設置市とそれ以外の市町村にまたがる場合は、都道府県又は保健所設置市のどちらか一方のみで可能とする規制緩和を行う。	【支障事例】 現在、浄化槽保守点検業の登録は、浄化槽法に基づき、都道府県及び保健所設置市(又は特別区)において行われている。そのため、営業範囲が保健所設置市とそれ以外の市町村にまたがる事業者においては、都道府県及び保健所設置市の両方において登録が必要である。 長崎県にて登録している保守点検業者173者のうち、保健所設置市(長崎市及び佐世保市)において重複登録している事業者は31業者となっている(平成26年6月末現在)。 【制度改正の必要性】 については、事業者の行政手続きを緩和する観点から、都道府県及び保健所設置市のどちらか一方において浄化槽保守点検業登録を行うことで、県内一円で希望する営業範囲での営業を可能とするよう、法改正をお願いしたい。	浄化槽法第48条		環境省	長崎県	D 現行規定により対応可能	浄化槽法(昭和59年法律第43号)第48条第1項では、都道府県知事の権限に基づく保守点検業の登録制度を都道府県及び保健所設置市(又は特別区)が条例で定めることができる旨規定している。御指摘の登録制度の合理化については各地方自治体の条例において調整することが可能である。	条例で調整できるか検討いたします。
400	ダイオキシン類発生施設設置届出等受理に関する事務の移譲	ダイオキシン類の排出の規制等及びダイオキシン類による汚染の状況に関する調査等に関する事務を移譲する。	現在、特別区では、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(以下、「環境確保条例」という。)に基づく「工場」及び「指定作業場」についての設置認可申請、設置届等の受理事務を事務処理特例により行っている。一方、ダイオキシン類発生施設設置届等の受理事務は、東京都が行っている。ダイオキシン類対策特別措置法に規定される特定施設を設置する場合、その多くが環境確保条例に基づく工場あるいは指定作業場の届け出も必要となる。そのため、都と区の窓口の両方に届け出等を行わなければならない、事業者に負担を課す状況である。 環境確保条例で規制されるばい煙発生施設のある事業所は約180件、うちダイオキシン類対策特別措置法に基づく届け出をえている事業所は約15件である。ダイオキシン類発生施設設置届等の窓口を特別区に一本化することにより、事業者への負担が軽減するほか、事業所へのダイオキシン類も含めたすべての規制項目に対する一貫した指導が可能となるなど、迅速かつきめ細やかな対応を図ることができる。	ダイオキシン類対策特別措置法第12条～第19条		環境省	特別区長会	C 対応不可	既に東京都の条例により一部の事務について特別区が行うこととされているため、本提案についてもまずは地方自治法第252条の17の2(条例による事務処理の特例)の規定による対応の可否を検討すべきと考える。	本提案は、「個性を活かし自立した地方をつくるため、地方の声を踏まえつつ、社会経済情勢の変化に対応して、地方分権改革を着実に推進していく」として新たに導入された提案募集方式の趣旨に則り、特別区において検討した結果提出しているもので、地方分権の観点から特別区が行うこととされている事務も含め、法改正により特別区へ事務を移譲するといったものである。また、権限が移譲された場合、現在、事業者が同一の施設について、東京都と特別区それぞれに届け出を行っている状況であること、事業者に対する一貫した指導が可能になると考えられる。
401	特定事業者からの公害防止管理者等の選任届受理に関する事務の移譲	相当量のばい煙・汚水・粉じん・騒音、ダイオキシン類を発生させる特定事業者(製造業、電気・ガス・熱供給業)からの公害防止管理者等の選任届の受理に関する事務を移譲する。	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律では、特定工場に国家資格である公害防止統括者や公害防止管理者を選任した場合は、騒音・振動は区へ、ばい煙・汚水等は東京都へ届出を提出することとなっている。一方、東京都の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(環境確保条例)では、東京都の資格である公害防止管理者を選任した場合には、区に届出を提出している。このような二重行政とも言える問題を解決し、工場の公害防止の管理を一元化させるため、特定施設の公害防止統括者の専任届等の事務は区が行うべきものとする。	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第11条、第14条		環境省	特別区長会	C 対応不可	既に東京都の条例により一部の事務について特別区が行うこととされているため、本提案についてもまずは地方自治法第252条の17の2(条例による事務処理の特例)の規定による対応の可否を検討すべきと考える。	本提案は、「個性を活かし自立した地方をつくるため、地方の声を踏まえつつ、社会経済情勢の変化に対応して、地方分権改革を着実に推進していく」として新たに導入された提案募集方式の趣旨に則り、特別区において検討した結果提出しているもので、地方分権の観点から特別区が行うこととされている事務も含め、法改正により特別区へ事務を移譲するといったものである。

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
635	浄化槽保守点検業の登録制度の合理化	現行の登録制度は地域の実情に応じた要件等で策定していることから、本提案によれば、登録を行う自治体により同一県内で営業する業者間に不平等が生じるため、制度改正は適当ではない。	【全国市長会】 提案団体の意見を踏まえ積極的な検討を求める。 なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。		D 現行規定により対応可能	所管省の回答に対し、提案団体が条例での調整についての検討を了承していることから、当初の回答通り、「D 現行規定により対応可能」とする。	【6環境省】 (4)浄化槽法(昭58法43) 浄化槽保守点検業の登録(48条1項)について、都道府県と保健所設置市又は特別区が協議の上で、地域の実情に応じて、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与するという法の目的に照らして適正な登録制度を設けることができることを、地方公共団体に周知する。
400	ダイオキシン類発生施設設置届出等受理に関する事務の移譲	提案にある法第12条から第19条までの規定は、特定施設の届出等に関するのみの規定であるため、これらの条項のみを移譲しても、現在の総合的なダイオキシン類に関する施策を実施していくことは困難である。仮に排出規制の部分に限っても、第8条から第25条の排出規制に関する全ての権限を一体的に運用するのではなく、かえって事業者の混乱を招き、さらには、事業者の負担増にもなりかねない。 また、提案のあった事項については、都区間で事務配分の協議を行っている最中であるため、今回の提案においては慎重に対応されたい。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		C 対応不可	本提案については、都区間で協議中とのことであるので、その協議結果を待って検討の必要性を確認させていただきたい。	【5環境省】 (4)ダイオキシン類対策特別措置法(平11法105) 特定施設の設置届出等の受理に関する事務については、東京都と特別区の協議の状況を踏まえつつ、協議が整った場合には、必要な措置を講ずる。
401	特定事業者からの公害防止管理者等の選任届受理に関する事務の移譲	提案のあった事項については、都区間で事務配分の協議を行っている最中であるため、今回の検討においては慎重に対応されたい。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		C 対応不可	本提案については、都区間で協議中とのことであるので、その協議結果を待って検討の必要性を確認させていただきたい。	【5環境省】 (3)特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(昭46法107) 特定事業者からの公害防止管理者等の選任届の受理に関する事務については、東京都と特別区の協議の状況を踏まえつつ、協議が整った場合には、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	意見
402	排水水の排出の規制及び水質の汚濁の状況の監視等に関する事務の移譲	排水水の排出の規制及び水質の汚濁の状況の監視等に関する事務を移譲する。	『水質汚濁防止法』に基づく特定施設となる工場の設置届は東京都に提出されている。この中で、東京都では工場から排出される汚水や有害物質などの処理について指導を行っている。一方、東京都の『環境確保条例』による工場認可申請は、区の事務となっており、この中で水質汚濁防止法の規制などと重なっている部分が多くある。また、汚水の公共水域への流出事故等が発生した場合にも、東京都と区で現場に向かい対応しているのが実情である。このような二重行政とも言える問題を解決し、工場の汚水の管理を一元化させるため、特定施設の設置届の事務は区が行うべきものと考えられる。なお、工場認可申請について、都と区で重なっている部分としては、平成23年の水質汚濁防止法改正により、工場に有害物質貯蔵タンクが設置されている場合は、法の規制を受けようになったが、その部分はもともと東京都環境確保条例で規制している部分であり重複している。また、公共水域への工場排水の流出事故等は、水濁法と環境確保条例の適用を受けるため、都と区の双方が現場出動し調査している。	水質汚濁防止法第6条		環境省	特別区長会	C 対応不可	既に東京都の条例により一部の事務について特別区が行うこととされているため、本提案についてもまずは地方自治法第252条の17の2(条例による事務処理の特例)の規定による対応の可否を検討すべきと考える。	本提案は、「個性を活かし自立した地方をつくるため、地方の声を踏まえつつ、社会経済情勢の変化に対応して、地方分権改革を着実に推進していく」として新たに導入された提案募集方式の趣旨に則り、特別区において検討した結果提出しているもので、地方分権の観点から特別区が行うこととされている事務も含め、法改正により特別区へ事務を移譲するといったものである。
403	ばい煙の排出規制、粉じんに関する監視等に関する事務の移譲	ばい煙の排出の規制、粉じんに関する監視、大気汚染状況の監視等に関する事務を特別区へ移譲する。	区の事務である、東京都の『環境確保条例』に規定するばい煙発生施設等には、ばい煙の規制基準がある。一方、東京都の事務である『大気汚濁防止法』に基づく特定施設の設置届やばい煙の測定結果等は東京都に提出されている。公衆浴場などで発生する煙突からのばい煙の苦情の多くは区に寄せられており、都区で個別に処理することは合理的ではなく、公普者情としての適切な対応が困難な状況にある。このため、大気汚濁防止法の特定施設の設置の受理などに関する事務についても、区が一元管理すべきものと考えられる。	大気汚染防止法第6条		環境省	特別区長会	C 対応不可	既に東京都の条例により一部の事務について特別区が行うこととされているため、本提案についてもまずは地方自治法第252条の17の2(条例による事務処理の特例)の規定による対応の可否を検討すべきと考える。	本提案は、「個性を活かし自立した地方をつくるため、地方の声を踏まえつつ、社会経済情勢の変化に対応して、地方分権改革を着実に推進していく」として新たに導入された提案募集方式の趣旨に則り、特別区において検討した結果提出しているもので、地方分権の観点から特別区が行うこととされている事務も含め、法改正により特別区へ事務を移譲するといったものである。
404	土壌汚染状況調査、指定地域の指定及び土壌汚染による健康被害の防止措置に関する事務の移譲	土壌汚染状況調査、指定地域の指定及び土壌汚染による健康被害の防止措置に関する事務を移譲する。 【土壌汚染対策法施行令第8条(政令で定める市の町による事務の処理)に特別区を含める】	『土壌汚染対策法』第3条に規定する有害物質使用特定施設において、『環境確保条例』第116条に規定する有害物質取扱事業者である場合においては、汚染状況調査報告書を東京都及び区に提出することになっており、調査者等に過分の負担となっている。また、指定地域に指定された後の土壌の汚染状況及び健康被害防止措置の確認が出来ないため、区内の土地の土壌汚染状況及び汚染土壌の処理の状況を把握することが困難な状況である。このような二重行政ともいえる問題を解決し、効率的な事務を進めるため、区の事務とすべきものと考えられる。	土壌汚染対策法第3条		環境省	特別区長会	C 対応不可	既に東京都の条例により一部の事務について特別区が行うこととされているため、本提案についてもまずは地方自治法第252条の17の2(条例による事務処理の特例)の規定による対応の可否を検討すべきと考える。	本提案は、「個性を活かし自立した地方をつくるため、地方の声を踏まえつつ、社会経済情勢の変化に対応して、地方分権改革を着実に推進していく」として新たに導入された提案募集方式の趣旨に則り、特別区において検討した結果提出しているもので、地方分権の観点から特別区が行うこととされている事務も含め、法改正により特別区へ事務を移譲するといったものである。

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
402	排水水の排出の規制 及び水質の汚濁の状 況の監視等に関する 事務の移譲	影響が広範囲に区外まで及ぶような事項については、その影響エリアを包括的に管理できる自治体に対応することを基本とすべきである。 よって、水質汚濁防止法に基づく届出や事業場指導については、東京都がそれぞれの事業場の排水量や排水濃度等の現状を総合的に勘案し、規制等を行うことが必要である。 また、提案のあった事項については、都区間で事務配分の協議を行っている最中であるため、今回の提案においては慎重に対応されたい。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		C 対応不可	本提案については、都区間で協議中とのことであるので、その協議結果を待って検討の必要性を確認させていただきたい。	5【環境省】 (2)水質汚濁防止法(昭45法138) 特定施設の設置届出等の受理に関する事務については、東京都と特別区の協議の状況を踏まえつつ、協議が整った場合には、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
403	ばい煙の排出規制、 粉じんに関する監視等 に関する事務の移譲	提案にある法第6条は、ばい煙発生施設の届出に関するのみ規定であるため、この条項のみを移譲したのでは、現在のように一体的に施策を実施し、事業所の大気質の改善を図っていくことは困難である。特に排出規制の部分に限っても、第3条から第17条の2までの排出規制に関する全ての権限を一体的に運用するでなければ、かえって事業者の混乱を招き、さらには、事業者の負担増にもなりかねない。 また、提案のあった事項については、都区間で事務配分の協議を行っている最中であるため、今回の提案においては慎重に対応されたい。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		C 対応不可	本提案については、都区間で協議中とのことであるので、その協議結果を待って検討の必要性を確認させていただきたい。	5【環境省】 (1)大気汚濁防止法(昭43法97) ばい煙発生施設の設置届出等の受理に関する事務については、東京都と特別区の協議の状況を踏まえつつ、協議が整った場合には、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
404	土壌汚染状況調査、 指定地域の指定及び 土壌汚染による健康 被害の防止措置に関 する事務の移譲	提案にある法第3条は、有害物質使用特定施設の廃止に伴う土壌汚染状況調査の実施と報告に関するのみ規定であるため、この条項のみを移譲したのでは、現在のように一体的に施策を実施し、都内の土壌汚染の改善を図っていくことは困難である。第3条の土壌汚染状況調査に関する規定から、第6条又は第11条の要措置区域等の指定に関する規定、法第12条又は第16条などの措置の実施に際して必要な届出に関する規定、措置の完了に伴う区域指定の解除に関する規定まで、全ての権限を一体的に運用するでなければ、かえって事業者の混乱を招き、さらには、事業者の負担増にもなりかねない。 また、提案のあった事項については、都区間で事務配分の協議を行っている最中であるため、今回の提案においては慎重に対応されたい。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		C 対応不可	本提案については、都区間で協議中とのことであるので、その協議結果を待って検討の必要性を確認させていただきたい。	5【環境省】 (5)土壌汚染対策法(平14法53) 土壌汚染状況調査、要措置区域等の指定等に関する事務については、東京都と特別区の協議の状況を踏まえつつ、協議が整った場合には、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	意見
884	第一種フロン類充填回収業者の登録等に係る指定都市への権限移譲	都道府県知事が行う第一種フロン類充填回収業者の登録等の権限を指定都市市長に移譲する。この際、業者の不利益を回避するため、指定都市市長が登録した業者が、その業務を行える区域は、指定都市市域内に限るのではなく、都道府県域全体となるよう制度改正を行う。	【制度改正による効果】 フロン回収破壊法の改正により、第一種特定製品の管理者に対する都道府県知事の指導・助言等の権限が定められ、フロン使用製品の使用から廃棄に至る一連の過程における適正な管理に関する法制度が整えられた。 基礎自治体である指定都市は、大気汚染防止法、騒音規制法等に基づく工場・事業場への立ち入りや、住民からの苦情申し出による法令に基づかない立ち入り指導を日常的に行っているが、これらの工場・事業場には第一種特定製品を管理しているものも含まれる。 第一種フロン類充填回収業者の登録、指導等の権限と第一種特定製品管理者に対する指導・助言等の権限を併せて指定都市に移譲することで、他法令に基づき事業者の立ち入り指導と併せて、フロン類の適正な管理に関する指導が可能となり、より効率的かつ効果的である。 【権限移譲について懸念される事項】 第一種フロン類充填回収業者の多くは、その活動の範囲が市域内にとどまらぬものが多い。そのため、事業者の負担が過大とならぬよう、指定都市市長への登録を行った業者は、都道府県知事が登録を行った業者同様、当該都道府県域全体で業務を行うことができるよう、措置を講ずる必要がある。 【平成25年12月20日閣議決定との関係】 地方制度調査会の答申を受けて、当該権限の指定都市への移譲を議論した際には、「仮に、第一種フロン類回収業者に係る権限を新たに保健所設置市又は特別区に付与することになれば、登録手続きや登録手数料等の負担が上乗せされることとなるため、事業者の理解を得ることが困難である」との理由を掲げていることから、業者の不利益を回避するための解決方法も併せて提案する。	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第27条～第35条		経済産業省、環境省	広島市	C 対応不可	政令指定都市への登録を行った業者について、都道府県へ登録を行った事業者同様当該都道府県域での業務を行うことができるよう措置を講ずるとの考えを提案いただいているが、政令指定都市は当該市において登録を行った事業者の当該市域外における業務を監督することは困難であるため都道府県による監督が必要となることから、いずれにしても当該都道府県において登録を行う必要がある。現状、第一種フロン類充填回収業者は第一種特定製品(大型の冷凍冷蔵施設やビルの空調機器等)の設置されている現場に向いてフロン類の充填又は回収作業を行うことが多く、大半が一都道府県・市町村を越えて営業を行っているところ、政令指定都市における業務について新たに登録を求めるとすれば、第一種フロン類充填回収業者の事務負担が増大することから、第一種フロン類充填回収業者の指導監督権限を指定都市の長に移譲することは妥当でない。	意見なし
381	汚水処理施設(浄化槽)に係る循環型社会形成推進交付金及び汚水処理施設整備交付金の交付決定事務・権限の都道府県への移譲	循環型社会形成推進交付金及び汚水処理施設整備交付金の浄化槽事業については、環境省において自治体ごとに内示・交付がなされている。この手続きの一部を都道府県に移譲する。	【制度改正の必要性】個人設置型合併浄化槽の設置費補助については、各自治体(市町村)において住民からの申請に対し補助事業を行っており、国は循環型社会形成推進交付金及び汚水処理施設整備交付金により、基準額に対して本土1/3、離島1/2の額を自治体に交付している。 本事業は、年度内の設置基数が地域住民の意思によるため予測できず、交付金額を最後まで確定できないという性格を持っている。一方、上記の交付金制度は、環境省において、自治体毎に内示・交付決定がなされるため、年度途中で各自治体の予算に過不足が生じた場合でも、自治体間の調整はできぬ制度になっている。 【支障事例】H25の例では、当初の内示・交付決定額が要望額より削減されたため、年度途中で各自治体の予算に過不足が生じた場合でも、自治体間の調整はできぬ制度になっている。 【効果】このため、国土交通省が所管している社会資本整備総合交付金のように、各都道府県に対し、一括内示を行い、市町村への交付は各都道府県の裁量により行ったほうが、自治体間の調整も適時適切に行うことができ、より円滑な執行事務がなされるのではないかと考える。(別添活用スキーム案のとおり)	長崎県提案分別紙あり ・国費実績 ・不足額、余剰額 ・活用スキーム ※09		環境省	九州地方知事会	C 対応不可	浄化槽の整備事業は、生活排水を適正に処理することによって公共用水域の水質を保全し、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的としている。河川や閉鎖性海域といった公共用水域は、一つの都道府県にとどまらず、複数の都道府県境をまたいで存在しており、その水質を保全するためには、一都道府県にとどまらず、一つの都道府県にとどまらず、複数の都道府県境をまたいで存在することなく広域的な施策の実施を国が行う必要がある。また、限りある予算を交付金の目的となる事業に効果的・効果的に配分するためには、全国の整備状況を勘案するとともに都道府県や市町村間の利害を調整し、公正な見地から交付決定等を行わなければならない。このためには、国がきめ細かい予算の配布方針を決定し、自ら交付決定事務等を行わなければならない。したがって、御提案の内容については受け入れられない。	浄化槽の交付決定事務・権限の都道府県への移譲については、市町村が実際に困っていることを支障事例として挙げ、その改善と地域の自主性・自立性の面から提案しております。事務の移譲が確実であれば、予算の配分については早い段階で状況を把握し調整すると共に、交付申請は随時受付して例えば2週間以内に交付決定を行うなどの交付決定事務の対応をお願いします。
64	特定家庭用機器再商品化法に基づく権限の広域連合への移譲	特定家庭用機器再商品化法に基づく報告・立入検査・指導・助言および勧告・命令に係る事務・権限の広域連合への移譲を求めるとともに、特定家庭用機器再商品化法第15条第16条、第27条、第28条、第52条、第53条の3R等に関する消費者への啓発は各府県・市町村が実施し、法律上再生利用・再資源化の責任を負う事業者への指導は国が行っているため、一連の施策としての連携が取りにくい状況にある。事業所が一府県の区域を越えて存在する場合は、事務・権限を広域連合へ移譲することにより、事務の効率化を図ることができる。また、各府県・市町村の3R等への取組との連携が可能となる。なお、事務・権限の移譲にあたっては財源、人材等の移管が前提となる。	3R等に関する消費者への啓発は各府県・市町村が実施し、法律上再生利用・再資源化の責任を負う事業者への指導は国が行っているため、一連の施策としての連携が取りにくい状況にある。事業所が一府県の区域を越えて存在する場合は、事務・権限を広域連合へ移譲することにより、事務の効率化を図ることができる。また、各府県・市町村の3R等への取組との連携が可能となる。なお、事務・権限の移譲にあたっては財源、人材等の移管が前提となる。	特定家庭用機器再商品化法第15条第16条、第27条、第28条、第52条、第53条		経済産業省、環境省	関西広域連合	C 対応不可	報告徴収・立入検査、指導・助言、勧告・命令等の措置は、全国に存在する小売業者・製造業者等の店舗・事務所等における取扱いを網羅的に把握するとともに、特定家庭用機器廃棄物を取り巻く全国的な状況も踏まえつつ、地域による不公平が生じることのないよう、全国統一な観点で実施される必要がある。また、引き続き国による実施が求められることから、これらの権限を地方に移譲することは困難である。	現在、各地方環境事務所に委任されている報告徴収・立入検査に関しては、従前より一都道府県を越えない場合は各都道府県への移譲も検討可能とされてきたものであり、これを関西広域連合の区域内に拡大しても条件の違いはないと考える。 また、指導・助言、勧告・命令等の措置については、国による統一性の確保のための基準の設定および専門的・技術的な支援があれば、広域連合でも対応は可能と考える。

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
88	第一種フロン類充填回収業者の登録等に係る指定都市への権限移譲	関係する都道府県の意向を踏まえ、手挙げ方式や社会実験による検討を求める。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		C 対応不可	手挙げ方式や社会実験による検討を提案いただいているが、先に回答させていただいたとおり、指定都市に対して第一種フロン類充填回収業者の登録に係る権限を移譲した場合、第一種フロン類充填回収業者の事務負担が増大することとなるため、第一種フロン類充填回収業者の指導監督権限を指定都市の長に移譲することは妥当でない。	
381	汚水処理施設(浄化槽)に係る循環型社会形成推進交付金及び汚水処理施設整備交付金の交付決定事務・権限の都道府県への移譲	手挙げ方式や社会実験による検討を求める。	【全国市長会】 市町村への交付分については、国の関与とは別に、都道府県の関与が新たに加わることや、申請等に係る事務手続きの増加等への懸念もあることから、慎重に検討を行うべきである。		C 対応不可	支障事例の主な原因は、国費が要望額に比べ、十分確保されていない実情から発生しているものと考えられる。そのため、要望額に沿った予算の確保に努めることが重要であるが、あわせて、現状の厳しい財政事情を勘案すると、年度途中における、全国の執行状況を踏まえた、予算配分の見直しが必要と考える。 浄化槽の整備における年度途中の予算配分の見直しは、県内の市町村間で執行状況を踏まえた調整をすれば済むというのではなく、全国の各市町村ごとの整備状況も勘案した調整により、全国的に汚水処理普及率を上げていく必要があるため、国が関与せざるをえなく、事務の移譲は困難である。	4【環境省】 (9)循環型社会形成推進交付金及び汚水処理施設整備交付金 循環型社会形成推進交付金及び汚水処理施設整備交付金による浄化槽整備事業に係る交付については、効率的な浄化槽の整備を図るため、毎年度の早い段階で地方公共団体における執行状況を確認し、調整するなど、予算配分の方法についての運用改善を行う。
64	特定家庭用機器再商品化法に基づく権限の広域適合への移譲	手挙げ方式や社会実験による検討を求める。			C 対応不可	【特定家庭用機器再商品化法の理念】 特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号。以下「法」という。)は、従来、一般廃棄物として市町村において処理されてきた特定家庭用機器廃棄物について、廃棄物を埋め立てることのできる処分場の不足が深刻化してきたこと等により市町村による適正処理が困難になったこと等の理由から、拡大生産者責任の理念に基づき、製造業者等に再商品化(以下「リサイクル」という。)等実施義務を課し、小売業者に排出者からの引取義務及び製造業者等への引渡義務を課すことによって、社会全体で適正かつ円滑にリサイクルすることを目的とした廃棄物処理法の特別法である。 したがって、住民に最も身近な自治体において、地域の実情に応じて適正に処理する通常の廃棄物処理の理念から、特定家庭用機器の製品や流通の形態を踏まえ、製造業者等が、全国単位でリサイクルを実施する制度へと理念を転換したものであり、関係主体の義務の履行状況に係る指導・監督権限について、都道府県や市町村の区域で細分化して実施することはおおよそ法の想定するところではないと考えられる。 権限を移譲した場合の実態上の問題点等については、別紙を参照されたい。	4【環境省】 (4)特定家庭用機器再商品化法(平10法97)(経済産業省と共管) 小売業者又は製造業者等に対する指導、助言、勧告、命令、報告徴収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行い、実施主体や国の関与等の在り方を含めた的確な執行の在り方について、原則として平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	
								区分	回答		
154	特定家庭用機器再商品化法に基づく報告・立入検査・勸告・命令に係る事務・権限の移譲	特定家庭用機器再商品化法に基づく国の報告・立入検査・勸告・命令に係る事務・権限を都道府県へ移譲する。 なお、各自治体、地域の状況は様々であることから希望する都道府県の手挙げ方式とする。 権限の移譲を受けた都道府県は、地方自治法に基づく事務処理特例条例により、希望する市町村に一般廃棄物処理関係の権限を移譲するものとする。	廃棄物処理法に基づく指導監督や3R等に関する消費者への啓発等は都道府県・市町村が実施している一方、各種リサイクル法に基づく事業者への指導監督は国が行っており、一連の施策としての連携が取りにくい状況にある。また、国の各府省が共管していることにより、縦割り行政の弊害が生じ生れおそれがある。 そのため、事業者が一の都道府県の区域内のみにある場合は、報告・立入のほか、指導・助言等の事務・権限を一時的に都道府県、市町村に移譲することで、事務の効率化を図ることが可能である。 その際、権限に係る事務処理基準、財源、人材等について併せて国から措置することが必要である。	特定家庭用機器再商品化法第14～16条、第27～28条、第47条、第52～53条		経済産業省、環境省	鳥取県		〇 対応不可	報告徴収・立入検査、指導・助言、勸告・命令等の措置は、全国に存在する小売業者・製造業者等の店舗・事務所等における取扱いを網羅的に把握するとともに、特定家庭用機器廃棄物を取り巻く全国の時宜的な状況も踏まえつつ、地域による不公平が生じることのないよう、全国統一の観点で実施される必要があり、引き続き国による実施が求められることから、これらの権限を地方に移譲することは困難である。	廃棄物処理法に基づく産業廃棄物や一般廃棄物の処理に関する報告徴収・立入検査、指導・命令等の一連の是正措置については、国が示した事務処理基準や通知等を踏まえて全国統一の観点で考慮しつつ、従前から都道府県又は市町村が実施している。同様に、家電リサイクル法に基づく事務についても、国が事務処理基準等を示すことで都道府県・市町村による実施が可能であり、廃棄物処理法に基づく権限と一体的に運用することで事務の効率化につながるから、移譲が必要である。
772	特定家庭用機器再商品化法に基づく権限の都道府県への移譲	事業者等の各都道府県内事務所への家電リサイクル法に基づく立入検査、報告徴収等以下の権限を、必要とする人員、財源とともに、国から都道府県へ移譲すること、大臣「知事」の移行権限とする。 事業者等への立入検査、報告徴収 事業者等への指導、助言 事業者等への勸告、命令	【現行】 現在、一の都道府県内にのみ事務所がある小売業者はもとより、複数府県にまたがって事務所を有する小売業者に対する権限は都道府県には付与されていない。 【支障事例】 本県の廃棄物処理計画では、リサイクル率の目標を定めているが、目標達成のために事業者を指導する権限はないことから、報告徴収、立入検査を実施するにしても、国に協力を依頼しなければならない。また、立入検査を実施したとしても、指導、助言等の権限が働けば実効性がない。現状では、立入検査、報告徴収等の権限がないため、支障があっても把握できない。(具体的な問題が表面化してから後追いで状況把握、対応を行うなどとするを懸念し、提案するものである。) 【移譲による効果】 都道府県内のすべての事務所に対する報告徴収、立入検査とあわせ、指導、助言等の権限についても都道府県に移譲することで、元々廃棄物であり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく権限を有するとして、適正に処理されているかどうかを確認することが可能となり、事業者への統一した指導を実施することができる。また、大臣と並行権限とすることで、合同で立入検査を行うとともに、指導、助言、勸告、命令を行うに当たり、事前に大臣と調整することで、統一した運用を担保できるようにする。 なお、これらの権限の移譲により、全国規模の大手量販店への立入が可能となり、引取義務、引渡義務について、小規模店舗と足並みをそろえた指導が可能となる。	特定家庭用機器再商品化法第15条、第16条、第52条、第53条		経済産業省、環境省	兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県		〇 対応不可	報告徴収・立入検査、指導・助言、勸告・命令等の措置は、全国に存在する小売業者・製造業者等の店舗・事務所等における取扱いを網羅的に把握するとともに、特定家庭用機器廃棄物を取り巻く全国の時宜的な状況も踏まえつつ、地域による不公平が生じることのないよう、全国統一の観点で実施される必要があり、引き続き国による実施が求められることから、これらの権限を地方に移譲することは困難である。	・廃掃法に基づく権限を有する県として、適正に処理されているかどうかを確認することが可能となり、事業者への統一した指導を実施することができる。
65	国立公園に係る管理権限の移譲	国と地方の二重行政を解消し、行財政の効率化を図るとともに、関西広域連合で取り組んでいる山陰海岸ジオパークの推進など、関係府県にまがる広域施策の調整や意思決定、必要な環境整備に迅速に対応するため、国立公園内における許認可及び施設整備・維持管理の権限について、環境省本省が有する大臣権限を除き、一部、権限移譲を求める。	自然公園法に基づく(国立公園内の許認可及び施設整備に関する事務・権限について、国と各府県の二重行政を改め、行財政の効率化を図るとともに、山陰海岸ジオパーク内における関係施策の一元化を図り、弾力的かつ迅速な施策展開を行うことができるよう、権限移譲を求める。 1. 許認可事務 ・特別保護地区内における行為の許認可などについては、標準的な処理期間が1～3ヶ月程度かかるなど、各府県とも事務処理に時間を要している現状がある。 ・権限移譲により、広域的に行う調査やイベント、看板整備等の許認可について一括対応、処理の迅速化が期待される。 2. 施設整備 ・現在は、環境省の地方事務所が各府県の要望を取りまとめで順付けし本省への要求を行っているが、自然歩道の災害復旧事業において県が求める復旧ルートが認められず単費での対応を余儀なくされた事例(鳥取県)や、過去に補助を受け整備した施設の再整備が認められなかった事例(兵庫県)など、地域の実情に即していない場合が見受けられる。 これを一貫して関西広域連合が担うことで、ジオサイト(地形地質などジオパークを特色づける見学場所や観光施設)の特性やニーズに沿い、広域的な視点で整備条件を優先順位付けすることが可能となり、地域の実情に応じた重点的な環境整備への対応が期待される。	自然公園法第10条、第20条、第21条、第22条、第33条、第34条、第35条	(参考資料) ・権限を移管する国立公園に係る業務 ・地方の事情が配慮されなかった例	環境省	関西広域連合		〇 対応不可	国立公園は、自然公園法の体系の中にあつて、我が国の自然を代表する傑出した自然の風景地について、国家的見地から環境大臣が指定し、国土の中核をなす重要な自然環境を有する地域として保護管理する制度であり、国が一義的に責任を負うものである。 上記の目的を達する上では、地域の開発利益から離れて、自然の価値を科学的・客観的に判断できる国の環境行政機関が保護を担い、開発と保護のチェック&バランスを確保するシステムが必要である。世界的に見ても、国立公園は、途上国を含め、国が保護するのが国際標準である。 許認可事務の執行にあたっては、自然はその場所によって千差万別であるので、一律の数値基準のような許可基準を作つてそのとおり運用すれば済むものではなく、現場に在る環境職員が、全国的・国際的な見地から、地域の自然・生物多様性の現状と価値を評価し、地域との協働において保護管理を図るべきである。 また、国立公園は、我が国を代表する優れた自然を開発から保護するのみならず、全国の国民がその自然とふれあい、自然を理解する上でも目的となっている。このため、自然とのふれあい、学習のための施設整備や、過度の利用による自然の荒廃を防ぐ取組等についても、保護施策と併せて一体的に行う必要がある。したがって、施設整備についても引き続き国が責任を持って実施すべきである。 なお、我が国の主要な環境NGOや関係学会も国立公園は環境省で保護管理すべきとの意見がある。	国立公園は、国民の財産であると同時に地域の財産として、身近に接している地域住民や地方自治体が、保護管理をはじめ歴史文化・観光・教育といった総合的な視点に立ち、実質的な管理主体となつて保全と活用を一体的・継続的に進めてきた結果、高い管理水準が維持されてきた。 また近年は、適切な保護と利用の推進を図るため、地域全体の総合的なマネジメントに基づく施策と、国立公園としての統一した水準の維持との両立が求められている。 関西広域連合は、広域行政主体として、防災、観光、文化振興、産業振興、医療、福祉保全など府県を越える広域行政課題に対する取組を進め、実績を積み重ねてきた。特に国立公園との関係は、山陰海岸ジオパークの取組において関係する3府県が連携する仕組みが整っており、特定の自治体による恣意的な執行が行われることはない。また、管轄区域が一致する近畿環境事務所と比べても広域的な行政主体として何ら遜色なく、地域の実情に配慮しつつ国立公園としての一定の水準を確保した広域的なバランスの取れた保護施策が展開できる。開発と保護の調和を図るためのチェック機能や全国的・国際的な見地による保護管理への懸念に対しては、国審議会委員経験者や環境省職員が有識者として参画する検討組織を設置するなど、これまでの国立公園としての価値の保護継続はもとより、国施策との整合性を考慮することで十分に対応可能であり、移譲を拒む理由に当たらない。 本提案は全国一律の移譲ではなく、意欲ある地域を対象とした手挙げによるものであり、かつ広域的な業務を確実に担うことのできる組織と関西広域連合があることを前提とした提案であることに留意すべき。

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
154	特定家庭用機器再商品化法に基づく報告・立入検査・助言・命令に係る事務・権限の移譲	手挙げ方式や社会実験による検討を求める。	【全国市長会】 権限を受けた都道府県から市へ権限を移譲する場合は、手挙げ方式による移譲を求める。		C 対応不可	<p>【特定家庭用機器再商品化法の理念】 特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号、以下「法」という。)は、従来、一般廃棄物として市町村において処理されてきた特定家庭用機器廃棄物について、廃棄電を埋立てることのできる処分場の不足が深刻化してきたこと等により市町村による適正処理が困難になったこと等の理由から、拡大生産者責任の理念に基づき、製造業者等に再商品化(以下「リサイクル」という。)等実施義務を課し、小売業者に排出者からの引取義務及び製造業者等への引渡義務を課すことにより、社会全体で適正かつ円滑にリサイクルすることを目的とした廃棄物処理法の特別法である。</p> <p>したがって、住民に最も身近な自治体において、地域の実情に応じて適正に処理する通常の廃棄物処理の理念から、特定家庭用機器の製品や流通の形態を踏まえ、製造業者等が、全国単位でリサイクルを実施する制度へと理念を転換したものであり、関係主体の義務の履行状況に係る指導・監督権限について、都道府県や市町村の区域で細分化して実施することはおおよそ法の想定するところではないと考えられる。</p> <p>権限を移譲した場合の実態上の問題点等については、別紙を参照されたい。</p>	<p>【再掲】 4【環境省】 (4)特定家庭用機器再商品化法(平10法97)(経済産業省と共管) 小売業者又は製造業者等に対する指導、助言、勧告、命令、報告徴収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行いつつ、実施主体や国の関与等の在り方を含めた的確な執行の在り方について、原則として平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>
772	特定家庭用機器再商品化法に基づく権限の都道府県への移譲	手挙げ方式や社会実験による検討を求める。			C 対応不可	<p>【特定家庭用機器再商品化法の理念】 特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号、以下「法」という。)は、従来、一般廃棄物として市町村において処理されてきた特定家庭用機器廃棄物について、廃棄電を埋立てることのできる処分場の不足が深刻化してきたこと等により市町村による適正処理が困難になったこと等の理由から、拡大生産者責任の理念に基づき、製造業者等に再商品化(以下「リサイクル」という。)等実施義務を課し、小売業者に排出者からの引取義務及び製造業者等への引渡義務を課すことにより、社会全体で適正かつ円滑にリサイクルすることを目的とした廃棄物処理法の特別法である。</p> <p>したがって、住民に最も身近な自治体において、地域の実情に応じて適正に処理する通常の廃棄物処理の理念から、特定家庭用機器の製品や流通の形態を踏まえ、製造業者等が、全国単位でリサイクルを実施する制度へと理念を転換したものであり、関係主体の義務の履行状況に係る指導・監督権限について、都道府県や市町村の区域で細分化して実施することはおおよそ法の想定するところではないと考えられる。</p> <p>権限を移譲した場合の実態上の問題点等については、別紙を参照されたい。</p>	<p>【再掲】 4【環境省】 (4)特定家庭用機器再商品化法(平10法97)(経済産業省と共管) 小売業者又は製造業者等に対する指導、助言、勧告、命令、報告徴収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行いつつ、実施主体や国の関与等の在り方を含めた的確な執行の在り方について、原則として平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>
65	国立公園に係る管理権限の移譲	手挙げ方式や社会実験による検討を求める。			C 対応不可	<p>第1次回答のとおり、国立公園の管理は、現場に駐在する環境省職員が、全国的・国際的な見地から、地域の自然・生物多様性の現状と価値を評価し、地域との協働において保護管理を図ってきたものであり、国が一義的に責任を負ってきたものである。</p> <p>地域住民や地方公共団体が国立公園の保護に貢献してきたことを否定するものではないが、一方で開発を推進する立場も併せ持っており、地方公共団体の要望により、国立公園内で道路、河川・ダム、農村施設、空港、鉄道等の整備が行われることも多い。さらには地方公共団体自らが開発事業者として国立公園内における開発許可の申請を行うこともあり、その際には、保護による利益との間で明らかな利益相反が生じる、広域的な組織であっても、相反する利益を包摂することに変わりはない。全国的・国際的な視点に立ち、国土の生物多様性保全の観点から地域の自然環境の特徴を捉え、風致景観への影響と公益性との比較衡量などを適切に行うために、判断権者から現場の職員までが統一的な考え方や能力を備えた組織により管理を行うべきである。また、国全体の自然環境を保全する立場から、生物多様性保全の屋台骨である国立公園は環境省が一体として管理する必要がある。</p> <p>なお、IUGNが定めた国立公園の定義においても、「保護のための施策を講ずるのが国内で最高の権能を有する行政機関である地域」とされていることから、国立公園の管理を移管することは、国際標準から逸脱することになる。</p>	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	
777	国立公園事務に関する環境大臣権限の所在都道府県への移譲	山陰海岸国立公園及び瀬戸内海国立公園の自然公園法5条から54条までの環境大臣権限のうち、都道府県で実施可能な事業執行権限、許認可権限、公園管理団体の指定権限について、必要となる人員、財源とともに、所在都道府県に移譲すること。	【現行】 自然公園制度は、優れた風景や自然環境を保全しつつ利活用することを目的とした制度である。 【支障事例】 現状、提議者による国立公園の管理は、保全が主になっており、その豊かな自然の活用までは、踏み込めない。 【移譲による効果】 事業実施権限や許認可権限等の管理権限が財源とともに移譲されることにより、山陰海岸ジオパークなど、県及び地元市町等が実施する地域振興施策と連携した管理が可能となり、そうすることで、管内の国立公園が適正に保全され、魅力を高めることになり、地域の活性化に寄与する。 【地方に移譲された場合の懸念への対応】 なお、地方自治体は、開発部局を有し各事業を推進する立場も兼ね備えることから、地方自治体が国立公園の管理を行うことは利益相反になるため、国立公園の管理を行うことはできないという意見がある。しかし、県は国立公園を、事業部局とは独立した環境部局が、国立公園と同等の水準で管理しており、国立公園の管理は可能であると考え。	自然公園法第10条から第15条、第17条、第20条から第28条、第30条から第40条、第42条から第43条、第46条から第47条、第49条、第52条から第53条		環境省	兵庫県、徳島県	C	対応不可	国立公園は、自然公園法の体系の中にあつて、我が国の自然を代表する傑出した自然の風景地について、国家的見地から環境大臣が指掌する制度であり、国が一層の責任を負うものである。 上記の目的を達する上では、地域の開発利益から離れて、自然の価値を科学的・客観的に判断できる国の環境行政機関が保護を担い、開発と保護のチェック&バランスを確保するシステムが必要である。世界的に見ても、国立公園は、途上国を含め、国が保護するのが国際標準である。 許認可事務の執行にあつては、自然はその場所によって千差万別であるので、一律の数値基準のような許基準を作つてそのとおり運用すれば済むものではなく、現場にいる環境省職員が、全国的・国際的な見地から、地域の自然・生物多様性の現状と価値を評価し、地域との協働において保護管理を図るべきものである。 また、国立公園は、我が国を代表する優れた自然を開発から保護するのみならず、全国の国民がその自然とふれあい、自然を理解することも目的となっている。このため、自然とふれあい学習のための施設整備や、過度の利用による自然の荒廃を防ぐ取組等についても、保護施策と併せて一体的に行う必要がある。したがって、施設整備についても引き続き国が責任を持って実施すべきである。 なお、我が国の主要な環境NGOや関係学会も国立公園は環境省で保護管理すべきとの意見である。
96	瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく許可手続の見直し	瀬戸内海沿岸域での事業活動において、過剰な規制と考えられる瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく許可手続を緩和し、他の閉鎖性海域の沿岸域と同等の事業活動環境とする。 ＜具体的内容＞ 現状では、事業場からの排水量が1m ³ /日増加するだけで、また、水量水質に全く変更がなくても特定施設を更新するだけで、事前の水質影響評価や申請後3週間の告示縦覧が必要であるなど、極めて不合理な制度となっており、地域の事業活動を妨げる原因となっているので、社会進歩に軽く考えられる変更等場合には、事前の水質影響評価及び申請後の告示縦覧は、省略すべきである。	【現行制度】 瀬戸内海の流域では、水質汚濁防止法に基づく特定施設を設置する工場・事業場のうち、最大排水量が50m ³ /日以上ものは、瀬戸内海環境保全特別措置法(以下「瀬戸内法」という。)に基づき、特定施設等の設置・変更を行う場合はあらかじめ許可が必要であり、その手続の際には、事前に周辺水域の水質影響評価を行うことや申請後3週間の告示縦覧を行うことが定められているため、より環境負荷の少ない施設や新製品の製造に対応する施設への更新を早急に実現したいという事業者からの要望に対しても、申請から許可までは最低でも1か月以上の期間を要しており、事業者の支障となっている。(水質汚濁防止法のみ適用される東京湾、伊勢湾などの地域の場合は、届出後速やかに実施制限期間を短縮し、着工可能である。) 【支障事例】 これについては、瀬戸内海が国立公園に指定された豊かな海であることや、過去において、赤潮の発生や水質汚濁が進んだことを契機に瀬戸内法が制定されたという経緯があるものの、現時点において、瀬戸内海より環境基準の達成率が低い閉鎖性海域(東京湾、伊勢湾等)では、このような許可手続は行われておらず、瀬戸内地域の事業活動を迅速かつ円滑に行う上で、大きな障害となっている。 【懸念の解消】 瀬戸内海では、東京湾及び伊勢湾と同様に、5年ごとに水質総量削減計画が策定され、また、個別の事業場に対しては総量規制基準が適用されており、これらの制度により水質保全の目的は、達成可能である。	瀬戸内海環境保全特別措置法第5条及び第8条		環境省	岡山県	C	対応不可	特定施設を更新(施設を廃止して同等の能力のものを設置)する場合、通常汚水等の汚染状態および量は増大しないが、法5条による設置許可申請であり、施行規則第7条の2の適用はない。また、単に冷却水の量が増加する場合についても、事業場からの負荷量の増加がなにもかわらず、施行規則第7条の2は適用されない。これらについて、事前評価や告示縦覧までの手続を事業者に課すことは、明らかに過剰であると考えられるため、改めて国の御見解をいただきたい。
956	瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく許可手続の見直し	瀬戸内海沿岸域での事業活動において、瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく許可手続を一部簡素化すること。 ＜具体的内容＞ 現状は、水量水質に全く変更がなくても特定施設を更新するだけで、事前の水質影響評価や申請後3週間の告示縦覧が必要であるなど、地域の事業活動を妨げる原因となっているので、原則汚濁負荷量が増加しない場合には、事前の水質影響評価及び申請後の告示縦覧を省略する。	瀬戸内海の流域では、水質汚濁防止法に基づく特定施設を設置する工場・事業場のうち、最大排水量が50m ³ /日以上ものは、瀬戸内海環境保全特別措置法(以下「瀬戸内法」という。)に基づき、特定施設等の設置・変更を行う場合はあらかじめ許可が必要であり、その手続の際には、汚濁負荷量が増加しないケースにおいても事前に周辺水域の水質影響評価を行うことや申請後3週間の告示縦覧を行うことが定められており、事業者に大きな負担と時間的制約がかかっている。このため、汚濁負荷量が増加しないケースにおいては手続の一部簡素化を図り、瀬戸内地域の事業活動を迅速かつ円滑に行うことができるようにすべきである。	瀬戸内海環境保全特別措置法第5条及び第8条		環境省	中国地方知事会	C	対応不可	瀬戸内海環境保全特別措置法は、特定施設の設置の規制等に関する特別の措置を講ずることにより、瀬戸内海の環境の保全を図ることを目的としており、その結果、瀬戸内海の比類ない美しさや漁業資源が保たれてきたものである。法律では、特定施設を設置・変更する場合は予め許可を必要とすることや、その許可手続の際には、事前評価や告示縦覧等を行うことが定められている。 特定施設の構造等を変更する場合において、汚水等の汚染状態又は量が増大する場合には、事前評価によって当該汚水等の排出による瀬戸内海の環境保全上の支障の有無を確認するとともに、その結果に基づいて告示縦覧を行うことにより周辺住民を含む公衆にその事業を周知するものであり、いずれも瀬戸内海の環境保全を図る上で必要な手続である。 なお、汚水等の汚染状態及び量が増大しない等の場合には、円滑な事業活動への配慮という観点も踏まえ、事前評価や告示縦覧等を省略することができる規定が設けられている(施行規則第7条の2)。

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
777	国立公園事務に関する環境大臣権限の所在都道府県への移譲	手挙げ方式や社会実験による検討を求める。			C 対応不可	<p>第1次回答のとおり、国立公園の管理は、現場にいる環境省職員が、全国的・国際的な見地から、地域の自然・生物多様性の現状と価値を評価し、地域との協働において保護管理を図ってきたものであり、国が一義的に責任を負ってきたものである。</p> <p>地方公共団体が国立公園の保護に貢献してきたことはその通りであるが、一方で開発を推進する立場も併せ持っており、地方公共団体の要望や地方公共団体自身によるインフラ整備等に対して、保護との調整を図ってきたのは理業者である。</p> <p>地方公共団体の首長や職員が国立公園の管理にあたっていることは事実であるが、国立公園を全国的・国際的な観点から管理するにあたっては、一律の数値基準のような許可基準を作ってこれを機械的に運用することは保護が図れない。国土の生物多様性保全の観点から地域の自然環境の特徴を捉え、風致景観への影響と公益性との比較衡量などを適切に行うために、判断権者から現場の職員までが統一した考え方や能力を備え、開発利益から独立した組織により管理を行うべきである。</p> <p>なお、IUCNが定めた国立公園の定義においても、「保護のための施策を講じるのが国内で最高の権能を有する行政機関である地域」とされていることから、国立公園の管理を移管することは、国際標準から逸脱することになる。</p>	
96	瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく許可手続の見直し	地方分権改革推進委員会第2次勧告を踏まえ、特定施設の構造等の変更の許可手続については、条例に委任する。又は条例による補正を許容すべきである。それまでの間については、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な提案を求める。	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求		C 対応不可	<p>既存の特定施設を廃止して新たに特定施設に該当する施設を設置する場合は、汚水等の排出による瀬戸内海の環境保全上の支障の有無を確認するとともに、その結果について告示縦覧を行うことにより周辺住民を含む公衆にその事実を周知する必要があることから、法第5条の規定に基づく設置許可の申請が必要となる。</p> <p>また、特定施設の構造等を変更する場合は、施行規則第7条の2の規定により、事前評価や告示縦覧等を省略することができる場合もある。このため、特定施設の構造等の変更にあたって具体的に支障が生じている事例があれば、個別にご相談いただきたい。</p>	<p>【環境省】 (3) 瀬戸内海環境保全特別措置法(昭48法110) 特定施設の構造等の変更許可(8条1項)については、円滑な事業活動への配慮という観点も踏まえ、事前の環境影響評価や告示縦覧の省略が可能であるか(施行規則7条の2の適用対象となるか)の照会について速やかに検討し、関係地方公共団体に必要な周知を行う。</p>
956	瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく許可手続の見直し	地方分権改革推進委員会第2次勧告を踏まえ、特定施設の構造等の変更の許可手続については、条例に委任する。又は条例による補正を許容すべきである。それまでの間については、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な提案を求める。	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求		C 対応不可	<p>既存の特定施設を廃止して新たに特定施設に該当する施設を設置する場合は、汚水等の排出による瀬戸内海の環境保全上の支障の有無を確認するとともに、その結果について告示縦覧を行うことにより周辺住民を含む公衆にその事実を周知する必要があることから、法第5条の規定に基づく設置許可の申請が必要となる。</p> <p>また、特定施設の構造等を変更する場合は、施行規則第7条の2の規定により、事前評価や告示縦覧等を省略することができる場合もある。このため、特定施設の構造等の変更にあたって具体的に支障が生じている事例があれば、個別にご相談いただきたい。</p>	<p>【環境省】 (3) 瀬戸内海環境保全特別措置法(昭48法110) 特定施設の構造等の変更許可(8条1項)については、円滑な事業活動への配慮という観点も踏まえ、事前の環境影響評価や告示縦覧の省略が可能であるか(施行規則7条の2の適用対象となるか)の照会について速やかに検討し、関係地方公共団体に必要な周知を行う。</p>

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	意見
239	水質汚濁防止法に基づく総量削減計画の策定における環境大臣の同意協議の廃止	国の定める総量削減基本方針に基づき都道府県知事が総量削減計画を策定する際に義務付けられている環境大臣の同意協議を廃止し、意見聴取を変更する。	【制度改正の必要性】 国への協議を行うことにより、計画策定に時間を要する(H23策定時には、国への協議に約2か月を要した。) 同意協議を廃止して意見聴取に変更することにより、現在の手続フロー(①国との事前調整→②審議会諮問→③国への協議)における③の廃止となり、H23実績では約2か月(現行の標準処理期間ベースで協議40日)の期間短縮効果が見込まれる。 【懸念の解消】 国は、同意協議を行う理由として、各都道府県間の調整、国の諸施策との整合性確保を挙げているが、都道府県は、国と事前調整を行いながら、都道府県ごとの削減目標量を定めた国総量削減基本方針に基づき、総量削減計画を策定している。大臣同意を廃止したとしても、上記①の段階で大臣意見を聴取することにより、各都道府県間の調整、国の諸施策との整合性確保は担保される。	水質汚濁防止法第4条の3		環境省	広島県	C 対応不可	総量削減計画には、地方公共団体の各般にわたる施策が具体的に掲げられることから、国の関係省庁の施策との整合及び指定地域間における施策の整合を確保する必要があるとともに、基本方針に照らし、目標を達成するために妥当な計画であるか確認を行う必要がある。また、水質総量削減は、指定水域全体としての水質改善を図るため、内陸部を含めて広域的かつ総合的に対処することによって、指定水域に流入する汚濁負荷量を全体として削減しようとするものであることから、各都道府県間の調整を十分に行い、関係省が一致協力して汚濁負荷量の削減を図ることが必要である。これらのことから、環境大臣への協議は必要である。 協議期間については、法第4条の3第4項の規定により、環境大臣は公害対策会議の議を経なければならないとされていることもあり、当該手続きも含めれば、協議全体としてある程度の時間を要する状況にあるが、先般の「義務付け枠付けの第4次見直し」の際のご意見を踏まえ、協議期間の短縮のための、事前調整を含めて標準処理期間を設定したところ。	同意協議の廃止後においても、都道府県の計画策定は、国の定める基本方針に基づき行うとともに、大臣への意見聴取を行うことにより、各都道府県間の調整、国の諸施策との整合性、計画の妥当性は確保され、これに加えて事務処理の効率化を実現するべきと考える。 なお、地方分権改革推進委員会の第3次勧告においては、講ずべき措置として、法第4条の3第2項第1号について「存置許容」、その他について「廃止」とされているが、これまでに見直しが行われていない。
825	水質汚濁防止法に基づく総量削減計画の策定に係る環境大臣の同意協議の廃止	都道府県知事は、総量削減計画を定めようとするときは、関係市町村長の意見を聴くとともに、環境大臣に協議し、その同意を得なければならないとされているが、総量削減計画の策定に關して、計画対象範囲が県内で完結する場合には、環境大臣の協議、同意を不要とし、報告とすること。	【現行】 現行では、各都道府県が総量削減計画を策定する際、環境大臣が定めた基本方針に基づき各都道府県が計画案を策定し、環境大臣に協議し同意を得なければならない。 【改正の必要性】 「水質総量削減は各都道府県間の調整を十分に行い、関係省が一致協力して汚濁負荷量の削減を図ることが必要であり、環境大臣への協議は必要」との意見があるが、各都道府県間の調整については、県が削減計画を策定する以前に、環境省が策定する総量削減基本方針(同法第4条の2)策定時に、アンケートの実態等により、関係都道府県間の調整を図りながら策定されており、既に調整されているものと考えられる。 このため、県が削減計画を策定する場合、国が示した基本方針で割り当てられた各都道府県の削減目標量の枠内で計画を策定する限り、調整を再度行う必要はなく、よって環境大臣への協議も不要と考える。 【支障事例】 実際に第7次総量削減計画策定時の協議、同意の手続きは約2か月を要しているが、手続の簡素化を図ることにより積極的に目標を達成させることが可能となる。	水質汚濁防止法第4条の3第3項		環境省	兵庫県、大阪府、和歌山県、徳島県	C 対応不可	総量削減計画には、地方公共団体の各般にわたる施策が具体的に掲げられることから、国の関係省庁の施策との整合及び指定地域間における施策の整合を確保する必要があるとともに、基本方針に照らし、目標を達成するために妥当な計画であるか確認を行う必要がある。また、水質総量削減は、指定水域全体としての水質改善を図るため、内陸部を含めて広域的かつ総合的に対処することによって、指定水域に流入する汚濁負荷量を全体として削減しようとするものであることから、各都道府県間の調整を十分に行い、関係省が一致協力して汚濁負荷量の削減を図ることが必要である。これらのことから、環境大臣への協議は必要である。 協議期間については、法第4条の3第4項の規定により、環境大臣は公害対策会議の議を経なければならないとされていることもあり、当該手続きも含めれば、協議全体としてある程度の時間を要する状況にあるが、先般の「義務付け枠付けの第4次見直し」の際のご意見を踏まえ、協議期間の短縮のための、事前調整を含めて標準処理期間を設定したところ。	・国が総量削減基本方針を策定する過程において、地方公共団体の施策等も踏まえていること、関係省庁との調整がなされていることから、総量削減基本方針が策定される時点で十分な調整等は済んでいるものと考えられる。 ・このため、当該基本方針の枠の中で総量削減計画を策定する場合には、総量削減計画策定の中では再度の調整等は不要である。 ・なお、都道府県間の調整は水平連携で十分に対応可能である。
957	水質汚濁防止法に基づく総量削減計画の策定における環境大臣の同意協議の廃止	国の定める総量削減基本方針に基づき都道府県知事が総量削減計画を策定する際に義務付けられている環境大臣の同意協議を廃止し、意見聴取を変更する。	【制度改正の必要性】 国への協議を行うことにより、計画策定に時間を要する(H23策定時には、国への協議に約2か月を要した。) 同意協議を廃止して意見聴取に変更することにより、現在の手続フロー(①国との事前調整→②審議会諮問→③国への協議)における③の廃止となり、H23実績では約2か月(現行の標準処理期間ベースで協議40日)の期間短縮効果が見込まれる。 【懸念の解消】 国は、同意協議を行う理由として、各都道府県間の調整、国の諸施策との整合性確保を挙げているが、都道府県は、国と事前調整を行いながら、都道府県ごとの削減目標量を定めた国総量削減基本方針に基づき、総量削減計画を策定している。大臣同意を廃止したとしても、上記①の段階で大臣意見を聴取することにより、各都道府県間の調整、国の諸施策との整合性確保は担保される。	水質汚濁防止法第4条の3		環境省	中国地方知事会	C 対応不可	総量削減計画には、地方公共団体の各般にわたる施策が具体的に掲げられることから、国の関係省庁の施策との整合及び指定地域間における施策の整合を確保する必要があるとともに、基本方針に照らし、目標を達成するために妥当な計画であるか確認を行う必要がある。また、水質総量削減は、指定水域全体としての水質改善を図るため、内陸部を含めて広域的かつ総合的に対処することによって、指定水域に流入する汚濁負荷量を全体として削減しようとするものであることから、各都道府県間の調整を十分に行い、関係省が一致協力して汚濁負荷量の削減を図ることが必要である。これらのことから、環境大臣への協議は必要である。 協議期間については、法第4条の3第4項の規定により、環境大臣は公害対策会議の議を経なければならないとされていることもあり、当該手続きも含めれば、協議全体としてある程度の時間を要する状況にあるが、先般の「義務付け枠付けの第4次見直し」の際のご意見を踏まえ、協議期間の短縮のための、事前調整を含めて標準処理期間を設定したところ。	同意協議の廃止後においても、都道府県の計画策定は、国の定める基本方針に基づき行うとともに、大臣への意見聴取を行うことにより、各都道府県間の調整、国の諸施策との整合性、計画の妥当性は確保され、これに加えて事務処理の効率化を実現するべきと考える。 なお、地方分権改革推進委員会の第3次勧告においては、講ずべき措置として、法第4条の3第2項第1号について「存置許容」、その他について「廃止」とされているが、これまでに見直しが行われていない。

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府県からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
230	水質汚濁防止法に基づく総量削減計画の策定における環境大臣の同意協議の廃止	地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、「発生源別の汚濁負荷量の削減目標量の総量」以外の事項については、協議・同意を廃止すべきである。「発生源別の汚濁負荷量の削減目標量の総量」についても、総量削減計画が国の基本方針の枠内で策定されるものであることを踏まえ、環境大臣への協議を不要とするよう積極的な検討を求める。			C 対応不可	<p>水質総量削減は、指定水域全体としての水質改善を図るため、内陸部を含めて広域的かつ総合的に対処することによって、指定水域に流入する汚濁負荷量を全体として削減しようとするものであることから、各都府県間の調整を十分に行い、関係者が一致協力して汚濁負荷量の削減を図ることが必要である。これらのことから、環境大臣への協議は必要である。</p> <p>また、総量削減計画には、地方公共団体の各般にわたる施策が具体的に掲げられることから、国の関係府庁の施策との整合及び対策地域間における施策の整合を確保する必要があるとともに、基本方針に照らし、目標を達成するために必要な計画であるか確認を行う必要がある。</p> <p>具体的には、「達成の方途」及び「その他必要な事項」として、国の補助金等を受けて地方自治体が行う事業、国と複数の地方自治体が一体的に行う事業が含まれ、国の財政的支援が伴う施策など国が主体となる施策と密接に関係する施策や複数の都道府県にまたがる施策が多いため、国の施策と整合し、かつ、極力効果的・効率的なものである旨の確認が必要不可欠であることから、環境大臣への協議は存置する必要がある。</p> <p>なお、地方分権改革推進委員会による第3次勧告において、同意を要する協議を許容する場合として「地方自治体の区域を越える一定の地域について総量的な規制・管理を行うため国が定める総量的な具体的基準をもとに関係地方自治体が計画を策定する場合」を挙げており、当該計画はこれに該当するものと考えている。</p>	
825	水質汚濁防止法に基づく総量削減計画の策定に係る環境大臣の同意協議の廃止	地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、「発生源別の汚濁負荷量の削減目標量の総量」以外の事項については、協議・同意を廃止すべきである。「発生源別の汚濁負荷量の削減目標量の総量」についても、総量削減計画が国の基本方針の枠内で策定されるものであることを踏まえ、環境大臣への協議を不要とするよう積極的な検討を求める。			C 対応不可	<p>水質総量削減は、指定水域全体としての水質改善を図るため、内陸部を含めて広域的かつ総合的に対処することによって、指定水域に流入する汚濁負荷量を全体として削減しようとするものであることから、各都府県間の調整を十分に行い、関係者が一致協力して汚濁負荷量の削減を図ることが必要である。これらのことから、環境大臣への協議は必要である。</p> <p>また、総量削減計画には、地方公共団体の各般にわたる施策が具体的に掲げられることから、国の関係府庁の施策との整合及び対策地域間における施策の整合を確保する必要があるとともに、基本方針に照らし、目標を達成するために必要な計画であるか確認を行う必要がある。</p> <p>具体的には、「達成の方途」及び「その他必要な事項」として、国の補助金等を受けて地方自治体が行う事業、国と複数の地方自治体が一体的に行う事業が含まれ、国の財政的支援が伴う施策など国が主体となる施策と密接に関係する施策や複数の都道府県にまたがる施策が多いため、国の施策と整合し、かつ、極力効果的・効率的なものである旨の確認が必要不可欠であることから、環境大臣への協議は存置する必要がある。</p> <p>なお、地方分権改革推進委員会による第3次勧告において、同意を要する協議を許容する場合として「地方自治体の区域を越える一定の地域について総量的な規制・管理を行うため国が定める総量的な具体的基準をもとに関係地方自治体が計画を策定する場合」を挙げており、当該計画はこれに該当するものと考えている。</p>	
957	水質汚濁防止法に基づく総量削減計画の策定における環境大臣の同意協議の廃止	地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、「発生源別の汚濁負荷量の削減目標量の総量」以外の事項については、協議・同意を廃止すべきである。「発生源別の汚濁負荷量の削減目標量の総量」についても、総量削減計画が国の基本方針の枠内で策定されるものであることを踏まえ、環境大臣への協議を不要とするよう積極的な検討を求める。			C 対応不可	<p>水質総量削減は、指定水域全体としての水質改善を図るため、内陸部を含めて広域的かつ総合的に対処することによって、指定水域に流入する汚濁負荷量を全体として削減しようとするものであることから、各都府県間の調整を十分に行い、関係者が一致協力して汚濁負荷量の削減を図ることが必要である。これらのことから、環境大臣への協議は必要である。</p> <p>また、総量削減計画には、地方公共団体の各般にわたる施策が具体的に掲げられることから、国の関係府庁の施策との整合及び対策地域間における施策の整合を確保する必要があるとともに、基本方針に照らし、目標を達成するために必要な計画であるか確認を行う必要がある。</p> <p>具体的には、「達成の方途」及び「その他必要な事項」として、国の補助金等を受けて地方自治体が行う事業、国と複数の地方自治体が一体的に行う事業が含まれ、国の財政的支援が伴う施策など国が主体となる施策と密接に関係する施策や複数の都道府県にまたがる施策が多いため、国の施策と整合し、かつ、極力効果的・効率的なものである旨の確認が必要不可欠であることから、環境大臣への協議は存置する必要がある。</p> <p>なお、地方分権改革推進委員会による第3次勧告において、同意を要する協議を許容する場合として「地方自治体の区域を越える一定の地域について総量的な規制・管理を行うため国が定める総量的な具体的基準をもとに関係地方自治体が計画を策定する場合」を挙げており、当該計画はこれに該当するものと考えている。</p>	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	意見
240	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく都道府県分別収集促進計画の策定義務の廃止	市町村分別収集計画に適合するよう都道府県が策定する都道府県分別収集促進計画の策定義務を廃止する。	【制度改正の必要性】 都道府県分別収集促進計画は、市町村分別収集計画に適合するよう定めることとされており、市町村の分別収集量を集約するもので、策定意義に乏しい。 【懸念の解消】 第6条に規定する都道府県の責務である市町村への技術的援助等は、法の規定により、本計画とは関係なく実施可能である。 なお、第8条第4項、第9項の市町村の提出義務等については、県において技術的支援、助言等を実施するために市町村計画の内容を把握する必要があるため、現行のままとすることが望ましいと考える。	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第9条		環境省	広島県	C 対応不可	都道府県は、区域内の市町村の分別収集計画に適合するよう都道府県分別収集促進計画を定めることとされており、当該計画の環境大臣への提出により全般的な取組状況の把握、再商品化義務量の算出等の制度全般に係る管理が担保されている。 また、国の基本方針に即し、かつ再商品化計画を助産して定められた都道府県分別収集計画を市町村分別収集計画と適合するものにするることによって、区域内の市町村間の広域連携等の調整機能も果たされている。 さらに、区域内の市町村間の分別収集に関する情報交換の促進など、都道府県が市町村に対して果たす役割は大きいものがあることから、都道府県分別収集計画の策定が必要である。	全般的な取組状況の把握等は、市町村分別収集計画を集約することにより可能と考える。 市町村間の広域連携等の調整機能や情報交換の促進等は、計画策定とは無関係に実施可能である。 現行の都道府県分別収集促進計画は、市町村分別収集計画に適合するよう定めることとされており、市町村の分別収集量を集約するもので、策定意義に乏しいことから、策定義務を廃止すべきと考える。
773	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく権限の都道府県への移譲	事業者等の各都道府県内事務所への容器包装リサイクル法に基づく立入検査、報告徴収等以下の権限を、必要となる人員、財源とともに、国から都道府県へ移譲すること。(大臣、知事等の並行権限とする) 事業者等への立入検査、報告徴収 事業者等への指導、助言 事業者等への勧告、公表、命令	【現行・支障事例】 本県の廃棄物処理計画では、リサイクル率の目標を定めているが、目標達成のために事業者を指導する権限はないことから、報告徴収・立入検査を実施するにしても、国に協力を依頼しなければならぬ。また、立入検査を実施したとしても、指導、助言等の権限が無ければ実効性がない。現状では、立入検査、報告徴収等の権限がないため、支障があっても把握できない。(具体的に問題が表面化してから後進いで状況把握、対応を行うなどことを懸念し、提案するものである。) 【改正による効果】 都道府県内のすべての事務所に対する報告徴収、立入検査とあわせ、指導、助言等の権限についても都道府県に移譲することで、元々廃棄物であり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく権限を有する県として、適正に処理されているかどうかを確認することが可能となり、事業者への統一した指導を実施することができる。また、大臣と並行権限とすることで、合同で立入検査を行うとともに、指導、助言、勧告、命令を行うに当たり、事前に大臣と調整することで、統一した運用を担保できるようにする。	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第19条、第20条、第39条、第40条		環境省、経済産業省、農林水産省、厚生労働省、財務省	兵庫県、和歌山県、徳島県	C 対応不可	特定事業者による再商品化義務の履行方法には、本法第21条第1項に基づく指定法人である公益財団法人日本容器包装リサイクル協会への再商品化費用の支払いのほか、主務大臣の認定を得て自ら再商品化を行う方法(法15条)及び主務大臣の認定を得て容器包装の自主回収を行う方法(法18条)が存在する。報告徴収・立入検査、指導・助言、勧告・公表・命令等の措置は、各履行方法について整合的な判断を要しつつ、広域的に活動している他の事業者の取組状況等も踏まえながら実施される必要があり、認定及び認定の取消しの主体である国が、全国統一の観点から実施することが適当であることから、これらの事務を地方に移譲することは困難である。	・廃掃法に基づく権限を有する県として、適正に処理されているかどうかを確認することが可能となり、事業者への統一した指導を実施することができる。
974	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく権限の広域連合への移譲	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく報告・立入検査・指導・助言および勧告・命令に係る事務・権限の広域連合への移譲を定める(事業所が複数ある場合はそのすべてが広域連合の区域内にある場合に限る。)	3R等に関する消費者への啓発は各府県・市町村が実施し、法律上再生利用・再資源化の責任を負う事業者への指導は国が行っているため、一連の施策としての連携が取りにくい状況にある。 事業所が一つの府県の区域を超えて存在する場合は、事務・権限を広域連合へ移譲することにより、事務の効率化を図ることができる。また、各府県・市町村の3R等への取組との連携が可能となる。 なお、事務・権限の移譲にあたっては財源、人材等の移管が前提となる。	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第7条の5、第7条の7第19条、第20条、第39条、第40条		環境省、経済産業省、農林水産省、厚生労働省、財務省	関西広域連合	C 対応不可	特定事業者による再商品化義務の履行方法には、本法第21条第1項に基づく指定法人である公益財団法人日本容器包装リサイクル協会への再商品化費用の支払いのほか、主務大臣の認定を得て自ら再商品化を行う方法(法15条)及び主務大臣の認定を得て容器包装の自主回収を行う方法(法18条)が存在する。報告徴収・立入検査、指導・助言、勧告・命令等の措置は、各履行方法について整合的な判断を要しつつ、広域的に活動している他の事業者の取組状況等も踏まえながら実施される必要があり、認定及び認定の取消しの主体である国が、全国統一の観点から実施することが適当であることから、これらの事務を地方に移譲することは困難である。	現在、各地方環境事務所に委任されている報告徴収・立入検査に関しては、従前より都道府県を越えない場合は各都道府県への移譲も検討可能とされてきたものであり、これを関西広域連合の区域内に拡大しても条件の違いはないと考える。 また、指導・助言、勧告・命令等の措置については、国による統一性の確保のための基準の設定および専門的・技術的な支援があれば、広域連合でも対応は可能と考える。

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府県からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
240	容器包装に係る分別 収集及び再商品化の 促進等に関する法律 に基づく都道府県分別 収集促進計画の策定 義務の廃止	地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、「当該 都道府県の区域内において得られる分別基準適合物 について、各年度において得られる特定分別基準適合 物ごとの市町村の量の見込み及び当該見込み量を 合算して得られる各年度における特定分別基準適合 物ごとの量」以外の事項については、策定の義務付け を廃止し、「できる」規定化又は努力義務化、及びその 内容に係る規定の例示化又は目的程度の内容への 大枠化をすべきである。			C 対応不可	<p>容器包装リサイクル法(平成7年法律第112号、以下「法」という。)においては、都道府県が、区域内の 市町村の分別収集計画に適合するよう都道府県分別収集促進計画を定め、当該計画を環境大臣へ提出 することとされており、当該計画の環境大臣への提出により全国的な取組状況の把握のみならず、 再商品化促進量の算出等の制度全般に係る管理が担われる。</p> <p>具体的には、第9条第6項に規定する。すべての都道府県分別収集促進計画の特定分別基準適合 物ごとの量を合算して得られる特定分別基準適合物の総量を算入し、法第18条第3項の規定に基づき 再商品化促進率を特定事業者に対して再商品化義務の算定が行われることとなる。</p> <p>したがって、法第9条第2項第2号に定める特定分別基準適合物ごとの量等について、不適切な設定 が行われ、仮に不適切な設定は、結果的に特定事業者における再商品化義務の算定が過大なものとなり、 特定事業者に過大な負担を求めることとなる等、容器包装リサイクル法に基づく制度の適切な運用に 支障を生ずることとなる。</p> <p>当該特定分別基準適合物ごとの量等については、同法第1号に定める容器包装廃棄物の排出量の 見込みや、同法第3号に定める第2条第6項に規定する主務令で定める物(ステール缶等)の量の見 込み等との割合を算定しながら設定されるものであるため、特定分別基準適合物ごとの量等について、都 道府県に適切な設定を求められ、又は当該都道府県から、適切な設定を求められないが判断 することは可能であり、ひいては、特定事業者における適切な再商品化義務の算定を担うことには、 法第9条第2項第1号及び第3号に規定する事項も不可欠である。</p> <p>また、これらの量は分別収集されたことにより回収等の処理を促進し、リサイクルされる容器包 装廃棄物の量であり、このような量を算定し可視化することで、分別排出に協力する市民の一般の取組 付けに資すると考えられることから、計画に即載することが必要である。</p> <p>さらに、広域内の容器包装廃棄物の発生抑制に係る取組や、広域的な処理の促進等に際して都 道府県が市町村に対して果たすべき役割は大きいものがあり、同法第4号に定める容器包装廃棄物の排出 の抑制及び分別収集の意義に関する知識の普及、当該都道府県の区域内の市町村相互間の分別収 集に関する情報の交換の促進に関する事項も必要である。当該事項に係る内容を整理、整理すること で、国として効果的な知識の普及や、互異なる市町村の歩合を定める方、都道府県等に対する助 言その他必要な援助の検討等を行うことが可能となる。</p> <p>以上ことから、都道府県分別収集促進計画の策定は容器包装リサイクル制度において極めて重要 であり、策定義務を廃止することは困難である。</p>	
773	容器包装に係る分別 収集及び再商品化の 促進等に関する法律 に基づく権限の都道府 県への移譲	手挙げ方式や社会実験による検討を求める。			C 対応不可	<p>○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の理念 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律第112 号、以下「法」という。)は、容器包装廃棄物の排出の抑制並びにその分別収集及び これにより得られた分別基準適合物の再商品化を促進するための措置を講ずること 等により、一般廃棄物の減量及び再生資源の十分な利用等を通じて、廃棄物の適 正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、もって生活環境の保全及び国民経 済の健全な発展に寄与することを目的とした法律である。</p> <p>法律の制定の背景には、家庭等から排出される一般廃棄物の量が増大し、その最 終処分場がひっ迫しつつある等廃棄物処理をめぐる問題が深刻化していた状況に対 応するため、従来、一般廃棄物として市町村において処理されてきた容器包装廃 棄物について、拡大生産者責任の理念に基づき、その再商品化について容器包装を 利用・製造等する全国の事業者が責任を負うこととし、容器包装廃棄物について全 国的なリサイクルシステムを構築することによって、社会全体で適正かつ円滑に容 器包装廃棄物の再商品化を進めるべきとの考えがあったこと。</p> <p>特定事業者による再商品化義務の履行方法には、本法第21条第1項に基づく指定 法人である公益財団法人日本容器包装リサイクル協会への再商品化費用の支払い のほか、主務大臣の認定を得て自ら再商品化を行う方法(法15条)及び主務大臣の 認定を得て容器包装の自主回収を行う方法(法18条)が存在する。</p> <p>また、法においては、全国の特定事業者に対して全国統一的観点から再商品化義 務を均質に課しており、全国の特定事業者によって、全国の容器包装廃棄物の再 商品化を支えるシステムとなっている。</p> <p>このため、法に基づく指導等の措置は、それぞれの履行方法による履行状況を踏ま えつつ、移譲を望外となっている広域的に活動している他の事業者の取組状況等も 踏まえながら実施される必要があり、認定及び認定の取消しの主体である国が、全 国の様々な取組状況等を勘案しつつ、全国統一的な観点から実施することが適当で あることから、これらの事務を地方に移譲することは困難である。</p> <p>仮に、権限を移譲した場合の実態上の問題点については別紙を参照されたい。</p>	
974	容器包装に係る分別 収集及び再商品化の 促進等に関する法律 に基づく権限の広域連 合への移譲	手挙げ方式や社会実験による検討を求める。			C 対応不可	<p>○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の理念 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律第112 号、以下「法」という。)は、容器包装廃棄物の排出の抑制並びにその分別収集及び これにより得られた分別基準適合物の再商品化を促進するための措置を講ずること 等により、一般廃棄物の減量及び再生資源の十分な利用等を通じて、廃棄物の適 正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、もって生活環境の保全及び国民経 済の健全な発展に寄与することを目的とした法律である。</p> <p>法律の制定の背景には、家庭等から排出される一般廃棄物の量が増大し、その最 終処分場がひっ迫しつつある等廃棄物処理をめぐる問題が深刻化していた状況に対 応するため、従来、一般廃棄物として市町村において処理されてきた容器包装廃 棄物について、拡大生産者責任の理念に基づき、その再商品化について容器包装を 利用・製造等する全国の事業者が責任を負うこととし、容器包装廃棄物について全 国的なリサイクルシステムを構築することによって、社会全体で適正かつ円滑に容 器包装廃棄物の再商品化を進めるべきとの考えがあったこと。</p> <p>特定事業者による再商品化義務の履行方法には、本法第21条第1項に基づく指定 法人である公益財団法人日本容器包装リサイクル協会への再商品化費用の支払い のほか、主務大臣の認定を得て自ら再商品化を行う方法(法15条)及び主務大臣の 認定を得て容器包装の自主回収を行う方法(法18条)が存在する。</p> <p>また、法においては、全国の特定事業者に対して全国統一的観点から再商品化義 務を均質に課しており、全国の特定事業者によって、全国の容器包装廃棄物の再 商品化を支えるシステムとなっている。</p> <p>このため、法に基づく指導等の措置は、それぞれの履行方法による履行状況を踏ま えつつ、移譲を望外となっている広域的に活動している他の事業者の取組状況等も 踏まえながら実施される必要があり、認定及び認定の取消しの主体である国が、全 国の様々な取組状況等を勘案しつつ、全国統一的な観点から実施することが適当で あることから、これらの事務を地方に移譲することは困難である。</p> <p>仮に、権限を移譲した場合の実態上の問題点については別紙をご参照されたい。</p>	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	意見
978	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく報告・立入検査・勧告・命令に係る事務・権限の移譲	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく国の報告・立入検査・勧告・命令に係る事務・権限を都道府県へ移譲する。また、各自自治体、地域の状況は様々であることから希望する都道府県の手上げ方式とする。権限の移譲を受けた都道府県は、希望する市町村に産業廃棄物処理関係の権限を移譲できるものとする。	廃棄物処理法に基づく指導監督や3R等に関する消費者への啓発等は都道府県・市町村が実施している一方、各種リサイクル法に基づく事業者への指導監督は国が行っており、一連の施策としての連携が取りにくい状況にある。また、国の各府省が共管していることにより、縦割り行政の弊害が生じるおそれがある。そのため、事業所が一の都道府県の区域内のみにある場合は、事務・権限を都道府県、市町村に移譲することで、事務の効率化を図ることが可能である。その際、権限に係る事務処理基準、財源、人材等について併せて国から措置することが必要である。	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第7条の5、第19～20条、第39～40条		環境省、経済産業省、農林水産省、厚生労働省、財務省	鳥取県	C 対応不可	特定事業者による再商品化義務の履行方法には、本法第21条第1項に基づく指定法人である公益財団法人日本容器包装リサイクル協会への再商品化費用の支払いのほか、主務大臣の認定を得て自ら再商品化を行う方法(法15条)及び主務大臣の認定を得て容器包装の自主回収を行う方法(法18条)が存在する。報告徴収・立入検査、勧告・命令等の措置は、各履行方法について整合的な判断を要しつつ、広域的に活動している他の事業者の取組状況等も踏まえながら実施される必要があり、認定及び認定の取消しの主体である国が、全国統一の観点から実施することが適当であることから、これらの事務を地方に移譲することは困難である。	廃棄物処理法に基づく産業廃棄物や一般廃棄物の処理に関する報告徴収・立入検査、指導・命令等の一時的な是正措置については、国が示した事務処理基準や通知等を踏まえて全国統一の観点から考慮しつつ、従前から都道府県又は市町村が実施している。同様に、容器包装リサイクル法に基づく事務についても、国が事務処理基準等を示すことで都道府県・市町村による実施が可能であり、廃棄物処理法に基づく権限と一体的に運用することで事務の効率化につながるから、移譲が必要である。なお、法第15条又は第18条に基づく認定を受けて再商品化を行っている事業者はごく限られており、大多数は国の認定を受けて指定法人への支払いによって義務を履行しているものと認識している。(指定法人への支払い支費:74,371名、自主回収認定業者:70名(H25.09.19中央環境審議会容器包装の3R推進に関する小委員会資料))
447	環境省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則(平成18年環境省令第3号)第25条第1項に規定する申請等の理由に係る事務の移譲	申請等の理由に係る事務は、保健所設置自治体で実施しているが、独立行政法人環境再生保全機構法第10条の2の規定に基づき、委託契約を締結して経由事務を間接実施しているところなので、実態にあわせて法に基づく事務として位置づける必要がある。	独立行政法人環境再生保全機構法第10条の2の規定に基づき、都道府県、保健所を設置する市若しくは特別区又は環境大臣の指定する者と、委託契約を締結して経由事務を間接実施しているところなので、実態にあわせて法に基づく事務として位置づける必要がある。	環境省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則第25条第1項		環境省	神奈川県	C 対応不可	石綿健康被害救済制度は、国が行政的な救済措置を速やかに講ずることとしたものであり、石綿健康被害救済法では、その認定申請等については、独立行政法人環境再生保全機構(以下「機構」という。)が直接受け付けるか、地方環境事務所経由で受け付けることになっている。一方、申請者の便宜を第一義に考え、機構では、独立行政法人環境再生保全機構法第10条の2の規定に基づき全国の保健所設置自治体と業務委託契約を結び、幅広い行政窓口で認定申請等を受け付ける体制を整備しているところであり、特段の支障が生じているとは認識していない。	申請等の受付窓口を独立行政法人及び、法により、都道府県等を受付窓口として位置づけるべきである。都道府県等の事務として明確にすることで、被害者に対するきめ細かな支援が可能となる。
739	廃棄物処理施設等の設置許可に当たっての立地基準等の条例委任	廃棄物の処理施設の立地基準について、地域の実情に合わせて、条例により規定できるよう規制緩和を行う。	【地域の実情】 現行の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」では、同法に定める施設の技術的基準に適合していれば、廃棄物の処理施設を設置する場所について規制を受けないため、許可権者としては許可せざるをえない。 【支障事例】 豊田市においては、住宅地の隣地における廃棄物の処理施設の不適正処理(過剰保管)により、周辺環境への影響が問題となり、また、自然豊かな山間での産業廃棄物最終処分計画に対して反対署名運動が行われた。 【制度改正の必要性】 施設の技術的基準のみによって廃棄物の処理施設が許可されると、廃棄物の処理施設のもつ負のイメージや不適正処理が行われた場合の影響などが、廃棄物の処理施設が建設される場所の周辺における住宅の立地状況や自然環境、地域(職場)資源等の状況によっては、住環境や地域経済は大きな影響を受けることになる。よって、各地域の実情に合わせて、条例により立地基準を設定できるようにしていただきたい。 【解消策】 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を改正して、住宅環境、自然環境、地域資源等の各地域の実情に合わせて、廃棄物の処理施設の立地基準を条例により規定することができるように、立地基準の設定権限を都道府県、指定都市、中核市等に移譲してもらいたい。 【効果】 地域の実情に合わせた立地基準に従って廃棄物の処理施設が立地することにより、計画的なまちづくりを行うことができ、住民の生活環境の保全や地域振興に寄与することができる。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の2、第14条第5項、第14条の5第5項、第15条の2		環境省	豊田市	C 対応不可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号、以下「廃棄物処理法」という。)において、廃棄物処理施設(以下「施設」という。)の設置については、地域毎の生活環境保全への配慮を組み込んだ施設の設置手続が既に定められている。また、御指摘のような理由から当該手続を既に定めた立地規制を加えることは、適法な施設の設置が困難となるほか、施設設置手続の長期化につながることに廃棄物の適正処理体制の基盤となる施設の確保が困難になることが考えられるため、条例によって立地基準を設定することを認めることは困難である。なお、御指摘の住宅地の隣地における廃棄物の処理施設の不適正処理(過剰保管)事業については、改善命令等の廃棄物処理法による措置が既に規定されているため、当該措置により適切に対応していただきたい。	回答の趣旨は理解できるが、回答にある「廃棄物処理施設の設置については、地域毎の生活環境保全への配慮を組み込んだ施設の設置手続が既に定められている。」のは、ごく限られた廃棄物の処理施設であり(許可不許可の裁量はない)、また、提案の中で述べたとおり、住宅地の隣地や自然環境が地域資源となっている箇所に廃棄物の処理施設が立地することは、地元住民の住環境に大きな影響があり、また、地域にとっても地域資源の重大な損失である。ぜひとも、地域の実情に合わせて立地基準を地域で決められるように、法改正を強く要望する。

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府県からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
976	容器包装に係る分別 収集及び再商品化の 促進等に関する法律 に基づく報告・立入検 査・勧告・命令に係る 事務・権限の移譲	手挙げ方式や社会実験による検討を求め。	【全国市長会】 権限を受けた都道府県から市へ権限を移譲する場 合は、手挙げ方式による移譲を求め。		C 対応不可	<p>○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の理念 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律第112 号。以下「法」という。)は、容器包装廃棄物の排出の抑制並びにその分別収集及び これにより得られた分別基準適合物の再商品化を促進するための措置を講ずること 等により、一般廃棄物の減量及び再生資源の十分な利用等を通じて、廃棄物の適 正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、もって生活環境の保全及び国民経 済の健全な発展に寄与することを目的とした法律である。</p> <p>法律の制定の背景には、家庭等から排出される一般廃棄物の量が増大し、その最 終処分場がひっ迫しつつある等廃棄物処理をめぐる問題が深刻化していた状況に対 処するため、従来、一般廃棄物として市町村において処理されてきた容器包装廃 棄物について、拡大生産者責任の理念に基づき、その再商品化について容器包装を 利用・製造等する全国の事業者が責任を負うこととし、容器包装廃棄物について全 国的なリサイクルシステムを構築することによって、社会全体で適正かつ円滑に容器 包装廃棄物の再商品化等を進めるべきとの考えがあったところ。</p> <p>特定事業者による再商品化業務の履行方法には、本法第21条第1項に基づく指定 法人である公益財団法人日本容器包装リサイクル協会への再商品化費用の支払い のほか、主務大臣の認定を得て自ら再商品化を行う方法(法15条)及び主務大臣の 認定を得て容器包装の自主回収を行う方法(法18条)が存在する。</p> <p>また、法においては、全国の特定事業者に対して全国統一的観点から再商品化業 務を均等に課しており、全国の特定事業者によって、全国の容器包装廃棄物の再商 品化を支えるシステムとなっている。</p> <p>このため、法に基づく指導等の措置は、それぞれの履行方法による履行状況を踏ま えつつ、移譲要望外となっている広域的に活動している他の事業者の取組状況等も 踏まえながら実施される必要があり、認定及び認定の取消しの主体である国が、全 国の様々な取組状況等を踏ましつつ、全国統一的な観点から実施することが適当と あることから、これらの事務を地方に移譲することは困難である。</p> <p>仮に、権限を移譲した場合の実態上の問題点については別紙をご参照されたい。</p>	【再掲】 4【環境省】 (3)容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平7法 112)(財務省、厚生労働省、農林水産省及び経済産業省と共管) 特定事業者等に対する指導、勧告、勧告、命令、報告徴収及び立入検査につ いては、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行いつつ、実施 主体や国の関与等の在り方を含めた的確な執行の在り方について、原則とし て平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
447	環境省関係石綿による 健康被害の救済に 関する法律施行規則 (平成18年環境省令第 3号)第25条第1項に規 定する申請等の理由 に係る事務の移譲	手挙げ方式や社会実験による検討を求め。			C 対応不可	<p>石綿健康被害救済法及び環境再生保全機構法に基づいて実施されている石 綿健康被害救済制度の申請等の受付機関は、都道府県等の協力により、現 在BOOを超え、申請者にとって利便性の高いものとなっており、特設の支障は 生じているとは認識していない。また、お尋ねの手挙げ方式や社会実験の意 味するところが必ずしも明らかでないが、それをせずとも、上記のとおりすでに 申請者にとって利便性の高い制度となっていると考えている。</p>	
736	廃棄物処理施設等の 設置許可に当たっての 立地基準等の条例委 任	廃棄物処理施設の立地基準については、全国一律の 基準が必要である。	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求 める。		C 対応不可	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)は、「生活環 境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的としており、当該目的を達成 するために許可基準等を設けている。 廃棄物処理施設の設置許可にあたっては、生活環境影響調査等の手続を行 い、「地元住民の住環境」に与える影響の有無等を審査することとしており、 許可にあたっては、当該地域の実情に応じて「生活環境保全上必要な条件」 を付すこともできることとされている。 また、廃棄物処理施設の設置許可を要しない施設についても、当該施設を使 用した、廃棄物処分率を行おうとする場合には、都道府県知事から業の許可を 受ける必要があり、当該許可に係る審査においては、事業の用に供する施設 が廃棄物の処分に適した施設であるか否かを確認するほか、許可にあたって は、上記「生活環境保全上必要な条件」を付すこともできることとされてい る。 したがって、地域の実情に応じた対応は、現行制度下において十分に可能に なっているものと考えられる。</p>	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	意見
774	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律に基づく権限の都道府県への移譲	事業者等の各都道府県内事務所への小型家電リサイクル法に基づく立入検査、報告徴収等以下の権限を、必要となる人員、財源とともに、国から都道府県へ移譲すること。(大臣知事の並行権限とする)事業者等への立入検査、報告徴収事業者等への指導、助言事業者等への勧告、命令	【現行・支障事例】 本県の廃棄物処理計画では、リサイクル率の目標を定めているが、目標達成のために事業者を指導する権限はないことから、報告徴収、立入検査を実施するにしても、国に協力を依頼しなければならぬ。また、立入検査を実施したとしても、指導、助言等の権限が無ければ実効性がない。現状では、立入検査、報告徴収等の権限がないため、支障があっても把握できない。(具体的に問題が表面化してから後追いで状況把握、対応を行うなどすることを懸念し、提案するものである。) 【改正による効果】 都道府県内のすべての事務所に対する報告徴収、立入検査とあわせ、指導、助言等の権限についても都道府県に移譲することで、元々廃棄物であり「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく権限を有する県として、適正に処理されているかどうかを確認することが可能となり、事業者への統一的な指導を実施することができる。また、大臣と並行権限とすることで、合同で立入検査を行うとともに、指導、助言、勧告、命令を行うにあたり、事前に大臣と調整することで、統一的な運用を担保できるようにする。	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律第15条、第16条、第17条		環境省、経済産業省	兵庫県、和歌山県、徳島県	C 対応不可	報告徴収・立入検査、指導・助言等の措置は、小型家電リサイクル法の法目的を達成するため、広域的に活動している事業者も含めた他の認定事業者等の取組状況なども踏まえながら、全国統一的な観点から実施される必要があり、引き続き国による実施が求められることから、これらの権限を地方に移譲することは困難である。	・廃掃法に基づく権限を有する県として、適正に処理されているかどうかを確認することが可能となり、事業者への統一的な指導を実施することができる。
977	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律に基づく権限の広域連合への移譲	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律に基づく報告・立入検査および指導・助言に係る事務・権限の広域連合への移譲を求める(事業所が複数ある場合はそのすべてが広域連合の区域内にある場合に限る。)	3R等に関する消費者への啓発は各府県・市町村が実施し、法律上再生利用・再資源化の責任を負う事業者への指導は国が行っているため、一連の施策としての連携が取りにくい状況にある。事業所が一の府県の区域を越えて存在する場合は、事務・権限を広域連合へ移譲することにより、事務の効率化を図ることができる。また、各府県・市町村の3R等への取組との連携が可能となる。 なお、事務・権限の移譲にあたっては財源、人材等の移管が前提となる。	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律第15条から第17条		環境省、経済産業省	関西広域連合	C 対応不可	報告徴収・立入検査、指導・助言等の措置は、小型家電リサイクル法の法目的を達成するため、広域的に活動している事業者も含めた他の認定事業者等の取組状況なども踏まえながら、全国統一的な観点から実施される必要があり、引き続き国による実施が求められることから、これらの権限を地方に移譲することは困難である。	現在、各地方環境事務所に委任されている報告徴収・立入検査に関しては、従前より一都道府県を越えない場合は各都道府県への移譲も検討可能とされてきたものであり、これを関西広域連合の区域内に拡大しても条件の違いはないと考える。 また、指導・助言、勧告・命令等の措置については、国による統一性の確保のための基準の設定および専門的・技術的な支援があれば、広域連合でも対応は可能と考える。
981	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律に基づく報告・立入検査、勧告、命令に係る事務・権限の移譲	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律に基づく国の報告・立入検査、勧告、命令に係る事務・権限を都道府県へ移譲する。 なお、各自自治体、地域の状況は様々であることから希望する都道府県の手上げ方式とする。 権限の移譲を受けた都道府県は、希望する市町村に一般廃棄物処理関係の権限を移譲できるものとする。	廃棄物処理法に基づく指導監督や3R等に関する消費者への啓発等は都道府県・市町村が実施している一方、各種リサイクル法に基づく事業者への指導監督は国が行っており、一連の施策としての連携が取りにくい状況にある。また、国の各府省が共管していることにより、縦割り行政の弊害が生じるおそれがある。 そのため、事業所が一の都道府県の区域内のみにある場合は、事務・権限を都道府県、市町村に移譲することで、事務の効率化を図ることが可能である。その際、権限に係る事務処理基準、財源、人材等について併せて国から措置を移譲することが必要である。	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律第15条～第17条		環境省、経済産業省	鳥取県	C 対応不可	報告徴収・立入検査、勧告・命令等の措置は、小型家電リサイクル法の法目的を達成するため、広域的に活動している事業者も含めた他の認定事業者等の取組状況なども踏まえながら、全国統一的な観点から実施される必要があり、引き続き国による実施が求められることから、これらの権限を地方に移譲することは困難である。	廃棄物処理法に基づく産業廃棄物や一般廃棄物の処理に関する報告徴収・立入検査、指導、命令等の一連の是正措置については、国が示した事務処理基準や通知等を踏まえて全国統一的な観点を考慮しつつ、従前から都道府県又は市町村が実施している。同様に、小型家電リサイクル法に基づく事務についても、国が事務処理基準等を示すことで都道府県・市町村による実施が可能であり、廃棄物処理法に基づく権限と一体的に運用することで事務の効率化につながるから、移譲が必要である。

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
774	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律に基づく権限の都道府県への移譲	手挙げ様式や社会実験による検討を求める。			C 対応不可	<p>○使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律の理念 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(平成24年法律第57号。以下、「法」という。)は、使用済小型電子機器等に利用されている金属その他の有用なものの相当部分が回収されずに廃棄されている状況を踏まえ、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とした法律である。使用済小型電子機器等については、資源性を有することから、広域的かつ効率的な回収が可能になれば、規模の経済が働いて採算性を確保しつつ再資源化することが可能である。</p> <p>したがって、本法は、住民に最も身近な市町村単位で、地域の事情に応じて適正に処理されることとなる一般廃棄物処理や、都道府県等の一定の規制の下、民間の自由な競争・契約によって処理される産業廃棄物処理とは異なり、国が広域で再資源化が可能と判断した再資源化事業者に対して広域で回収を行うことを求めることにより、使用済小型電子機器等を可能な限り多く回収し、中間処理から製錬への引渡しに至るまでを一連の計画として捉え認定することによって、使用済小型電子機器等の適正処理に加え、金属その他の資源の十分な利用を図っていくことを目的としたものである。これらの法の目的やその性質を鑑みれば、国が認定した再資源化事業者(以下、「認定事業者」という。)の義務の履行状況に係る指導・監督権限について、都道府県や市町村の区域で細分化して実施することとする場合には同法に基づく制度全体を根本から変更しなければならないと考えられる。</p> <p>仮に、権限を移譲した場合の実態上の問題点については別紙を参照された。</p>	<p>4【環境省】 (8)使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(平24法57)(経済産業省と共管) 認定事業者等に対する指導、助言、報告徴収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行いつつ、実施主体や国の関与等の在り方を含めた的確な執行の在り方について、原則として平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>
977	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律に基づく権限の広域連合への移譲	手挙げ方式や社会実験による検討を求める。			C 対応不可	<p>○使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律の理念 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(平成24年法律第57号。以下、「法」という。)は、使用済小型電子機器等に利用されている金属その他の有用なものの相当部分が回収されずに廃棄されている状況を踏まえ、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とした法律である。使用済小型電子機器等については、資源性を有することから、広域的かつ効率的な回収が可能になれば、規模の経済が働いて採算性を確保しつつ再資源化することが可能である。</p> <p>したがって、本法は、住民に最も身近な市町村単位で、地域の事情に応じて適正に処理されることとなる一般廃棄物処理や、都道府県等の一定の規制の下、民間の自由な競争・契約によって処理される産業廃棄物処理とは異なり、国が広域で再資源化が可能と判断した再資源化事業者に対して広域で回収を行うことを求めることにより、使用済小型電子機器等を可能な限り多く回収し、中間処理から製錬への引渡しに至るまでを一連の計画として捉え認定することによって、使用済小型電子機器等の適正処理に加え、金属その他の資源の十分な利用を図っていくことを目的としたものである。これらの法の目的やその性質を鑑みれば、国が認定した再資源化事業者(以下、「認定事業者」という。)の義務の履行状況に係る指導・監督権限について、都道府県や市町村の区域で細分化して実施することとする場合には同法に基づく制度全体を根本から変更しなければならないと考えられる。</p> <p>仮に、権限を移譲した場合の実態上の問題点については別紙をご参照された。</p>	<p>【再掲】 4【環境省】 (8)使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(平24法57)(経済産業省と共管) 認定事業者等に対する指導、助言、報告徴収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行いつつ、実施主体や国の関与等の在り方を含めた的確な執行の在り方について、原則として平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>
987	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律に基づく報告・立入検査・処分命令に係る事務・権限の移譲	手挙げ様式や社会実験による検討を求める。	【全国市長会】 権限を受けた都道府県から市へ権限を移譲する場合は、手挙げ方式による移譲を求める。		C 対応不可	<p>○使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律の理念 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(平成24年法律第57号。以下、「法」という。)は、使用済小型電子機器等に利用されている金属その他の有用なものの相当部分が回収されずに廃棄されている状況を踏まえ、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とした法律である。使用済小型電子機器等については、資源性を有することから、広域的かつ効率的な回収が可能になれば、規模の経済が働いて採算性を確保しつつ再資源化することが可能である。</p> <p>したがって、本法は、住民に最も身近な市町村単位で、地域の事情に応じて適正に処理されることとなる一般廃棄物処理や、都道府県等の一定の規制の下、民間の自由な競争・契約によって処理される産業廃棄物処理とは異なり、国が広域で再資源化が可能と判断した再資源化事業者に対して広域で回収を行うことを求めることにより、使用済小型電子機器等を可能な限り多く回収し、中間処理から製錬への引渡しに至るまでを一連の計画として捉え認定することによって、使用済小型電子機器等の適正処理に加え、金属その他の資源の十分な利用を図っていくことを目的としたものである。これらの法の目的やその性質を鑑みれば、国が認定した再資源化事業者(以下、「認定事業者」という。)の義務の履行状況に係る指導・監督権限について、都道府県や市町村の区域で細分化して実施することとする場合には同法に基づく制度全体を根本から変更しなければならないと考えられる。</p> <p>仮に、権限を移譲した場合の実態上の問題点については別紙をご参照された。</p>	<p>【再掲】 4【環境省】 (8)使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(平24法57)(経済産業省と共管) 認定事業者等に対する指導、助言、報告徴収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行いつつ、実施主体や国の関与等の在り方を含めた的確な執行の在り方について、原則として平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	意見
775	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく権限の都道府県への移譲	事業者等の各都道府県内事務所への食品リサイクル法に基づく立入検査、報告徴収等以下の権限を、必要となる人員、財源とともに、国から都道府県へ移譲すること。(大臣・知事の並行権限とする) 事業者等への立入検査、報告徴収 事業者等への指導、公表、助言 事業者等への勧告、命令	【現行・支障事例】 本県の廃棄物処理計画では、リサイクル率の目標を定めているが、目標達成のために事業者を指導する権限はないことから、報告徴収、立入検査を実施するにしても、国に協力を依頼しなければならない。また、立入検査を実施したとしても、指導、助言等の権限が無ければ実効性がない。現状では、立入検査、報告徴収等の権限がないため、支障があっても把握できない。(具体的に問題が表面化してから後追いで状況把握、対応を行うなどすることを懸念し、提案するものである。) 【改正による効果】 都道府県内のすべての事務所に対する報告徴収、立入検査とあわせ、指導、助言等の権限についても都道府県に移譲することで、元々廃棄物であり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく権限を有する県として、適正に処理されているかどうかを確認することが可能となり、事業者への統一した指導を実施することができる。また、大臣と並行権限とすることで、合符で立入検査を行うとともに、指導、助言、勧告、命令を行うに当たり、事前に大臣と調整することで、統一した運用を担保できるようにする。審議会の意見聴取についても、主務大臣が行うこととする。	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第8条、第10条、第24条		農林水産省、環境省、経済産業省、国土交通省、財務省、厚生労働省	兵庫県、和歌山県、徳島県	C 対応不可	報告徴収・立入検査、指導・公表・助言、勧告・命令等の一連の是正措置は、食品リサイクル法の法目的を達成するため、広域的に活動している事業者も含めた他の事業者の取組状況や、近隣の県域も含めた再生利用事業者の状況など、食品循環資源を取り巻くその時点における全国的な状況も踏まえながら、全国統一の観点から実施される必要があり、引き続き国による実施が求められることから、これらの権限を地方に移譲することは困難である。	・廃掃法に基づく権限を有する県として、適正に処理されているかどうかを確認することが可能となり、事業者への統一した指導を実施することができる。
975	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく権限の広域連合への移譲	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく報告・立入検査・指導・助言および勧告・命令に係る事務・権限の広域連合への移譲を求める(事業所が複数ある場合はそのすべてが広域連合の区域内にある場合に限る。)	3R等に関する消費者への啓発は各府県・市町村が実施し、法律上再生利用・再資源化の責任を負う事業者への指導は国が行っているため、一連の施策としての連携が取りにくい状況にある。 事業所が一の府県の区域を越えて存在する場合は、事務・権限を広域連合へ移譲することにより、事務の効率化を図ることができる。また、各府県・市町村の3R等への取組との連携が可能となる。 なお、事務・権限の移譲にあたっては財源、人材等の移管が前提となる。	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第8条、第10条、第24条第1項から第3項		農林水産省、環境省、経済産業省、国土交通省、財務省、厚生労働省	関西広域連合	C 対応不可	報告徴収・立入検査、指導・助言、勧告・命令等の一連の是正措置は、食品リサイクル法の法目的を達成するため、広域的に活動している事業者も含めた他の事業者の取組状況や、近隣の県域も含めた再生利用事業者の状況など、食品循環資源を取り巻くその時点における全国的な状況も踏まえながら、全国統一の観点から実施される必要があり、引き続き国による実施が求められることから、これらの権限を地方に移譲することは困難である。	現在、各地方環境事務所に委任されている報告徴収・立入検査に関しては、従前より一都道府県を越えない場合は各都道府県への移譲も検討可能とされてきたものであり、これを関西広域連合の区域内に拡大しても条件の違いはないと考える。 また、指導・助言、勧告・命令等の措置については、国による統一性の確保のための基準の設定および専門的・技術的な支援があれば、広域連合でも対応は可能と考える。
979	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく報告・立入検査・勧告・命令に係る事務・権限の移譲	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく国の報告・立入検査・勧告・命令に係る事務・権限を都道府県へ移譲する。 なお、各自治体、地域の実情は様々であることから希望する都道府県の手上げ方式とする。 権限の移譲を受けた都道府県は、希望する市町村に一般廃棄物処理関係の権限を移譲できるものとする。	廃棄物処理法に基づく指導監督や3R等に関する消費者への啓発等は都道府県・市町村が実施している一方、各種リサイクル法に基づく事業者への指導監督は国が行っており、一連の施策としての連携が取りにくい状況にある。また、国の各府省が共管していることにより、縦割り行政の弊害が生じるおそれがある。 そのため、事業所が一の都道府県の区域内のみにある場合は、事務・権限を都道府県・市町村に移譲することで、事務の効率化を図ることが可能である。その際、権限に係る事務処理基準、財源、人材等について併せて国から措置することが必要である。	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第8条、第24条		農林水産省、環境省、経済産業省、国土交通省、財務省、厚生労働省	鳥取県	C 対応不可	報告徴収・立入検査、勧告・命令等の一連の是正措置は、食品リサイクル法の法目的を達成するため、広域的に活動している事業者も含めた他の事業者の取組状況や、近隣の県域も含めた再生利用事業者の状況など、食品循環資源を取り巻くその時点における全国的な状況も踏まえながら、全国統一の観点から実施される必要があり、引き続き国による実施が求められることから、これらの権限を地方に移譲することは困難である。	廃棄物処理法に基づく産業廃棄物や一般廃棄物の処理に関する報告徴収・立入検査、指導・命令等の一連の是正措置については、国が示した事務処理基準や通知等を踏まえて全国統一の観点から考慮しつつ、従前から都道府県又は市町村が実施している。同様に、食品リサイクル法に基づく事務についても、国が事務処理基準等を示すことで都道府県・市町村による実施が可能であり、廃棄物処理法に基づく権限と一体的に運用することで事務の効率化につながるから、移譲が必要である。

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
775	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく権限の都道府県への移譲	手挙げ方式や社会実験による検討を求める。			C	対応不可	【環境省】 〔5〕食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平12法116）（財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省と共管） 食品関連事業者等に対する指導、助言、勧告、命令、報告徴収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行いつつ、実施主体や国の関与等の在り方を含めた的確な執行の在り方について、原則として平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
975	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく権限の広域連合への移譲	手挙げ方式や社会実験による検討を求める。			C	対応不可	【再掲】 〔5〕食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平12法116）（財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省と共管） 食品関連事業者等に対する指導、助言、勧告、命令、報告徴収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行いつつ、実施主体や国の関与等の在り方を含めた的確な執行の在り方について、原則として平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
976	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく報告・立入検査・勧告・命令に係る事務・権限の移譲	手挙げ方式や社会実験による検討を求める。	【全国市長会】 権限を受けた都道府県から市へ権限を移譲する場合は、手上げ方式による移譲を求める。		C	対応不可	【再掲】 〔5〕食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平12法116）（財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省と共管） 食品関連事業者等に対する指導、助言、勧告、命令、報告徴収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行いつつ、実施主体や国の関与等の在り方を含めた的確な執行の在り方について、原則として平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	意見
776	資源有効利用促進法に基づく権限の都道府県への移譲	事業者等の各都道府県内事務所への資源有効利用促進法に基づく立入検査、報告徴収等以下の権限を、必要となる人員、財源とともに、国から都道府県へ移譲すること。(大臣・知事の並行権限とする)事業者等への立入検査、報告徴収事業者等への指導、助言事業者等への勧告、公表、命令	【現行・支障事例】本県の廃棄物処理計画では、リサイクル率の目標を定めているが、目標達成のために事業者を指導する権限はないことから、報告徴収、立入検査を実施するにしても、国に協力を依頼しなければならない。また、立入検査を実施したとしても、指導、助言等の権限が無ければ実効性がない。現状では、立入検査、報告徴収等の権限がないため、支障があっても把握できない。(具体的な問題が表面化してから後追いで状況把握、対応を行うなどすることを懸念し、提案するものである。)【改正による効果】都道府県内のすべての事務所に対する報告徴収、立入検査とあわせ、指導、助言等の権限についても都道府県に移譲することで、元々廃棄物であり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく権限を有する県として、適正に処理されているかどうかを確認することが可能となり、事業者への統一的な指導を実施することができる。また、大臣と並行権限とすることで、合同で立入検査を行うとともに、指導、助言、勧告、命令を行うにあたり、事前に大臣と調整することで、統一的な運用を担保できるようにする。審議会の意見聴取についても、主務大臣が行うこととする。なお、指定表示事業者に対して、県独自の表示を勧告、公表、命令するものではない。	資源有効利用促進法第11条、第13条、第18条、第17条、第19条、第20条、第22条、第23条、第25条、第32条、第35条、第36条、第37条		経済産業省、環境省、財務省、厚生労働省、国土交通省、農林水産省	兵庫県、徳島県	C 対応不可	同法目的を達成するため、国が全国統一の観点から立入検査・報告徴収、指導・助言・勧告・公表・命令等を行う必要があり、これら権限を委譲することは困難である。命令に当たっては、主務大臣は産業構造審議会等の意見を聴いて行うこととされており、社会的責任を確保するため、慎重な検討が求められることから、国が統一して行うことを法が予定している。 なお、同法は、指定表示製品の販売等を行う者に対して、統一的な表示の標準を示し、その遵守を求めているところ、他の事業者の取り組み状況等を踏まえ、全国統一の観点から国がこれらの措置を行うことが適当である。	・廃掃法に基づく権限を有する県として、適正に処理されているかどうかを確認することが可能となり、事業者への統一的な指導を実施することができる。
824	自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法に基づく総量削減計画の策定における環境大臣への協議の廃止	計画対象範囲が県内で完結する総量削減計画を策定時の環境大臣への協議を不要とし、報告とすること。	【現行】現行では、計画対象範囲が県内で完結する総量削減計画の策定時には、環境大臣に協議しなければならない。 【支障事例】県の策定協議会を経た計画案において、関係府省との調整に時間を要する上、国との協議で修正が必要となった場合、再度協議会に説明する必要がある。策定まで更に時間を要することとなる。 【改正の必要性】そもそも、国の基本方針そのものが、国の関係省庁の施策及び対策地域間における施策の整合性を反映させたものであり、その基本方針の枠内で、県が総量削減計画を策定する限り、調整を再度行う必要はない。また、総量削減計画の策定に当たっては、県内関係者により構成される協議会からの意見聴取を経て策定されることから、国が関与を行うことは、効率的な総量削減計画の策定を阻害し、都道府県毎の特微的な施策の自主性を損なうこととなるため、環境大臣への協議は不要である。	自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法第7条第3項		環境省	兵庫県、大阪府	C 対応不可	当該提案については、既に「義務付け・枠付けの第4次見直し」において、「当該協議の迅速化を図るため、事前調整を含めた確率的な処理期間を設定する」との協議決定内容となっており、その措置として、平成25年7月2日付けで関係自治体へ「標準処理期間の設定」について通知済みである。 環境大臣への協議については、「義務付け・枠付けの第4次見直し」時に回答したとおり、都府県知事が定めようとする総量削減計画について、国及び地方公共団体の各組にわたる施策が具体的に掲げられることから、国の関係省庁の施策との整合及び対策地域間における施策の整合を確保する必要があるとともに、基本方針に照らし、目標を定められるに妥当な計画であるか確認を行う必要があるため、目標を定められるに妥当な計画であるか確認を行う必要があるため、国と共同で実施したり財政面等で役割分担したりするなど、国が主体となる施策と密接に関連するものや複数の都道府県にまたがるものも多いため、国等の施策と整合し、かつ種別効果的・効率的なものである旨の確認が必要不可欠であることから、協議は存置する必要がある。 なお、前回の協議手続きにおいても、計画(案)に対し、関係省庁から指摘、修正事項等が提示された事業もあつた。 また、標準処理期間設定後、当該環境大臣協議手続きを実施したものはない。 以上のことから、協議を存置する考えに変更はない。	・国の総量削減基本方針は、地方公共団体の施策、調査結果を踏まえ、関係省庁との調整もなされたうえで策定されていることから、総量削減基本方針が策定される時点で十分な調整等は済んでいるものと考える。 ・このため、当該基本方針の枠組みの中で都道府県が総量削減計画を策定する限り、その内容は、都道府県の状況に応じた数量に変換すべきであり、計画が妥当か否かの国の判断は事前の調整等で足り、環境大臣への協議は不要と考える。 ・なお、都道府県間の調整は水平連携で十分に対応可能である。
976	使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく報告・立入検査・指導・助言および勧告・命令に係る事務・権限の広域連合への移譲	使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく報告・立入検査・指導・助言および勧告・命令に係る事務・権限の広域連合への移譲を求める(事業所が複数ある場合はそのすべてが広域連合の区域内にある場合に限る。)	3R等に関する消費者への啓発は各府県・市町村が実施し、法律上再生利用・再資源化の責任を負う事業者への指導は国が行っているため、一連の施策としての連携が取りにくい状況にある。 事業所が同一府県の区域を越えて存在する場合は、事務・権限を広域連合へ移譲することにより、事務の効率化を図ることができる。また、各府県・市町村の3R等への取組との連携が可能となる。 なお、事務・権限の移譲にあたっては財源、人材等の移管が前提となる。	使用済自動車の再資源化等に関する法律第37条、第38条、第130条第3項、第131条第2項		経済産業省、環境省	関西広域連合	C 対応不可	報告徴収・立入検査、指導・助言等の一連の是正措置は、自動車リサイクル法の目的を達成するため、広域的に活動している事業者も含めた他の事業者の取組状況や、近隣の県域も含めた自動車製造業者等又はその委託を受けた者の状況など、特定再資源化等物品を取り扱う事業者における全国的な状況も踏まえながら、全国統一の観点から実施される必要があり、引き続き国による実施が求められることから、これらの権限を地方に移譲することは困難である。	現在、各地方環境事務所に委任されている報告徴収・立入検査に関しては、従前より一都道府県を越えない場合は各都道府県への移譲も検討可能とされてきたものであり、これを関西広域連合の区域内に拡大しても条件の違いはないと考える。 また、指導・助言・勧告・命令等の措置については、国による統一性の確保のための基準の設定および専門的・技術的な支援があれば、広域連合でも対応は可能と考える。

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府県からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
776	資源有効利用促進法に基づく権限の都道府県への移譲	手挙げ方式や社会実験による検討を求める。			C 対応不可	<p>○資源の有効な利用の促進に関する法律の理念 資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号、以下「資源法」という。)は、使用済物品等及び副産物の発生を抑制並びに再生資源及び再生部品の利用による資源の有効利用を総合かつ計画的に推進することを目的とした法律である。</p> <p>具体的には、製品の製造段階における3R対策、設計段階における3Rの配慮(原材料の使用の合理化、長期使用の促進、構造の工夫等)、製造事業者等による自主回収・リサイクルシステムの構築など製造事業者等として取り組むべき事項を主務省令(「判断の基準となるべき事項」として定めており、住民に最も身近な自治体において地域の実情に応じて適正に処理する廃棄物処理とは異なり、製造事業者等が全国単位(製品の製造及び流通は一地域内で完結するものではない)で3Rを実施することを目的としたものである。したがって、製造事業者等における義務の履行状況に係る指導・監督権限について、都道府県や市町村の区域で細分化して実施することとする場合には、同法に基づく制度全体を根本から変更しなければならないと考えられる。仮に、権限を委譲した場合の実務上の問題点については別紙をご参照されたい。</p>	<p>4【環境省】 (2)資源の有効な利用の促進に関する法律(平3法48)(財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省と共管) 特定省資源事業者等に対する指導、助言、勧告、命令、報告徴収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行い、実施主体や国の関与等の在り方を含めた的確な執行の在り方について、原則として平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>
824	自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法に基づく総量削減計画の策定における環境大臣への協議の廃止	地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、「削減目標値」、「計画の達成の期間」以外の事項については、協議を不要とするべきである。「削減目標値」、「計画の達成の期間」についても、総量削減計画が国の基本方針の枠内で策定されるものであることを踏まえ、環境大臣への協議を不要とするよう積極的な検討を求める。			C 対応不可	<p>総量削減基本方針は、総量の削減に関する目標や施策等に関する基本的事項を示すものであるのに対し、都府県知事が定める総量削減計画は、地域の実情に応じて、国及び地方公共団体の各般にわたる施策により具体的に掲げられるものであることから、先に策定する削減基本方針に係る関係者庁との協議・調整が整っていることをもって、総量削減計画に係る協議・調整も行われたものとするは困難である。</p> <p>総量削減計画には、例えば道路改良などの具体の事業が掲げられることもあるが、それらの事業には、国の直轄事業、国の負担金や補助金等を受けて行う事業、国が関与して地方と協力して実施する事業などが含まれている。さらに、促公普車やエコドライブの普及促進などは、国及び地方公共団体が自動車製造事業者や物流事業者といった事業者に対して指導・啓発を行うことにより進められるものもある。このような施策は、都道府県単独で実施できるものではなく、実施体制や財政面等でそれぞれの役割を果たし、相互に連携を図りながら進めていくものであることから、総量削減計画の内容について、都府県間の調整だけでなく、国の施策との整合性や、基本方針に照らし目標を達成するために適当な計画内容であるか、かつ極力効果的・効率的なものであるかの確認が必要不可欠である。</p> <p>これまでの協議手続きにおいて、方針の統一を図る必要がある事項についての指摘や事業等に関する事実確認に対する指摘を行った事業もあり、環境大臣への協議は存置が必要と考える。</p>	
976	使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく権限の広域連合への移譲	手挙げ方式や社会実験による検討を求める。			C 対応不可	<p>(1)自動車リサイクル法の理念 使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号、以下「法」という。)は、使用済自動車に係る廃棄物の発生量が増大し、その有効な利用が十分に行われていない状況に鑑み、拡大生産者責任の理念に基づき、自動車製造業者等による使用済自動車に係る廃棄物の引取り及び引渡し並びにその再資源化等の実施に関する事項を定めるものである。法によって、自動車製造業者等は、自らが製造業者たる自動車に係る廃棄物を引取って再資源化等を行う義務を課せられるとともに、そのコストを再資源化等料金として新車販売時までに公表し、使用済自動車となるまでの期間の当該コストの変動リスクを負うことなど、法によって構築される自動車リサイクル制度において中心的役割を果たすこととなっている。</p> <p>法に基づき自動車製造業者等が行う特定再資源化等物品の再資源化等は、再資源化等に要する費用、指定引取場所の配置、特定再資源化等物品の性状、自動車の流通形態等を踏まえ、全国単位で行うことのみを想定しており、その履行状況に係る指導・監督について、都道府県や市町村の区域で細分化して実施することはおよそ法の想定するところではない。また、特定再資源化等物品の再資源化等については、再資源化の量に関する基準を設けており、当該再資源化等が生産確保基金上の変動が生じないよう行われることを担保するのみならず、資源の有効利用の観点から一定水準以上の再資源化等を行うことについて、能力及び施設を有することを担保する必要があるとの考え方に基づき、国としての一つの認定行為を行っているものであり、自動車製造業者等が、資源の有効な利用の観点から、再資源化の量に関する基準を有する再資源化等を行うとが前提には、他の都道府県に存在する施設の状態等も勘案しなければならず、また、自動車製造業者等が再資源化を委託する施設に対して、契約に基づいた適切な監督を行っているかという観点からも判断を行う必要があり、個々の施設の状態のみをもって判断できるものではない。</p> <p>なお、貴連合が要求する権限のうち、自動車製造業者等に課するものについては、貴連合の管轄区域内のみ事業所を有する自動車製造業者等の存在が確認できていないため、そもそも権限の移譲について具体的に検討することができない状況である。</p> <p>(2)仮に、権限を移譲した場合の実務上の問題点 仮に、貴連合の管轄区域内のみ事業所を有するメーカー等又はその委託を受けた者に対する指導・監督権限について、国から貴連合に権限を移譲した場合、実務上の問題点として、別紙のような場合が考えられ、行政コストの増大が予想される。 (別紙あり)</p>	<p>4【環境省】 (5)使用済自動車の再資源化等に関する法律(平14法87)(経済産業省と共管) 自動車製造業者等に対する指導、助言、勧告、命令、報告徴収及び立入検査並びに自動車製造業者等の委託を受けた者に対する報告徴収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行い、実施主体や国の関与等の在り方を含めた的確な執行の在り方について、原則として平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	
								区分	回答	意見	
980	使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく報告・立入検査・勸告・命令に係る事務・権限の移譲	使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく国の報告・立入検査・勸告・命令に係る事務・権限を都道府県へ移譲する。 なお、各自治体、地域の状況は様々であることから希望する都道府県の手上げ方式とする。 権限の移譲を受けた都道府県は、希望する市町村に一般廃棄物処理関係の権限を移譲できるものとする。	廃棄物処理法に基づく指導監督や3R等に関する消費者への啓発等は都道府県・市町村が実施している一方、各種リサイクル法に基づく事業者への指導監督は国が行っており、一連の施策としての連携が取りにくい状況にある。また、国の各府省が共有していることにより、縦割り行政の弊害が生じるおそれがある。 そのため、事業所が一の都道府県の区域内のみにある場合は、事務・権限を都道府県、市町村に移譲することで、事務の効率化を図ることが可能である。その際、権限に係る事務処理基準、財源、人材等について併せて国から措置することが必要である。	使用済自動車の再資源化等に関する法律第24条、第26条、第37～38条、第39条、第130～131条			経済産業省、環境省	鳥取県	C 対応不可	報告徴収・立入検査、指導・助言等の一連の是正措置は、自動車リサイクル法の法目的を達成するため、広域的に活動している事業者も含めた他の事業者の取組状況や、近隣の県域も含めた自動車製造業者等又はその委託を受けた者の状況など、特定再資源化等物品を取り巻くその時点における全国的な状況も踏まえながら、全国統一の観点から実施される必要があり、引き続き国による実施が求められることから、これらの権限を地方に移譲することは困難である。	廃棄物処理法に基づく産業廃棄物や一般廃棄物の処理に関する報告徴収・立入検査、指導・命令等の一連の是正措置については、国が採じた事務処理基準や通知等を踏まえて全国統一の観点から検討しつつ、従前から都道府県又は市町村が実施している。同時に、自動車リサイクル法に基づく事務についても、国が事務処理基準等を示すことで都道府県・市町村による実施が可能であり、廃棄物処理法に基づく権限と一体的に運用することで事務の効率化につながるから、移譲が必要である。
368	省エネ法に基づく特定事業者等に対する指導・助言、報告徴収、立入検査の都道府県への権限移譲	エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく指導・助言、報告徴収及び立入検査権限を、並行権限として、都道府県に移譲する必要がある。 【具体的な効果】地方公共団体においては、省エネルギー促進のための取組を行っているが、地域におけるエネルギーの使用状況等を把握することができないため対象を重点化することができず、また指導・助言する権限もないため、取組の成果が限定的となっている。例えば、本県においては、工場・事業場等の省エネルギー診断事業を無料で行っているが、エネルギー多消費事業者の情報を把握し、これら事業者に対し省エネ診断の活用を指導・助言することが可能となれば、地域内におけるエネルギー使用の合理化が大幅に進むことが期待される。 【効果的な取組みとするための工夫】求める措置の具体的内容にあわせて、当該法令に基づき国において収集した事業者等情報を、都道府県の求めに応じ提供することで、より効果的な取組とすることができる。	【必要性】エネルギー政策基本法第6条においては、「地方公共団体は、基本方針にのっとり、エネルギーの需給に関し、国の施策に準じて施策を講ずるとともに、その区域の実状に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」とされている。地方公共団体は、本規定に基づき、特に地域として取り組むべきエネルギー使用の合理化(省エネルギー)の促進、「再生可能エネルギーの普及」の施策の充実等に努めている。 これらの取組をより効果的なものとするため、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に基づく、特定事業者等に対する指導・助言、報告徴収及び立入検査権限を、並行権限として、都道府県に移譲する必要がある。 【具体的な効果】地方公共団体においては、省エネルギー促進のための取組を行っているが、地域におけるエネルギーの使用状況等を把握することができないため対象を重点化することができず、また指導・助言する権限もないため、取組の成果が限定的となっている。例えば、本県においては、工場・事業場等の省エネルギー診断事業を無料で行っているが、エネルギー多消費事業者の情報を把握し、これら事業者に対し省エネ診断の活用を指導・助言することが可能となれば、地域内におけるエネルギー使用の合理化が大幅に進むことが期待される。 【効果的な取組みとするための工夫】求める措置の具体的内容にあわせて、当該法令に基づき国において収集した事業者等情報を、都道府県の求めに応じ提供することで、より効果的な取組とすることができる。	エネルギーの使用の合理化に関する法律第6条、第53条、第60条、第67条、第87条	福岡県提案分	経済産業省、農林水産省、国土交通省、警察庁、金融庁、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、環境省	九州地方知事会	C 対応不可	平成25年11月22日付けで、全国知事会から内閣府地方分権改革推進室に対して、特定事業者等に対する指導・助言、報告徴収、立入検査に関する権限の委譲の受入れが困難である旨示されている。	昨年度検討されたのは「全国一律・一斉の権限移譲」であるが、全国知事会と各府省の見解が一致せず、権限移譲が実現しなかったものである。本年度の提案は、全国一律・一斉の権限移譲ではなく、「希望する自治体への権限移譲」であり、昨年度の結論をもって拒否することは不適切と考える。 本会としては、手分け方式で行うことにより、全国知事会の主張する包括移譲の必要性も具体的に検証できるものと考え。	
934	生物多様性保全推進支援事業に関する事務の都道府県への移譲	「空飛ぶ補助金」のうち生物多様性保全推進支援事業について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さず市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。 特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。 【効果的な取組みとするための工夫】求める措置の具体的内容にあわせて、当該法令に基づき国において収集した事業者等情報を、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。 【地方移管を求める理由】 地域の実情にあった補助金活用で、県内の保全活動の活性化につながる。	生物多様性保全推進支援事業実施要領 生物多様性保全推進交付金交付要綱 生物多様性保全推進交付金取扱要領		環境省	埼玉県	C 対応不可	生物多様性保全推進支援事業は、絶滅危惧種の保護、特定外来生物の防除、国立公園における保全再生等、国として生物多様性保全のために対策すべき事業のうち、地域で自発的に取り組む意思があるものについて、支援を行うものであり、支援対象は国が判断する必要がある。 また、本事業は地域生物多様性協議会への支援であり、協議会の構成員には地方自治体が含まれていることが要件として交付金交付要綱に定められているため、都道府県が協議会の構成員となることで都道府県が実施する事業との連携等は可能と考えられる。	主な生物多様性保全活動は、地域団体が主体となり地域の実情に応じた対策に取り組んでいる。しかし、保全活動を行っている多くの団体は、市町村との関わりが薄く限られた活動となっている。 そこで、当該事業の事務を県が行うことで、市町村へ生物多様性保全の必要の意識啓発を図るとともに、市町村と団体が積極的に連携・協働しながら地域特性を生かした保全活動を行う環境を整えることができる。 また、地域に新たな協議会の発足を促し、生物多様性保全活動を活性化させることにより、魅力ある地域づくりにつながる。また、協議会の構成員として、国が提案する「県が協議会の構成員となって支援する」という取組よりも、当該事業を県へ移譲し柔軟な補助制度としていくことで、より多くの保全活動実施への支援が可能となり大きな効果を期待することが期待できる。 このようにして、地域の現状に合わせて当該補助金を柔軟に活用し、地域の活力を向上させることで、地域主体の持続性がある保全活動が可能となり、国が行う生物多様性保全施策を促進させることができる。 そのため、当該事業について、都道府県に移譲すべきである。	

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見		区分	回答	
980	使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく報告・立入検査・勧告・命令に係る事務・権限の移譲	手挙げ方式や社会実験による検討を求める。	【全国市長会】 権限を受けた都道府県から市へ権限を移譲する場合は、手挙げ方式による移譲を求める。		C 対応不可	<p>(1)自動車リサイクル法の理念 使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号。以下「法」という。)は、使用済自動車に係る廃棄物の発生量を削減し、その有効利用が十分に行われていない状況に臨み、拡大生産者責任の理念に基づき、自動車製造業者等による使用済自動車に係る廃棄物の引取り及び削減並びにその再資源化等の実施に関する事項を定めるものである。法によって、自動車製造業者等は、自らが製造等した自動車に係る廃棄物を引き取って再資源化を行う義務を負われるとともに、そのコストを再資源化料金として新車販売時までに公表し、使用済自動車となるまでの期間の当該コストの変動リスクを負うことなど、法によって構築される自動車リサイクル制度において中心的な役割を果たすこととなっている。</p> <p>法に基づき自動車製造業者等が行う特定再資源化等物品の再資源化等は、再資源化等に要する費用、指定引取場所の配置、特定再資源化等物品の性状、自動車の流通形態等を踏まえ、全国単位で行うことのみを想定しており、その履行状況に係る指導・監督については、都道府県や市町村の区域で実施することは法上の規定するところではない。</p> <p>また、特定再資源化等物品の再資源化等については、再資源化の量に関する基準を設けており、当該再資源化等が生活環境保全上の支障が生じないように行われることを担保するのみならず、資源の有効利用の観点から一定水準以上の再資源化等を行うことについて、能力及び取捨を考慮することを担保する必要があるとの考え方を基本とし、国としての一貫の取組行為を行っているものであり、自動車製造業者等が、資源の有効利用の観点から、再資源化の量に関する基準を満たす再資源化等を行っているかどうかについては、他の都道府県に存する施設の状態等も勘照しなければならない。また、自動車製造業者等が再資源化を委託する施設に対して、契約に基づいた適切な監督を行っているかという観点からも判断を行う必要があり、種々の施設の状態のみをもって判断できるものではない。</p> <p>なお、貴府が要求する権限のうち、自動車製造業者等に関するものについては、一の都道府県の管轄区域内のみに事業所を有する自動車製造業者等の存在が確認できないため、そもそも権限の移譲について具体的に検討することができない状況である。</p> <p>(2)仮に、権限を移譲した場合の実上の問題点 仮に、一の都道府県内のみ事業所を有する自動車製造業者等又はその委託を受けた者に対する指導・監督権限について、国から都道府県に権限を移譲した場合、実上の問題点として、別紙のような場合が考えられ、行政コストの増大が予想される。 (別紙あり)</p>	<p>【再掲】 4【環境省】 (6)使用済自動車の再資源化等に関する法律(平14法87)(経済産業省と共管) 自動車製造業者等に対する指導、助言、勧告、命令、報告徴収及び立入検査並びに自動車製造業者等の委託を受けた者に対する報告徴収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行いつつ、実施主体や国の関与等の在り方を含めた的確な執行の在り方について、原則として平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>
368	省エネ法に基づく(特定事業者等)に対する指導・助言、報告徴収、立入検査の都道府県への権限移譲	<p>・指導、助言、報告徴収、立入検査の権限のほか、特定事業者等の指定、定期報告書の受理、中長期計画書の受理や合理化計画に係る指示及び命令などの権限についても包括的に移譲すべきであり、全国一律の制度化に向け、問題点等を検証するために、手挙げ方式や社会実験による実現を検討するべきである。</p> <p>・自治事務に区分されるものと考えられるため、国による指示権は原則認められず、また、基準の設定については、義務付け・特付けのメルクマールの範囲内とすべき。</p> <p>・なお、平成25年11月22日付け文書では、権限移譲後の責任ある対応を取ることができない報告徴収・立入検査等の事務のみの受け入れについて困難と記載したものの。</p>	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重された。		C 対応不可	<p>1. エネルギーに係る施策は、我が国の経済活動に欠くことのできないエネルギーを安定的に供給することが目的であり、海外から安定的に燃料を調達する施策と、燃費資源を有効に利用するための施策とを構成している。後者の規制が省エネ法であり、エネルギーを使用する事業者に対して一定の義務を課している。</p> <p>2. 国は省エネ法の目的にある「エネルギーの使用の合理化を総合的に推進するため」、「事業者全体の状況」と「個々の事業者の状況」の両者を踏まえて事業者の取組を評価し、指導や立入検査等を実施する必要がある。このため、国の指示権の行使及び統一な基準に基づく運用が必要である。</p> <p>3. また、特定事業者等の指定、定期報告書の受理、中長期計画書の受理や合理化計画に係る指示及び命令などの権限を委譲した場合、事業者全体の状況を把握し、勘案した上での事務を実施することが不可能となる。</p> <p>4. さらに、省エネ法では、事業者に対するエネルギー対策の強化を図る観点から、事業者が複数の所在地に設置している全ての事業所について全体としての効果的かつ効果的な省エネルギー対策の実施を義務付けるため、事業者単位での規制を行っているものとして、今回の九州知事会の提案のように、自治体から自らの管内の事業所のみを対象として立入検査等を行う場合、複数の都道府県に事業所を有する事業者としては、同一事業者でも事業所ごと立入検査等を行う主体が異なることより、法の趣旨に反する。この際、全国知事会の意の意のよう国に指示権を認めず自治体毎に異なる運用が行われた場合は特に、事業者の混乱を招くおそれがある。また、自らの管内に本社がある事業者が有する他自治体の事業所を対象として立入検査等を行う場合は、当該事業所が立地する自治体又は国との調整が不可欠であり、現実的ではない。</p> <p>5. 加えて、手挙げ方式により都道府県に権限を移譲し、全国知事会の意見のように国の指示権を認めない場合は、対象事業者の範囲に限らず当該「事業者全体の状況」を踏まえた対応が困難であり、法目的の達成が困難となる。</p> <p>6. 以上のことから、移譲の対象とはできない。</p>	<p>4【環境省】 (1)エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭54法49)(警察庁、金融庁、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省と共管) 特定事業者等(事業所等が一の都道府県の区域内のみにあるものに限る。)に対する指導、助言、報告徴収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行いつつ、実施主体や国の関与等の在り方について、平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>
934	生物多様性保全推進支援事業に関する事務の都道府県への移譲	手挙げ方式や社会実験による検討を求める。	【全国市長会】 市町村への交付分については、国の関与とは別に、都道府県の関与が新たに加わることや、申請に係る事務手続きの増加等への懸念もあることから、慎重に検討を行うべきである。		C 対応不可	<p>生物多様性保全推進支援事業は、絶滅危種の保護、特定外来生物の防除、国立公園における保全再生等、国として生物多様性保全のために対策すべき事業のうち、地域で自発的に取り組む意思があるものについて、支援を行うものであり、支援対象は国が判断する必要がある。</p> <p>また、非常に限られた予算の中で、重要性を勘案しながら、支援対象や交付額を決める必要があるため、そのためには、全国からの要望を見つつ国が判断を行うべきと考えている。</p> <p>さらに、本事業は地域生物多様性協議会への支援であり、協議会の構成員には地方自治体が含まれていることが要件として交付金交付要綱に定められている。既存の枠組みを生かし、都道府県又は市町村が協議会の構成員となることで、都道府県や市町村が実施する事業と十分な連携・協働をはかり、地域特性を生かした保全活動を行うことは可能と考えられる。</p>	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
								区分	回答	意見
836	公共下水道の設計者等の資格制度の条例委任について	公共下水道を設置、改築する場合の設計者及び工事の監督管理者、維持管理を行う者の資格を条例に委任し、より地域の実情に応じた資格の設定を可能とする。	公共下水道を設置、改築する場合の設計者及び工事の監督管理者、維持管理を行う者の資格について下水道法第22条で定められているが、職員の配置については、各自治体における人事や人材育成方針等に基づき実施され、職員採用や人事任用制度もあり、当該観点のみの職員配置は難しい状況にある。また、職員の在職年数が長くなりがちになり、新たな職員が配置できず技術の伝承に支障をきたしている。	下水道法第22条		国土交通省、 環境省	三鷹市	○ 対応不可	公共下水道・流域下水道の設計、工事の監督管理を行う者に必要な資格要件、及び公共下水道・流域下水道の維持管理を行う者の資格要件については、下水道法第22条に基づき政令で規定されていますが、これらの要件は、特殊な技能が不可欠なことから業務に着目し、必要最低限の資格(学歴・実務経験年数等)を定めているものであり、ご提案のように地方公共団体の人員配置等の観点から、地域に応じて差異を設けることができる性質のものではありません。 地方公共団体の人員配置等から資格者の確保が難しいという点につきましては、外部の人材を活用する手法として例えば、維持管理について包括的民間委託(民間事業者が下水処理場の運転操作等の維持管理を行うもの)の方式で民間事業者に委託する方法(下水道管理者側で、資格者を配置する必要はない。)等があり、実際に一定の地方公共団体で活用されているところですので、ご検討頂ければと存じます。	水道法の一部改正では、水道の布設工事監督者を配置する対象工事に関しては、地方公共団体の条例で定める水道の布設工事に限るとされ、水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準に関しては、政令で定める資格を参照して地方公共団体の条例で定めることとされています。 また、市内に下水処理場を抱える本市にとって、技術系職員の知識・技術の継承は安定的な下水道経営の観点から不可欠です。こうした観点から、ご回答いただいた包括的民間委託の方式は、技術系職員の知識・技術の伝承に支障を来すことが懸念されるため、条例委任による資格設定について再検討を求めるところです。

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果	
		意見	意見		区分	回答		
836	公共下水道の設計者 等の資格制度の条例 委任について	—	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求 める。		C	対応不可	<p>○処理施設、ポンプ施設及び排水施設の設計・監督管理、処理施設及びポン プ施設の維持管理がそれぞれ適切に行われなければ、市街地の浸水、汚水 の溢水や公共用水域の汚染といった重大な被害を及ぼすおそれがあることと もに、公衆衛生の観点から人命に関わるおそれがあります。</p> <p>○これらには土木工学、機械工学、電気工学に加え、化学、生物学、公衆衛 生学に係る専門的な知識が必要となるため、下水道法第22条及び下水道法 施行令第15条において、必要最低限の資格を有する者が必要であるとして いるところであり、ご提案のように人員配置が困難であるとの理由により、緩 和できる性質のものではありません。</p> <p>○また、水道と異なり下水道は、公共用水域の汚濁、市街地の浸水及び公衆 衛生の悪化について、一つの地方公共団体の範囲を超えて広域的な被害を 生ずるものであるため、全国一律の基準が要請されるものです。このことは、 公共用水域の汚濁防止の観点から下水道法第2条の2の規定に基づき流域 別下水道整備総合計画を定めなければならないとされていることから明らか です。</p> <p>○なお、公益事業に関連して、一定の資格や経験年数を統一的に必要とする 同様の規定としては、電気事業法(昭和39年法律第170号)第43条やガス事 業法(昭和29年法律第51号)第31条に規定される主任技術者等があること です。</p>	<p>6【環境省】 (1)下水道法(昭33法79)(国土交通省と共管) 公共下水道又は流域下水道の設計若しくは工事の監督管理又は維持管理を 行う者の資格要件(施行令15条及び15条の3)のうち技術上の業務従事経験 について、下水道管理をめぐる状況の変化に鑑み、下水道以外の一定のイン フラに関する経験を算入できるようにするとともに、下水道に関する経験を緩 和する方向で検討を行い、平成27年中に必要な措置を講ずる。</p>